

畜産高度化支援リース事業規程集

平成26年4月

一般財団法人 畜産環境整備機構

畜産環境整備機構リース事業規程集

(目 次)

I 規程等

1 畜産高度化支援リース事業実施要領.....	1
2 機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について.....	43
3 家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領.....	52
4 畜産高度化支援リース事業実施要領第13の機構が定める条件等.....	62
5 事業実施に係る費用対効果分析の取扱について.....	64
6 機構の許可が必要な改造の考え方.....	70
7 畜産高度化支援リース事業業務委託要領.....	76
8 畜産高度化支援リース事業再貸付手数料交付要領.....	81
9 畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領.....	83
10 畜産環境整備機構貸付施設等検収要領.....	84
11 畜産環境整備機構損害保険要領.....	90
12 畜産環境整備機構保証保険要領（直接・間接リース）.....	100
13 一般財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き.....	122
14 販売業者との売買事務手続き等について（詳細版）.....	123
15 契約書	
(1) 一般財団法人畜産環境整備機構貸付施設等売買契約書.....	129
(2) 一般財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書（直接・間接リース）.....	131

II 補助付きリース事業に係る消費税の取扱い

1 補助付きリース事業に係る補助金の取扱い.....	135
2 補助付きリース物件の補助金に係る消費税相当額の返還について.....	138

III 参考資料

1 畜産高度化支援リース事業実施要綱.....	141
3 畜産業振興事業の実施について（抜粋）.....	162

I 規程等

畜産高度化支援リース事業実施要領

平成22年	5月28日	22環機第448号	制 定
平成22年	6月25日	22環機第571号	一部改正
平成22年	8月31日	22環機第726号	一部改正
平成22年	9月22日	22環機第788号	一部改正
平成22年	10月22日	22環機第831号	一部改正
平成23年	3月30日	23環機第209号	一部改正
平成23年	12月28日	23環機第852号	一部改正
平成25年	3月25日	25環機第110号	一部改正
平成26年	3月24日	26環機第152号	一部改正

一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が実施する畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な施設並びに機械及び装置(以下「施設等」という。)の貸付事業の実施に関しては、畜産高度化支援リース事業実施要綱(平成22年4月23日付22農畜機第389号。以下「実施要綱」という。)に定めるほか、この実施要領の定めるところによる。

第1 事業の内容等

1 リース事業の内容及び用語の定義

(1) リース事業の内容

ア 畜産環境整備リース事業(以下「経営リース」という。)

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。

イ 食肉販売等合理化施設整備リース事業(以下「食肉リース」という。)

食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。

ウ 生乳流通効率化支援リース事業(以下「生乳リース」という。)

生乳等の流通の効率化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。

エ 堆肥保管施設整備リース事業(以下「1/2補助付きリース」という。)

堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して堆肥の調整・保管に必要な施設等を貸し付けるとともに、リース料のうち当該施設等の購入費分の2分の1以内に相当する金額を助成する。

(2) 用語の定義

この要領で使用する用語は、次の通りとする。

ア 直接リース方式 機構が直接又は受託団体に貸付業務を委託する方法により借受者に貸付施設等を貸し付ける方式

イ 間接リース方式 機構が借受団体に貸付施設等を貸し付け、それを借受けた借受団体が直接又は転貸借受団体を經由して借受者に貸し付ける方式

ウ 借受者 リース方式のいかんにかかわらず、貸付施設等を直接使用する者

エ 借受団体 間接リース方式において、貸付施設等を自ら使用することなく、借受者又は転貸借受団体に貸し付けることを目的に機構から貸付施設等を借り受ける団体

オ 転貸借受団体 間接リース方式において、貸付施設等を自ら使用することなく、

借受者又は他の転貸借受団体に貸し付けることを目的に借受団体又は他の転貸借受団体から貸付施設等を借り受ける団体

カ 受託団体 第15の1規定により機構から委託を受けて貸付業務を行う団体

キ 補助残リース 国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産機構」という。）等によるこのリース事業以外の補助を受けて設置する施設を機構のリース事業により設置すること

2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等

(1) 経営リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表1に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

(ア) 家畜ふん尿（家畜ふん尿由来の堆肥等を含む。）の乾燥処理、発酵処理、浄化・液肥処理、調整、保管、運搬等及び悪臭対策に必要な施設等（以下「家畜ふん尿処理施設等」という。）

(イ) 飼料の生産、給与、貯蔵等に必要な施設等（以下「飼料の生産、給与等施設等」という。）

(ウ) 家畜の飼養管理等のために必要な施設等（以下「家畜飼養管理等施設等」という。）

(エ) その他一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等（以下「特認施設等」という。）

a 家畜の飼養環境の改善に関するもの

b (ア) から (ウ) において畜産経営の合理化のための先進的な技術体系にかかるもの

c 6次産業化に関するもの

なお、特認施設等の貸付申請については、貸付申請においてこの旨を明らかにするものとする。

イ 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 団体等

a 農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下(1)において「団体等」という。）

b 別表5に定める要件を満たすコントラクター（飼料生産受託組織）、TMRセンター（完全混合飼料の飼料生産組織）を営む者及びその他の飼料生産組織（以下「コントラクター等」という。）並びに堆肥センター

(イ) 個人、法人等

a 次に掲げる要件を満たす養畜の事業を行う個人の農業者（以下(1)において「畜産農業者」という。）

(a) 貸付対象施設等が家畜ふん尿処理施設等である場合は、その畜産農業者が営む経営において家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用の観点から早急に環境整備が必要と認められること。

(b) 貸付対象施設等が飼料の生産、給与等施設等、家畜飼養管理等施設等又は特認施設等である場合は、次の要件を満たすこと。

i その畜産農業者が営む経営について、飼料の生産又は利用の合理化その他飼養環境の改善の緊急性が高いと認められる者であること。

ii 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に基づく市町村計画を作成している市町村内で乳牛若しくは

肉用牛を飼養している者又は都道府県からの申出に基づき理事長が特に認めた者であること。

b 養畜の事業を行う法人。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人に該当する会社以外の会社にあつては、次に掲げるものに限る。

(a) 次のすべての要件に該当するもの（以下「中小法人」という。）

i 資本の額又は出資の総額が3億円を超えないこと。

ii 常時使用する従業員の数が300人を超えないこと。

(b) 会社の総株主又は総出資の議決権の過半数が中小法人の要件に該当しない同一の会社の所有に属していないもの又はその3分の2以上が中小法人の要件に該当しない複数の会社の所有に属していないもの

c 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は畜産農業者が株主又は出資の議決権の過半数を持つ会社

d a又はbを含む2以上の農業者が構成する集団であつて、かつ、貸付施設等を共同利用するもの（以下「集団」という。）。ただし、農事組合法人であつて養畜の事業に係る共同利用施設の設置又は養畜に係る農作業の共同化に関する事業及びこれらに付帯する事業のみを行っているものは、集団とみなして取り扱うことができる。

ウ 再貸付け及び再々貸付け

団体等は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又はイの(イ)の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。

(2) 食肉リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表2に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

(ア) 食肉（食肉を利用した惣菜を含む。）の加工及び販売に必要な施設等

(イ) 畜産副産物の処理に必要な施設等

(ウ) 食肉の処理（肉畜のと畜解体から部分肉処理加工等までをいう。以下同じ。）に必要な次に掲げるいずれかの要件を満たす施設等（以下「食肉処理等施設等」という。）

a 貸付施設等を新たに整備するもの

b BSEその他の疾病対策等衛生水準の高度化を図るためのもの

c 一層の合理化・需要拡大に資する新規モデル性のあるもの

d CO₂削減等環境対策に資するもの

イ 借受者の範囲等

(ア) アの(ア)及び(イ)の貸付対象施設等

a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(a) 食肉販売業を営む者を組員とする中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）

(b) 食肉販売事業協をもって組織する協同組合連合会であつて、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）

(c) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がそ

の発行済株式のうち議決権のある株式の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの

- (d) 社団法人日本畜産副産物協会（昭和53年11月11日に社団法人日本畜産副産物協会という名称で設立された法人をいう。以下「副産物協会」という。）
- (e) 社団法人日本食肉市場卸売協会（昭和35年9月22日に社団法人日本食肉市場卸売協会という名称で設立された法人をいう。以下「市場協会」という。）

b 再借受者

借受団体は、aの(a)、(b)、(d)及び(e)とし、次に掲げる者に再貸付けすることができる。

- (a) aの(a)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす食肉販売業者（以下「組合員」という。）とする。
 - i 食肉販売事業協の組合員であること。
 - ii 中小法人であること。
 - iii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。
- (b) aの(b)にあつては、次に掲げる者とする。
 - i 食肉販売事業協
 - ii 組合員
- (c) aの(d)及び(e)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。
 - i 副産物協会又は市場協会の会員であること。
 - ii 中小法人であること。
 - iii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

c 再々借受者

転貸借受団体は、bの(b)のiの食肉販売事業協とし、組合員に再貸付けすることができる。

(イ) アの(ウ)の貸付対象施設等

- a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 都道府県の全部若しくは一部の区域をその地区とする農業協同組合連合会又は事業を実施する都道府県に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会
 - (b) 独立行政法人及び地方公共団体を除く法人であつて、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの
 - i 当該食肉処理場が食肉の処理を一貫して行うもので、かつ、国又は農畜産機構の補助事業によりその施設の整備が行われていること。
 - ii 当該食肉処理場がi以外の食肉処理場である場合にあつては、管理主体である法人が次に掲げるすべての要件を満たすもの（以下「管理法人」という。）
 - (i) 中小法人であること。
 - (ii) 食肉の衛生管理の向上に必要な施設等の整備を行うものであること。
 - (c) 財団法人日本食肉生産技術開発センター（平成元年8月1日に財団法人日本食肉生産技術開発センターという名称で設立された法人をいう。）

b 再借り受け者

借受団体は、aの(a)を含む団体等及び(c)とし、管理法人に貸付けすることができる。

(3) 生乳リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表3に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。いずれの貸付対象施設等も集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。

- (ア) ミルクタンクローリー（殺菌した生乳の輸送に対応可能なもの等を含む。）
- (イ) 貯乳冷却施設
- (ウ) オートサンブラ
- (エ) 滅菌貯乳施設（短期的な生乳の需給調整のために使用するものに限る。）
- (オ) 情報通信機器（生乳の集送乳に使用するものに限る。）
- (カ) 保冷車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）
- (キ) 冷蔵機能付輸送車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）
- (ク) 宅配専用車
- (ケ) 経営管理機器
- (コ) 販売機器（自動販売機及びショーケースに限る。）

イ 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会等（農業協同組合又は農業協同組合連合会が集送乳等契約を締結している中小法人であって、理事長が認めたものを含む。）
- (イ) 乳業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合
- (ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの
- (エ) 一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの
- (オ) 牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された商工組合
- (カ) その他牛乳の流通に関する団体であって、農畜産機構理事長が特に必要であると認めるもの

ウ 再借受者等

借受団体は、イの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)とし、直接又は転貸借受団体を介して、次に掲げる者に再貸付けすることができる。

- (ア) イの(ア)から(エ)の直接又は間接の構成員が当該施設等の運営を直接行う場合は、これらの構成員
- (イ) イの(オ)又は(カ)を構成する牛乳販売店

(4) 1/2補助付きリース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表4に掲げる施設等とする。

- a 堆肥の調整・保管施設
- b 堆肥の調整機械
- c 堆肥の散布機械
- d 堆肥の運搬機械

bからdまでの貸付対象施設等の貸付けは、aの貸付対象施設等と一体的に貸し付ける場合に限る。

イ 借受者の範囲等

- (ア) 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。
- a 農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下(4)において「団体等」という。）
 - b 次に掲げるいずれかの要件を満たす者
 - (a) 養畜の事業を行う個人の農業者（以下(4)において「畜産農業者」という。）
 - (b) (1)のイの(イ)のbで規定する養畜の事業を行う法人
 - (c) 農業協同組合連合会若しくは農業協同組合又は畜産農業者が株主又は出資の議決権の過半数を持つ会社
 - (d) (a)又は(b)を含む2以上の農業者が構成する集団であって、かつ、貸付施設等を共同利用するもの。ただし、農事組合法人であって、養畜の事業に係る共同利用施設の設置又は養畜に係る農作業の共同化に関する事業及びこれらに付帯する事業のみを行っているものは、集団とみなして取り扱うことができる。
 - (e) 別表5に定める要件を満たす堆肥センター。
- (イ) 借受者は、貸付施設等の利用について堆肥の利用先と堆肥の調整・保管の年間延日数、堆肥の仕向量、貸付施設等の保管設置場所等に関する「堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約」（以下「貸付施設等利用規約」という。）を締結し、貸付申請書にその写しを添付するものとする。
- (ウ) (ア)のbに掲げる者((d)の集団のうち養畜の事業を行わないものを除く。(エ)において同じ。)は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。
- (エ) (ア)のbに掲げる者は、次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。
- a 配合飼料を利用し、前年度において「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付50畜B第302号農林事務次官依命通達）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「数量契約」という。）を締結していた場合、引き続き本年度においても数量契約を締結していること。
 - b 前年度及び本年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。
 - c 新たに本年度、数量契約を締結していること。
 - d 前年度に数量契約を締結していたが本年度において数量契約を締結していない場合については、配合飼料の給与を完全に中止していること。
- ウ 再借受者等
- 借受団体は、団体等とし、団体等の構成員等（一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又はイの(ア)のbに掲げる者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。

第2 貸付期間

- 1 貸付施設等の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）と同一年数とする。
- 2 貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、次のとおり短縮し、又は延長することができる。ただし、第1の2の(4)のリース事業に係る貸付期間の延長はできない。
 - (1) 短縮することができる期間は、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等にあつては当

該法定耐用年数の100分の70に相当する年数まで、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の60に相当する年数までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。

- (2) 延長することができる期間は、法定耐用年数の100分の120に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り上げるものとし、その年数が20年を超える場合は20年とする。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生の場合、都道府県からの申出等に基づき、理事長が認めた範囲で延長することができるものとする。
- (3) 複数種類の貸付施設等（動産総合保険対象施設等に限る。）を借り受けるときは、当該貸付施設等の取得価額（当該貸付施設等の取得に係る支払対価の額から消費税等の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の合計額を1の貸付期間から第3の4の(1)により計算された当該貸付施設等ごとの基本貸付料（年額）の合計額で除して得た年数以内の年数を当該複数種類の貸付施設等のそれぞれの貸付期間とする。

第3 貸付料

1 貸付料の徴収

機構は、直接リースにあつては、借受者から直接又は受託団体（その者から再委託を受けた団体を含む。以下同じ。）を介して貸付料を徴収する。間接リースにあつては、借受団体から貸付料を徴収する。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生により借受者等に深刻な影響を与えた場合、理事長は、都道府県からの申出等に基づき、リース事業に係る補助金を毀損させない範囲で貸付料の徴収の繰延又は猶予を行うことができるものとする。

2 貸付料の納入方法の選択

- (1) 貸付料の納入方法は、年1回払い又は年4回払いとし、借受者又は借受団体は、貸付申請時に貸付申請ごとに貸付料の納入方法を選択するものとする。
- (2) (1)により選択した貸付料の納入方法は、変更することができない。

3 貸付料の計算期間

貸付料の計算期間（以下「計算期間」という。）は、年1回払いの場合は1年（ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日から翌年の応当月の末日まで）、年4回払いの場合は3ヵ月（ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日からその3ヵ月後の月の末日まで）とする。

4 貸付料の額

計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額をその基準とする。

- (1) 基本貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額（当該取得価額の10%に相当する額をいう。以下同じ。）を控除して得た額を当該貸付施設等に係る計算期間の数で除して得た額とする。ただし、1/2補助付きリース及び補助残リースにおいては、取得価額から補助金相当額を控除した額を取得価額とみなして計算した額とする。
- (2) 附加貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、貸付契約締結時における株式会社日本政策金融公庫の利率等を参考にして理事長が定める料率（以下「基準料率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、借受者になろうとする者（機構に対し滞納している債務（過去に機構の補助付きリース事業を利用したことのある者）にあつては、当該貸付けについて補助金に係る消費税等相当額の処理を含

む。)がない者に限る。)が次のいずれかの要件に該当する場合は、基準料率より低い料率とすることができる。

ア 経営リース

(ア) 特別対策機械(従前の畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領(平成17年8月30日制定)第1に定める特別対策機械に該当する施設等をいう。)を借り受けるものであること。

(イ) 貸付申請額が1申請当たり200万円以上であって、かつ、機構のリース事業(補助付きリース事業を含む。)を利用した実績があること。

(ウ) 畜産経営に係る認定農業者であること。

(エ) 家畜伝染病又は自然災害等の発生により深刻な影響を受けた者であることを都道府県の申出に基づき理事長が認めた者であること。

イ 食肉リース

(ア) 別表2の(3)で指定する衛生管理機械を借り受けるものであること。

(イ) 過去3年度内における食肉リースの借受実績が3,000万円以上である者であること。

(ウ) 食肉処理等施設等を借り受ける場合は、農畜産機構の出資を受けている者であること。

ウ 生乳リース

過去3年度内における生乳リースの借受実績が9,000万円以上である者であること。

エ 貸付申請の内容、施策との整合性等から判断して、負担軽減を特に図る必要があると理事長が認めた者であること。

(3) 年1回払いの場合における第1回及び最終回の基本貸付料及び附加貸付料の額は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、第1回については(1)及び(2)により計算した額に12分の4を乗じて得た額、最終回については(1)及び(2)により計算した額に12分の8を乗じて得た額とする。

(4) 消費税等相当額は、基本貸付料の額に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

(5) 第2の2の(2)のただし書による貸付期間の延長及び第3の1のただし書による貸付料の徴収の繰延又は猶予を行った場合の貸付料等(第4の譲渡代金及び第6の保険料を含む。)の徴収時期及び徴収額については、理事長が別途定める。

(6) 借受者が補助残リースにより機構から貸付施設等を借り受けた場合には、その補助金相当額を第1回の貸付料と併せて納入するものとする。

5 貸付料の納入期限

貸付料の納入期限は、年1回払い及び年4回払いごとに次のとおりとする。

(1) 年1回払い

ア 第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等の貸付けが開始された月の末日から起算して3ヵ月後の月の末日とし、以後毎年応当月の末日を期限とする。

イ 最終回の貸付料の納入期限は、貸付開始月の応当月の末日とする。

(2) 年4回払い

第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等の貸付けが開始された月の末日から起算して2ヵ月後の月の末日とし、以後前回の納入期限の3ヵ月後の月の末日を期限とする。

6 貸付料の納入

貸付料の納入は、機構が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

第4 貸付施設等の譲渡

- 1 貸付施設等の譲渡は、譲渡価額及びその額に対する消費税等相当額の合計額（以下「譲渡代金」という。）が機構に納入された日に、借受者に譲渡されるものとする。
- 2 譲渡代金の納入期限は、最終回の貸付料の納入期限から3ヵ月後の月の末日とする。
- 3 譲渡代金の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。

第5 貸付施設等に係る公租公課

1 公租公課の負担者

貸付施設等の所有権は、貸付期間終了後に当該貸付施設等が借受者に譲渡されるまでは機構にあるが、貸付施設等に係る公租公課は、賃借権に基づいて貸付施設等を占有し、使用する借受者が負担するものとする。

2 公租公課の取扱い

- (1) 固定資産税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条に基づき毎年1月1日に償却資産（自動車税の対象となる自動車を除く。）が所在する市町村の長にその年の1月31日までに償却資産申告書を提出し、申告しなければならないが、貸付施設等については、地方税法第342条第3項に基づき機構と借受者との共有物とみなされるので、借受者は、連帯納税義務者として貸付施設等の所在する市町村の長に対して申告し、納税するものとする。
- (2) 不動産取得税は、不動産を取得した者に対してその取得時において都道府県が地方税法第73条の2（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に基づき当該不動産の評価額に対し課税するものである。貸付施設等に係る不動産取得税は、その不動産の取得者である機構に対して課税されるが、当該不動産の借受者が、納税義務者である機構に代わって納税に関する一切の処理を行う納税管理人として貸付施設等の所在する都道府県に届出し、当該税額を負担するものとする。
- (3) 自動車税については、使用者である借受者が負担するものとする。

第6 保険の取扱い

1 保険加入の義務

借受者（生乳リースにあつては、車両を借り受ける者に限る。）は、貸付施設等及びその債務の履行に関し、自らの負担で機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険を付さなければならない。

2 保険加入の手続等

借受者が損害保険を付さなければならない貸付施設等の種類及び契約の内容、手続等並びに保証保険の契約内容、手続等については、別に定める。

3 保険料の徴収等

- (1) 損害保険料及び保証保険料の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。
- (2) 保険料は、貸付料等の徴収の繰延又は猶予期間中であっても借受者が負担しなければならない。

第7 貸付施設等の維持管理等

1 維持管理の原則

- (1) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理し、使用しなければならない。
- (2) 借受者は、機構が表示させた貸付記号を、当該貸付施設等の譲渡を受けるまでの間、常に見やすい状態に保つよう努めなければならない。

2 経費の負担

貸付施設等の維持管理及び使用等のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

3 目的外使用、設置場所の変更、改造等の禁止

- (1) 借受者は、貸付施設等をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目の如何にかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。
- (2) 借受者は、貸付施設等の設置場所（自動車等にあつては、車庫の所在地。以下同じ。）を変更してはならない。
- (3) 借受者は、貸付施設等を改造してはならない。
- (4) (1)から(3)にかかわらず、借受者及びその相続人等からの申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、貸付施設等の設置場所の変更又は貸付施設等の改造を行うことができる。

第8 事故等の発生の場合の措置

1 事故等の発生 の 報告 と 修理

貸付施設等に関し事故又は故障（以下「事故等」という。）が発生した場合は、借受者は、直ちに電話等により直接又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体を通じて機構に事故等の内容及びとった措置等について報告し、修理が可能であるときは、自己の負担において修理を行うとともに、借受者は、速やかにその事故等の状況を、書面により借受団体等を経由して機構に報告するものとする。

2 事故等 と 貸付 契約 と の 関係

- (1) 貸付施設等が一部損傷した場合等であつて借受者が修理したときは、貸付契約は継続されるものとし、損害保険金が機構に支払われたときは、機構は、受け取った保険金を限度として借受者が修理に要した費用に充当するものとする。
- (2) 貸付施設等の隠れた瑕疵により事故等が発生し、借受者が損害を被った場合は、貸付契約は継続されるものとし、機構は、当該貸付施設等の販売業者、施工業者又は製造業者（以下「販売業者等」という。）に対する損害賠償請求権を借受者に譲渡するものとする。
- (3) 借受者の責に帰すべき事由により貸付施設等の使用が著しく困難となった場合は、貸付契約は終了する。この場合の貸付施設等の取扱いについては、3に定めるところによる。

3 借受者の責に帰すべき事由による貸付施設等の滅失等

- (1) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等の使用が著しく困難となったときは、当該貸付施設等をその時点の精算額（第13の5の精算額をいう。ただし、機構が損害保険金の支払いを受けることができる場合は、当該額からその損害保険金額を控除して得た額とする。（2）において同じ。）で買い取らなければならない。
- (2) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等が滅失したときは、当該貸付施設等に係るその時点の精算額に相当する額を補償金として機構に支払わなければならない。

4 災害等の場合の貸付料等の免除

著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。

第9 貸付けの申請

1 貸付施設等の選定

この事業により貸付施設等の貸付けを機構に申請するときは、借受者となろうとする者は、価格競争原理を導入する等して自己の責任において自己の経営に最も適する貸付施設等を選定するよう努めるものとする。また、必要に応じて、都道府県、市町村、農業協同組合、畜産環境アドバイザー等の指導を受けるものとする。

2 貸付けの申請

- (1) 貸付けの申請は、直接リースは別紙様式の1により、間接リースは別紙様式の2により行うものとする。
- (2) 直接リースにあつては、貸付申請者は、必要な書面等を添付し、原則として受託団体を経て申請を行うものとする。
- (3) 間接リースにあつては、貸付申請者は、必要な書面等を添付して、借受団体又は転貸借受団体を経て申請を行うものとする。
- (4) 都道府県畜産主務課長は、機構への進達等に当たり、特認施設等の貸付けについては、その必要性についての意見を貸付申請書に添付して行うものとする。

3 貸付申請書の添付書類等

- (1) 法人が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合は、会社にあつては、借受者に該当することを証する書面を添付しなければならない。
- (2) 経営リース及び1/2補助付きリースにあつては、集団が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜、家きん及びその飼養頭羽数を記載した書面及び構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載して、構成員全員が記名押印しなければならない。

ア 名称及び所在地

イ 構成員及び代表者の住所及び氏名

ウ 貸付施設等の名称、型式、設置場所及び責任者

エ 共同利用の方法及び計画

オ 貸付料等の負担方法

カ その他必要な事項

- (3) 貸付申請書には、貸付施設等に係る見積書、カタログ及び設計図面を添付しなければならない。なお、当該設計図面については、原本証明をしなければならない。
- (4) 第2の2に基づき貸付施設等について貸付期間の短縮又は延長を申請しようとする場合は、申請する貸付期間及び短縮又は延長の理由等を記した申請書を添付しなければならない。
- (5) 1/2補助付きリースにあつては、貸付申請者（農業協同組合連合会及び農業協同組合を除く。）が、第1の2の(4)のイの(エ)の要件に該当することを証するため、「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書」を添付しなければならない。ただし、養畜の事業を行わない者は、添付する必要がない。
- (6) 1/2補助付きリースにあつては、借受者が第12の2に定める消費税等相当額を機構に返還すること等を確約した書面（別紙様式の3）を添付しなければならない。

4 貸付申請書の作成及び提出

- (1) 貸付申請者は、直接又は受託団体を経由して、機構に貸付申請書を提出するものとする。この場合、貸付申請者又は受託団体は、原則として、都道府県畜産主務課を経由して機構に貸付申請書を提出するものとする。
- (2) 貸付申請書を提出するときに既に納入されている貸付施設等は、貸付申請の対象としてはならない。
- (3) 貸付申請者は、緊急に貸付施設等の貸付けを受けようとする場合には、直接又は借

受団体若しくは受託団体を介してあらかじめ機構に申し出るものとする。

5 都道府県畜産主務課長の意見

都道府県畜産主務課長は、貸付申請者から貸付申請書が提出されたときは、当該申請書について審査のうえ、次の事項に関する意見を付して機構に送付するものとする。ただし、1/2補助付きリースを除く500万円未満の貸付申請及び全国又は都道府県を超える地域を区域とする貸付申請者は、(2)のウの場合を除き、都道府県畜産主務課長の意見は要しないものとする。

(1) 貸付対象施設等が家畜ふん尿処理施設等である場合

ア 第1の2の要件を満たしていること。

イ 家畜ふん尿の処理及び利用方法並びに導入貸付施設等が当該貸付申請者の経営に適していること。

(2) 貸付対象施設等が飼料の生産、給与等施設等、家畜飼養管理等施設等又は特認施設等である場合

ア 第1の2の要件を満たしていること。

イ 導入貸付施設等が当該貸付申請者の経営に適していること。

ウ 第3の4の(2)のアの(エ)の規定の適用を申請しようとする場合は、同規定の要件に該当すること。

(3) 貸付対象施設等が食肉等関連施設等である場合

ア 第1の2の要件を満たしていること。

イ 導入貸付施設等が当該貸付申請者の経営に適していること。

(4) 貸付対象施設等が生乳流通関連施設等である場合

ア 第1の2の要件を満たしていること。

イ 導入貸付施設等が集送乳の合理化又は牛乳の消費拡大等に適していること。

6 貸付申請書の提出期限

貸付申請書は、別に通知した場合を除き、いつでも提出することができる。

第10 貸付けの決定と契約の締結等

1 貸付けの決定

機構は、貸付申請書の内容を審査し、貸付施設等の貸付けの諾否を決定したときは、速やかに、貸付申請者にその旨の通知書を、貸付申請書を進達等した都道府県畜産主務課及び受託団体に当該通知書の写しを送付するものとする。なお、貸付申請者は、貸付決定後においては貸付申請書の内容を変更できないものとする。

2 貸付契約の締結

(1) 機構は、貸付決定後、貸付申請者と次の事項について定めた貸付契約を締結するものとする。

ア 貸付施設等の設置場所、型式及び取得価額

イ 貸付料の額及び納入の方法

ウ 貸付期間

エ 公租公課

オ 損害保険及び保証保険

カ 貸付施設等の管理

キ 貸付施設等の譲渡

ク 貸付施設等の滅失・毀損

ケ その他必要な事項

(2) 機構は、貸付施設等の検収(第11の2の(1)の検収をいう。以下同じ。)が終了した時点において、貸付開始日、貸付終了日及び貸付料の納入期限等を確定し、貸付契

約書1部を貸付申請者に送付するものとする。

(3) 貸付契約の締結日は、貸付決定の日と同一の日付とし、貸付開始日は、貸付施設等の検収が終了した日（道路運送車両法（昭和26年法律185号）の規定に基づき登録を要する自動車にあっては、自動車検査・登録日）とする。

(4) 貸付終了日は、貸付施設等ごとに譲渡代金が納入された日とする。

3 保証措置

貸付契約の締結に当たって機構が必要と認めるときは、貸付申請者に対しその債務の履行を確保するために必要な保証措置を求めることができるものとする。

4 貸付施設等の購入及び売買契約の締結

(1) 機構は、貸付決定後、別に定める購入手続により貸付施設等を購入するものとする。

(2) 機構は、(1)により貸付施設等を購入するに当たっては、別に定める売買契約書により当該貸付施設等の販売業者等と売買契約を締結するものとする。

5 検収前の危険負担

貸付契約の締結後貸付施設等の貸付けが開始されるまでの危険は、借受者及び販売業者等が負担し、両者の間で解決するものとする。

6 再貸付料

借受団体又は転貸借受団体が借受者から徴収する再貸付料は、機構が借受団体から徴収する貸付料の額を超えてはならない。

第11 貸付施設等の検収

1 検収の委託

(1) 第10の4の売買契約に基づき機構が貸付施設等を取得する場合における貸付施設等の検収は、受託団体若しくは借受団体又は借受者に委託して行うものとする。

(2) (1)により検収の委託を受けた者（以下「検収者」という。）がその業務を再委託しようとする場合には、あらかじめ機構の承認を得なければならない。

2 検収の実施

(1) 検収者（その者から再委託された者を含む。）は、機構が別に定める検収の方法（以下「検収の方法」という。）により貸付施設等を検収しなければならない。

(2) 検収者が(1)の検収の方法に違反した場合には、機構は、検収者に対し損害賠償の請求その他必要な措置をとるものとする。

第12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱

1 補助付きリースにおける補助金に係る消費税相当額の返還義務

補助付きのリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年（年度）の消費税の申告に際し、課税売上に係る消費税等相当額から課税仕入に係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を機構に返還しなければならない。

2 消費税等相当額の返還の手続

(1) 機構は、借受者に対し、貸付契約書の送付と同時に、返還を要する金額を通知するとともに、消費税等課税に関する申告書（別紙様式の4）の用紙を送付する。

(2) 借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、(1)で送付した消費税等課税に関する申告書に必要な証明書類を添付して、貸付開始のときまでに機構に提出するものとする。この申告書は、借受者の選択により貸付施設等の検収の際に検収実施者に封筒に密封して封印をした上で提出してもよいものとする。

(3) 機構は、借受者から(2)の申告書の提出がなかった場合又はその内容が適正で

はないと判断した場合には、第1回の貸付料の請求と併せて消費税等相当額返還金の支払いを請求する。

(4) 返還金の納入は、第3の6の規定を準用する。

(5) 機構は、納入された金額が(3)により請求した金額に満たないときは、貸付料の徴収を優先する。

第13 貸付契約の変更及び解約

1 貸付契約は、機構、借受団体等及び借受者が合意する場合は、この要領及びこの要領に基づき定められた規定等に反しない範囲で変更することができる。

2 借受者又は借受団体は、貸付契約を解約することはできない。ただし、機構がやむを得ないと認めた場合は、機構が提示する条件を了承のうえ解約することができるものとする。

3 機構は、借受者又は借受団体がこの実施要領又は貸付契約に違反したときは、貸付契約を解約することができる。この場合、当該借受者又は借受団体は、機構が提示する条件に従わなければならない。

4 機構は、借受者が倒産、銀行取引停止等の状態に至ったときは、貸付契約を解約することができる。この場合において、機構が必要と認め、借受者に対し請求したときは、当該借受者は、当該貸付施設等を5の精算額で買い取らなければならない。機構は、買取りを請求しても償えない損害があるときは、併せて損害賠償の請求その他必要な措置をとることができる。

5 精算額は、当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基本貸付料等(基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計額をいう。以下同じ。)と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額との合計額(1/2補助付きリース及び平成23年4月1日改正前の第1の2の(5)のリース事業(以下、「旧1/3補助付きリース事業」という。))にあつては、機構が別に定める額)とする。この場合、附加貸付料相当額とは、基本貸付料の支払残額に第3の4の(2)に定める利率を乗じて得た額を1年間の日数で除して得た額に過去において最も近い貸付料の納入期限(第1回の貸付料の納入期限以前の場合は、貸付開始日)から精算額を納入する日までの日数を乗じて得た額をいう。

6 2及び3の機構が提示する条件に係る額並びに精算額の納入期限は、機構が納入についての通知を発送した日から起算して20日目とする。

第14 売買契約違反等に対する措置

1 機構は、売買契約を締結した販売業者等がこの実施要領又は売買契約書の各条項に違反したときは、売買契約の解約、損害賠償の請求、その他必要な措置の全部又は一部をとるものとする。

2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限(損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日)の翌日から履行の日までの日数に応じ、年14.6%の利率により算定した違約金を徴収するものとする。ただし、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第15 業務の委託等

1 機構は、業務の全部又は一部を別に定める委託要領により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業の振興を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人その他理事長

が適当と認める団体又は法人に委託することができるものとする。

- 2 受託団体は、この事業の実施に関し必要があると認めるときは、業務の一部を理事長が承認した者に委託することができる。
- 3 機構は、委託に係る業務に関し、予算の範囲において委託費を交付することができる。

第16 雑則

1 帳簿の備付け

- (1) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、貸付施設等についての帳簿を備え、当該貸付施設等の維持管理及び使用状況につき必要な事項を記帳し、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、公租公課、貸付料等の領収書等、貸付決定通知書、契約書等の関係書類を貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (3) 受託団体は、委託業務に係る関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、貸付施設等ごとに貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間とする。

2 貸付施設等の検査及び報告

機構は、必要があると認めたときは、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体に対し、貸付施設等の維持管理、使用状況等について報告を求め、又は検査を行うことができる。この場合、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体は、検査に応じ、検査に立ち会い、書類、帳簿等の整備、提出等、検査が円滑に行われるように協力しなければならない。

3 経費の支援

この実施要領に基づく借受者等の貸付料の支払い等の経費の負担について、その他の者が助成することは妨げない。

附 則（平成22年5月28日22農畜機第1007号承認）

- 1 この要領は、次の各号の区分により、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1の1の(1)のイ及びウの事業に係る規定を除く部分については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
 - (2) 第1の1の(1)のイ及びウの事業に係る規定については、実施要綱の制定時の附則第1項の規定により同要綱第2の2の(2)及び(3)の事業に係る規定が施行される日から施行し、同規定が適用される日から適用する。
- 2 この要領の制定に伴い、畜産環境整備リース事業実施要領（直接）（平成17年8月30日制定）、畜産環境整備リース事業実施要領（間接）（平成17年8月30日制定）、食肉販売等合理化施設整備リース事業（平成16年3月22日制定）、生乳流通効率化支援リース事業（平成15年12月4日制定）、たい肥調整・保管施設リース事業（直接）（平成20年8月1日制定）、たい肥調整・保管施設リース事業（間接）（平成20年8月1日制定）、畜産経営生産性向上支援リース事業（直接）（平成20年6月4日制定）、畜産経営生産性向上支援リース事業（間接）（平成20年6月4日制定）、畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領（直接）（平成17年8月30日制定）、畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領（間接）（平成17年8月30日制定）及び畜産高度化支援リース事業実施要領（うち追加対策分）（平成22年4月30日環機第383号）（以下「リース要領」と総称する。）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前のリース要領の規定に基づく補助、貸付及び貸付に係る業務については、本事業による補助、貸付及び貸付に係る業務とみなす。

- 4 第2項の規定にかかわらず、廃止前の食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要領及び生乳流通効率化支援リース事業実施要領に基づいて廃止の日の前日までに行われた貸付の取扱いについては、第1項第2号に定める施行の日の前日までは廃止前の食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要領又は生乳流通効率化支援リース事業実施要領の規定を適用し、その施行の日からは前項の例による。
- 5 この実施要領第1の2の(5)のAの(エ)の規程のうち宮崎県に係るものについては、平成22年12月31日をもって失効し、宮崎県に係るもの以外のものについては、平成22年10月31日をもって失効するものとする。

附 則（平成22年6月25日22農畜機第1381号承認）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成22年8月31日22農畜機第2341号承認）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成22年9月22日22農畜機第2655号承認）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、次の各号に掲げる日から適用する。

- (1) 第9の3の改正及び別紙様式の3を加える改正 平成22年10月1日
- (2) 第12の2の改正及び別紙様式の4を加える改正 平成23年1月1日

附 則（平成22年10月22日22農畜機第3075号承認）

この要領の改正は、附則の5を除き独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成23年3月30日22農畜機第5216号承認）

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正前に改正前の要領に基づいて実施した旧1／3補助付きリースについては、引き続きこの要領を適用する。

附 則（平成23年12月28日23農畜機第4038号承認）

- 1 東日本大震災によって貸し付けた施設等の使用が著しく困難となった場合又は貸し付けた施設等が滅失した場合であって、末端借受者が当該地震の被災者（東日本大震災の被災者として理事長が指定する者をいう。）であるときは、実施要領第8の4のただし書の規定にかかわらず、当該時点までの貸付料の納付を免除することができるものとする。
- 2 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行する。

附 則（平成25年3月25日24農畜機第5234号承認）

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日（以下「承認日」という。）から施行し、次の各号に定める日又は申請から適用する。

- (1) 第1の改正規定
平成25年4月1日から適用する。
- (2) 第12の2の改正規定
平成25年4月1日以降に貸付を開始する貸付契約から適用する。ただし、貸付申請日が承認日の前日以前である場合は、なお従前の例による。

- (3) 前各号に掲げる改正以外の改正規定
承認日から適用する。

附 則(平成26年3月24日25農畜機第5441号承認)

- 1 この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 第3の4の(2)のエについては、平成26年2月1日から適用する。

貸付施設等及びその貸付期間
経営リース

(1) 家畜ふん尿処理施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	たい肥舎、たい肥舎(屋根掛け)、乾燥舎、発酵舎、たい肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場(主としてコンクリート製のもの)	17
	発酵舎、たい肥置き場、副資材置き場(主として金属製のもの)	14
	貯留槽、浄化槽(主としてFRP製のもの)	8
	ふん尿処理施設用屋根(主として金属のもの)	14
	ふん尿処理施設用屋根(主として木製のもの)	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機(装置)、攪拌乾燥機(装置)、火力乾燥機、送風機(装置)、換気扇、ふん尿焼却炉、鶏ふんボイラー、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
運搬用機具	フロントローダー、フォークリフト、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー	7
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車	4
散布機	マニアスプレッダー、バキュームカー(けん引式のもの)、尿ポンプ、ブロードキャスト、レインガン	7
作業用機械	バークリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7

(2) 飼料の生産、給与等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設(主としてコンクリート製のもの)	17
	飼料貯蔵施設(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵施設(主としてFRP製のもの)	8
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として木製のもの)	5
飼料作物生産・ 調整用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベ ーラー、テッダー、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デスト リビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、栽 培管理用機械	7
飼料調整用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置	7
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コ ンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車	4

(3) 家畜飼養管理等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
家畜管理機械・ 装置	カーフハッチ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置、バルクク ーラー、牛床マット、スタンション、噴霧機(装置)、洗浄機(装 置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、秤量機、発情発見機、搾乳 ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、エコフィード給 餌システム	7

注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別
表第1、第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別
途定めるものとする。

食肉リース

(1) 食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
惣菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オープン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車(車台)、冷蔵・冷凍車(コンテナ)、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピュータ	4
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置(小型)、脱臭装置(大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽(FRP)、浄化槽(FRP)	10
その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4
	シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9

(2) 食肉処理等施設等

項目	品目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
惣菜用機械	串刺機、ポイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車(車台)、冷蔵・冷凍車(コンテナ)、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピュータ	4
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
と畜処理用機械	中軀等切断機、除骨機、脱骨機、皮剥ぎ機、背割機、枝肉搬送レール装置、枝肉自動計量機、衛生管理設備、生体追込機、生体計量機、生体洗浄機、ノッキングペン、ランディングマシン、スタンニングガン、殴打式スタンニングガン、生体保体装置、腹乗せコンベアー、失神装置、不動体化機械、脊髄吸引装置、脊髄除去刃装置、頭蓋破碎機、スクリュウコンベアー、放血処理機、ナイフ消毒槽、昇降作業台、食道結紮機、ホーンカッター、電動胸割機、消毒槽、デハイダー、吊り替え機、肛門結紮機、電気刺激機、脱毛機、飽和蒸気機、水切機、スチームバキューム機、解体処理コンベアー、副生物搬送機、副生物切開機、ポイル装置、副生物冷却用製氷機	10
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置(小型)、脱臭装置(大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽(FRP)、浄化槽(FRP)	10
その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4
	シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9

注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

(3) 第3の4の(2)のイの(ア)により指定する衛生管理機械

冷蔵・冷凍車

冷蔵・冷凍車(軽)

冷蔵・冷凍車(車台)

冷蔵・冷凍車(コンテナ)

洗浄機

室内衛生管理機器

内臓処理機

残毛処理機

生乳リース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ミルクタンクローリー及びミルクタンクコンテナ等	ミルクタンクローリー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクトレーラー（ヘッド）	4
	ミルクタンクトレーラー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクコンテナ	7
	ソフトタンク（タンク）	3
	ソフトタンク（洗浄装置）	15
貯乳冷却施設	建物	20
	構築物（さく井工、汚水処理施設）	15
	構築物施設に係る舗装工事	10
	機械器具	9
	汚水処理施設の機械器具	7
オートサンブラ		5
滅菌貯乳施設	建物	20
	構築物	10
	機械器具	9
情報通信機器		5
保冷車		5
冷蔵機能付輸送車		5
宅配専用車		3
経営管理機器		6
販売機器	自動販売機、冷凍ショーケース	6

注 1 ミルクタンクローリー、ミルクコンテナ等及び貯乳冷却施設については、生乳流通の広域化等に対応し、指定生乳生産者団体の集送乳合理化計画に沿ったものである場合に限る。

2 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。

3 本表に記載のない貸付施設がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

1 / 2 補助付きリース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
堆肥の調整・保管施設	堆肥置き場（主としてコンクリート製のもの）	17
	堆肥置き場（主として金属製のもの）	14
堆肥の調整機械	発酵機（装置）	7
	ショベルローダー	7
堆肥の散布機械	マニアスプレッター	7
堆肥の運搬機械	ダンプカー	4
	トラック	5

- 注 1 堆肥の調整・保管施設は、発酵が進んでいるか、若しくは終了しているたい肥を搬入するためのものであること。
- 2 堆肥の調整機械、堆肥の散布機械及び堆肥の運搬機械は、堆肥の調整・保管施設で取り扱う堆肥の調整、散布及び運搬に使用するものであること。
- 3 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。
- 4 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

コントラクター等にあつては1、堆肥センターにあつては2の要件を満たす者とする。

1 コントラクター等にあつては、次の要件を満たすものとする。

- a 次の（a）から（i）までのいずれかの組織形態のコントラクター等であること。
ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。
- （a）農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - （b）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - （c）土地改良区
 - （d）農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
 - （e）農事組合法人以外の農業生産法人
 - （f）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。）
 - （g）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
 - （h）農業（養畜の事業を含む。以下同じ。）を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であつて、次のiからiiiまでのすべての要件に適合するもの
 - i 農業を主たる事業として営んでいること
 - ii 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること
 - iii 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半数を占めること
 - （i）農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次のiからiiiまでのすべての要件に適合するもの
 - i 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
 - ii 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること
 - （i）共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
 - （ii）代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること
 - （iii）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
 - （iv）共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
 - （v）収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
 - iii （d）、（e）又は（h）に掲げる法人となることが見込まれる組織であること
- b 経営の高度化を図る組織として、次の（a）から（c）までのいずれかを満たす組織であること
- （a）平成28年度までに経営の法人化を図ることが平成26年度末までに開催される

総会の議決等により確実と見込まれるもの

- (b) 平成28年度までに飼料生産受託面積（国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4388号農林水産事務次官依命通知）別表の1の（1）から（6）までに定める作業を受託する面積（自ら飼料を販売している組織にあっては飼料生産作業面積）をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。）を平成24年度又は平成22年度から平成24年度の3か年の平均と比較して、北海道はおおむね40ha、都府県はおおむね20ha（中山間地域にあっては、北海道はおおむね20ha、都府県はおおむね10ha）以上拡大することが平成26年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下のiからviiiまでのいずれかに該当する地域をいう。

- i 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく特定農山村地域
 - ii 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
 - iii 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
 - iv 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - v 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - vi 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第1号に規定する沖縄
 - vii 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - viii 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- (c) その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が（b）に掲げるものと同様以上の効果を有すると判断し、環境機構が適当と認めたもの

- 2 堆肥センターにあっては、次のaからkまでのいずれかの組織形態であること。
ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。
- a 農業協同組合連合会
 - b 農業協同組合
 - c 公社（地方公共団体が出資している法人をいう）
 - d 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - e 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
 - f その他農業者の組織する団体（代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、堆肥センターにあっては、団体を構成する農業者に養畜の事業を行う者が含まれるものとする。）
 - g PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて選定された民間事業者）

- h 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体
- i 第3セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した法人）
- j 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づいて設立された法人）
- k その他都道府県知事が畜産経営に係る環境対策に資するものと判断し、環境機構が適当と認めたもの

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
（〇〇〇リース）

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者（〒）住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等

電話番号

印

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項については、これを誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等

（補助付リース事業にあつては、事業効果について記述のこと。）

3 誓約事項

- （1）貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- （2）貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。
- （3）今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

（注）貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- 1 経営リース 様式1号の1（個人用）を準用
2（法人、集団用）を準用
- 2 食肉リース 様式2号
- 3 生乳リース 様式3号
- 4 1／2補助付きリース 様式1号の1（個人用）
2（法人、集団用）

様式1号の1

経営リース（個人用）

1 貸付申請者の状況等

氏名 ・ 年齢		（ 歳）		
後継者の有無		有（申請者との関係）、無		
経営継続の確認				
農協等への加入時期		大 ・ 昭 ・ 平 年 月		
労働力（従業員数）		人（家族労働 人、雇用労働 人）		
農業経営	家畜家きん等の種類	申請時（頭、羽）	前年度（頭、羽）	前々年度（頭、羽）
	田畑等の面積	田 ha、畑	ha、草地	ha
項 目		直近年度（千円）	○年度（千円）	○年度（千円）
直近の経営状況	収入金額①			
	経費②			
	差引金額③=①-②			
	繰戻額等④			
	繰入額等⑤			
	青色申告控除額⑥			
	所得額⑦=③+④-⑤-⑥			
	長期借入金等の額⑧			
	負債等の割合⑨=⑧÷①			%

注1 経営継続の確認は、年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中畜産経営を継続する旨を記述すること。

- 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体（農協、飼料基金等）に加入した年月とすること。
- 3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛（黒毛、F1、乳用種等）、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する（乳牛の例：育成牛、子牛、未經産牛など）。また、預託の場合は、（ ）書きで内数の頭数を記入すること。
- 4 直近の経営状況については、所得税青色申告決算書（損益計算書（収入金額の内訳等を含む。）、貸借対照）の他に、所得税の確定申告書B（第一表及び第二表）を添付のこと。
- 5 取得額（消費税込み）が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載のこと。
- 6 長期借入金等の額は、貸借対照表の固定負債の総額と純資産額の繰越損金等額との合計とする（以下同じ。）。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等名					合 計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合 計		円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)		円	円	円	円
備考欄(台数が複数の場合は明細)					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
車両保険の加入の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
貸付期間の短縮又は延長(理由)		年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付対象施設等の利用方法(用途)					
附加貸付料率低減の申請					
私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。 実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当					
貸付料の納入方法(□に✓して下さい) □年1回払い □年4回払い					

注1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。

2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、認定書面の写を添付すること。

3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 共同利用の施設等にあつては、共同利用契約書
- (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (4) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等

1/2 補助付きリースにあつては、上記の他に

- ①貸付施設等利用規約
- ②見積合わせ結果表
- ③農業環境規範に基づく点検シート
- ④配合飼料価格安定制度に係る申告書
- ⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

様式1号の2

経営リース（法人・集団用）

1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名				
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月		
労働力（従業員数）		人（家族労働 人、雇用労働 人）		
資本金（出資金）及び構成内訳		総額 千円		
		出資者名、金額 千円、出資者名、金額 千円		
		出資者名、金額 千円、出資者名、金額 千円		
農業経営	家畜家きん等の種類	申請時（頭、羽）	前年度（頭、羽）	前々年度（頭、羽）
	田畑等の面積	田 ha、畑	ha、草地	ha
項 目		直近年度（千円）	○年度（千円）	○年度（千円）
直近の経営状況	売上高①			
	売上原価②			
	販売費及び一般管理費③			
	営業損益④=①-②-③			
	営業外損益⑤			
	経常利益⑥=④+⑤			
	特別利益及び損失⑦			
	法人税等⑧			
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧			
	利益剰余金等の額⑩			
	長期借入金等の額⑪			
	負債等の割合⑫=⑪÷①			%

注1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。注1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。

2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体（農協、飼料基金等）に加入した年月とすること。

3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛（黒毛、F1、乳用種等）、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する（乳牛の例：育成牛、子牛、未経産牛など）。また、預託の場合は、（ ）書きで内数の頭数を記入すること。

4 貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること。

5 取得額（消費税込み）が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称					合計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合計		円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)		円	円	円	円
備考欄 (台数が複数の場合は明細)					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
車両保険の加入の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
貸付期間の短縮又は延長 (理由)		年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付対象施設等の利用方法 (用途)					
附加貸付料率低減の申請					
私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。 実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当					
貸付料の納入方法 (□に✓して下さい) □年1回払い □年4回払い					

注1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。

2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、認定書面の写を添付こと。

3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面 (図面については原本証明を行ったもの) 等
- (2) 共同利用の施設等にあつては、共同利用契約書
- (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (4) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等

1/2補助付きリースにあつては、上記の他に

- ①貸付施設等利用規約
- ②見積合わせ結果表
- ③農業環境規範に基づく点検シート
- ④配合飼料価格安定制度に係る申告書
- ⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

1 貸付申請者の状況等

法人名（店舗名）						
氏名・年齢		（ 歳）				
後継者（個人商店の場合）		有（申請者との関係 ）、 無、				
経営継続の確認						
組合への加入時期		大・昭・平 年 月				
従業員数		人（家族労働 人、雇用労働 人）				
資本金（出資金）及び構成内訳		総額 千円				
		出資者名、金額千円、		出資者名、金額 千円		
		出資者名、金額 千円、		出資者名、金額千円		
食品衛生法に基づく営業許可番号		許可年月日大 昭 平 年 月 日			番号	
直近年（度）における販売金額（千円）		牛 肉	豚 肉	その他（ ）	総菜	合 計
項 目		年度（千円）	年度（千円）	年度（千円）		
直近の経営状況	売上高①					
	売上原価②					
	販売費及び一般管理費③					
	営業損益④=①-②-③					
	営業外損益⑤					
	経常利益⑥=④+⑤					
	特別利益及び損失⑦					
	法人税等⑧					
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧					
	利益剰余金等の額⑩					
	長期借入金等の額⑪					
負債等の割合⑫=⑪÷①			%			

- 注 1 個人商店の場合、法人名欄に店舗名を記入すること。
- 2 個人商店の場合、後継者の有無を記入し、経営継続の意思を確認すること。
- 3 経営継続の確認は、代表者年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中経営を継続する旨を記述すること。
- 4 組合への加入時期は、リースを申請する窓口である団体に加入した年月とすること。
- 5 貸借対照表及び損益計算書（販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を添付）を添付すること。
- 6 取得額（消費税込み）が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。
- 7 個人商店の場合、直近の経営状況欄への記入は、様式1号の1「経営リース（個人用）」に準じて記入すること。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等名					合 計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合 計		円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)		円	円	円	円
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
貸付期間の短縮又は延長(理由)		年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付対象施設等の利用方法(用途)					
附加貸付料率低減の申請					
<p>私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。</p> <p>実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当</p>					
貸付料の納入方法(□に✓して下さい) □年1回払い □年4回払い					

3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及びその細則に基づき必要となる書面

1 貸付申請者の状況等

法人名				
集送乳委託契約の時期		大・昭・平 年 月		
従業員数・稼働台数		人・ 台		
資本金(出資金)及び 構成内訳		総額 千円		
		出資者名、金額 千円、出資者名、金額 千円		
		出資者名、金額 千円、出資者名、金額 千円		
一般貨物自動車運送 事業許可番号		許可年月日 大 昭 平 年 月 日		番号
直近年(度)における輸送量 (t)	生乳	牛乳	その他()	合計
直近年(度)におけるCS施設 の取扱乳量(t)	生乳	/		合計
直近年(度)における販売 額(千円)	牛乳	その他()	/	
項 目		直近年度(千円)	年度(千円)	年度(千円)
直 近 の 経 営 状 況	売上高①			
	売上原価②			
	販売費及び一般管理費③			
	営業損益④=①-②-③			
	営業外損益⑤			
	経常利益⑥=④+⑤			
	特別利益及び損失⑦			
	法人税等⑧			
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧			
	利益剰余金等の額⑩			
	長期借入金等の額⑪			
	負債等の割合⑫=⑪÷①			%

- 注 1 組合等から集送乳の委託を受けている場合は、委託契約時期を記入すること。
 2 貸付申請施設等が集送乳車の場合は、直近年(度)における輸送量を記入すること。
 3 貸付申請施設等がCS施設の場合は、直近年(度)における取扱乳量を記入すること。
 4 貸付申請施設等が牛乳販売関係の場合は、直近年(度)における販売額を記入すること。
 5 貸借対照表及び損益計算書(販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を添付)を添付すること。
 6 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等名					合 計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合 計		円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)		円	円	円	円
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
貸付期間の短縮又は延長(理由)		年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付対象施設等の利用方法 (用途)					
附加貸付料率低減の申請					
<p>私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の適用をお願いします。</p> <p>実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当</p>					
貸付料の納入方法 (□に✓して下さい) □年1回払い □年4回払い					

3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面 (図面については原本証明を行ったもの) 等
- (2) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (3) ミルクタンクローリー等及びCS等関係施設にあっては、指定団体の長等の意見書
- (4) 貸付対象施設等の設置場所が牛乳販売店 (個人事業、共同事業を含む。) の場合は、借受団体等が借受者である牛乳販売店の負う債務の支払について機構に保証する旨の誓約書

番 号
平成 年 月 日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
（〇〇〇リース）

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 （〒）住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

印

この度、下記により貴機構の貸付施設等を借り受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 借受者、貸付申請施設等及び転貸借受団体等

（1）借受者からの貸付施設等貸付申請書

必要に応じ、下記の書類を添付すること。

（2）転貸借受団体（転貸借受団体が貸し付ける転貸借受団体を含む。）からの貸付施設等貸付申請書

2 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

3 借受団体と借受者又は転貸借受団体との再貸付契約に当たっての条件

（1）再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。

（2）再貸付料の納入方法は貸付申請書記載のとおりとする。

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(〇〇〇リース)

借受団体の長 殿

貸付申請者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

印

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付申請施設等の内容
借受者からの貸付申請書のとおり

- 2 借受団体と借受者又は転貸借受団体等との再貸付契約に当たっての条件
(1) 再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。
(2) 再貸付料の納入方法は、貸付申請書記載のとおりとする。

- 3 貸付申請施設等の検収を再委任する場合の相手方

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(〇〇〇リース)

借受団体又は転貸借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

印

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1 経営リース | 別紙様式1の様式1号の1(個人用)を準用 |
| | 同 様式1号の2(法人、集団用)を準用 |
| 2 食肉リース | 同 様式2号 |
| 3 生乳リース | 同 様式3号 |
| 4 1/2補助付きリース | 同 様式1号の1(個人用) |
| | 同 様式1号の2(法人、集団用) |

一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

貸付申請者
住 所
氏 名

印

確 約 書

私は、補助付きリースに係る本件貸付を申請するに当たり、次のことを確約いたします。

- 1 本件貸付に伴い私に留保されることになる補助金に係る消費税等相当額については、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機第448号）第12の2の規定に基づき、2に掲げる要件に該当する場合を除き、機構に返還します。
- 2 貸付開始日が属する消費税等の課税期間において私が免税事業者であるか又は課税義務者であって簡易課税制度を選択している場合は、1の返還義務は負いませんが、その申立及び証明の義務は私にあり、機構が定める期限までに申立書及び必要な証明書を提出しなかった場合又は機構がその内容が適正でないと判断した場合は、1の返還義務は免除されないことを了解します。
- 3 貸付開始日が属する課税期間に係る消費税等の確定申告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等も含めて課税仕入控除の適用を申告します。仮に補助金に係る消費税等を課税仕入れ控除をしないで申告した場合は、所轄税務署に対し更正請求を行います。これらと異なる申告等を行った場合には、1の返還金相当額は、実質的に自己負担になることを了解します。
- 4 本件消費税等相当額の返還義務を怠った場合には、貸付契約の解除、補助金の返還等の措置を受けても異存ありません。

一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

貸付申請者

住 所

氏 名

印

消費税等課税に関する申立書

私に関する消費税等の課税状況は、下記の通りです。

私は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機第448号）第12の2の規定による補助金に係る消費税等相当額の返還免除要件に該当するので、同要領第12の2の(2)の規定に基づき、別添証明書類を添えて申し立てます。

所属地区		契約書番号		連番	
No	機械名	貸付記号	購入価額（円）	うち補助金額(円)	貸付開始日
1					
2					
3					
4					
5					
合 計					

私は

- 1 免税事業者です。（1）基準期間における課税売上高が1,000万円以下です。（*）
（2）新規設立法人で設立時の資本金等の額が1,000万円以下です。（*）
- 2 納税義務者です。（1）基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下で、簡易課税制度を選択しています。（*）
（2）基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下ですが、簡易課税制度を選択していません。
（3）基準期間における課税売上高が5,000万円を超えています。
（4）新規設立法人で設立時の資本金等の額が1,000万円超です。

1の(1)(2)、2の(1)～(4)のいずれかに○印を付けてください。

「基準期間」とは、課税期間の前々年のことです。

「新規設立法人」とは、設立後間がなく、基準期間（課税期間の前々年の事業年度）が存在しない法人のことです。

(注)

- 1 網掛けの項目を選択された方は、この申告書を提出する必要はありません。別添請求書に基づき、消費税等相当額の返還手続きをお取り下さい。
- 2 *印を選択した場合は、この申告書（下記の証明書添付）が必要です。
（1）1の(1)の場合；当該基準期間（平成26年の貸付の場合は平成24年）の所得税青色申告書（農業所得用）の1枚目の写しその他販売金額が分る税務申告書の写し（販売金額が分る部分に限る）

(2) 1の(2)の場合；登記事項全部証明書

(3) 2の(1)の場合；当該課税期間の消費税等確定申告書(簡易課税)の1枚目の写し。

ただし、当該課税期間の消費税等確定申告書の提出期限が到来していない法人の場合は、次のとおり。

ア 当該課税期間の前の課税期間においても簡易課税の適用を受けていた場合

(ア) 消費税等確定申告書を提出した直近の課税期間の消費税等確定申告書(簡易課税)の1枚目の写し

(イ) 貸付開始日が属する事業年度の開始前に消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していないことの確認書(任意の用紙にその旨を記載して記名押印の上提出して下さい。)

イ 当該課税期間の前の課税期間において簡易課税の適用を受けておらず、当該事業年度から新たに簡易課税を適用することとしている場合は、消費税簡易課税制度選択届出書の写し

機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について

平成23年3月31日23環機第219号 改制定

平成25年3月25日25環機第138号一部改正

趣旨

昨今の当機構がリースした借受者において、離農、倒産等の経営破綻を起こし、解約等に至る事態が、保証保険制度が導入された平成10年代前半に比べ増加している。

こうしたことは、借受者が負担する保証保険料率の引き上げにもつながりかねず、安定した経営にも影響が及ぶことが懸念される。

このため、当機構は、リース事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、借受者への貸付施設等の貸付に当たっては、次により貸付申請の審査等を行うこととする。

記

- 1 当機構は、借受者の経営状況等が、次のいずれかに該当する場合は、貸付を行わないものとする。
 - (1) 借受者の家畜の生産性等が、特別な飼養管理・品種等である場合を除き、別紙1に定める標準的な指標を下回っている場合
 - (2) 直近の決算において、長期借入金、繰越又は累積欠損額等の状況から貸付料等の返済に支障を来すと判断される場合
 - (3) 現在、当機構のリース料等を滞納しているか又は過去に保証保険の適用を受けたことがある場合
 - (4) 当機構の補助付きリース事業において、機構が調査する「消費税納税についての調査票」に回答がない場合、又は、機構が請求する補助金に係る消費税等相当額の保留金を返還していない場合
 - (5) 直近3年間に借受者が経営する農場又は食肉処理場等において、畜産等関連する法令違反による行政処分等がなされたことが明らかな場合
 - (6) 直近3年間に借受者が経営する農場等において法定伝染病等家畜の病気等が発生し、衛生状態等の改善がなされていないと判断される場合なお、(2)については、長期借入金等の売上高に対する割合が5割を超える場合は、別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」により判断する。また、食肉リース及び生乳リースは、(1)を適用しない。
- 2 1件当たりの貸付申請額(補助金抜き、消費税込み。当機構への申請時の貸付残高

(基本貸付料、譲渡価額及び消費税等相当額の合計額)を含む。)が3千万円以上の場合、通常添付する書面に加え、次の書面を貸付申請書に添付する。

- (1) 3千万円から1億円未満の場合(食肉リース事業にあつては1千万から3千万円)
貸付施設等を導入後の経営状況報告書(別紙3)
- (2) 1億円以上の場合(食肉リース事業にあつては3千万円)
貸付施設等を導入後の経営状況報告書(別紙3)及び事業計画書(別紙4)

3 現地確認等の実施

- (1) 機構は、3千万円(食肉リース事業にあつては1千万円)以上の貸付施設等の貸付に当たっては、事前にヒアリングを行うとともに、現地調査を行うことができるものとする。
- (2) 当機構は、リース事業の健全かつ円滑な運営を確保するため、借受者の経営状況等を勘案し、貸付に当たり連帯保証措置を求めることができるものとする。
- (3) 機構は、貸付申請に記載された計画について、貸付後、当機構職員を派遣し、計画達成のための助言等の現地指導を借受者に行うことができるものとする。

4 その他

当機構の審査において、必要な場合は上記以外の資料の提出を求めることがある。

附則

- 1 平成23年4月1日から施行する。
- 2 「畜産環境整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及び「食肉販売等合理化施設整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」(平成12年3月24日環機第261号)は、廃止する。

附 則

この規程の変更は、平成25年3月25日から施行し、平成25年2月26日から適用する。

貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標

経営形態	貸付できない申請者
酪農	<p>経産牛1頭当たりの年間搾乳量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の乳量が4.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が、100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7トン(ホルスタイン種)を下回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者</p>
養豚 繁殖(一貫)	<p>母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間肥育豚又は子豚出荷頭数が15頭を下回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が17頭を下回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が19頭を下回っている者</p>
養豚 (肥育)	<p>出荷豚1頭当たりの飼料要求率が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間出荷豚1頭当たりの飼料要求率が4.0を上回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.6を上回っている者</p>
殖用 肥牛(繁殖一貫)	<p>貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.3を上回っている者</p> <p>繁殖牛の分娩間隔又は肥育牛の1日平均増体量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が16月(488日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.50kgを下回っている者</p> <p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が14月(424日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.55kgを下回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が13.5月(412日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.60kgを下回っている者</p> <p>飼料要求率(50%産卵日齢)に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.5を上回っている者</p>
卵鶏	<p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢)に達してから1年間又は採卵鶏平均)2.3を上回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢)に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.2を上回っている者</p> <p>飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.3を上回っている者</p>
肉鶏	<p>借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.1を上回っている者</p> <p>貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が1.9を上回っている者</p>

長期借入金等負債の償還計画

1 リース事業名:

2 借受者名:

(単位:千円)

借入先	○年度末残高	資金名	借入金等の用途	利率	償還期間	年度別長期借入金等の償還			
						○年度	○年度	○年度	○年度
長期借入金等					～				
					～				
					～				
					～				
長期借入金等の計①	0					0	0	0	0
繰越欠損額②									
当機構の既貸付の貸付残高③									
上記リース債権の残額④						0	0	0	0
小計⑤=①+②+③	0					0	0	0	0
今回貸付申請額⑥									
上記リース債権の残高⑦						0	0	0	0
債務の合計⑧=⑤+⑥	0					0	0	0	0
上記債務の償還財源									
計	0					0	0	0	0

「長期借入金等負債の償還計画」の記載に当たっての留意事項

1 債務について

- (1) 長期借入金とは、金融機関等から借入期間が 1 年以上の借入金とします。
- (2) 長期借入金に役員からの借入金がある場合は、当該役員への返済の有無によって当該償還の必要額を記載して下さい。
- (3) 直近の決算において繰越等損がある場合であって、当該繰越等損の解消等に向けた年度別計画がある場合は、当該解消等額を、それ以外については、5 年間で解消等できる平均額を記載して下さい。
- (4) 借入利率が変動利率の場合は、直近の利率を記入して下さい。

2 償還について

- (1) 償還初年度以降の減価償却費は、今回の貸付を受ける貸付施設等の減価償却費を含めて記載して下さい。
- (2) 償還年度に係る当期利益は、直近 3 年間の実績の平均を用いて下さい。
- (3) 当期利益以外の償還財源(例:引当金純増、固定資産処分、増資、その他投資資金回収など)があるときは、これを含めても構いません。この場合、根拠となる書面を添付して下さい。
- (4) 増頭等事業の拡大等により、償還財源となる利益が見込まれる場合は、当該利益を見込んで構いませんが、その利益が生じる根拠となる明細を添付して下さい。

3 貸付け

- (1) 貸付施設等の貸付けは、「長期借入金等負債の償還計画」の「上記債務の償還財源」の合計欄の額が、「債務の合計」欄の年度別長期借入金等の償還額を上回る場合に行います。
- (2) 上記の額が下回る場合には、貸付はできませんが、諸般の事情で貸付を強く要望するときは、連帯保証人が必要となります。連帯保証に関しては、別に定める「連帯保証人制度の必要性及びその運用について」を参考にして下さい。

経営状況報告書

氏名(法人名)
 (法人の代表者氏名)
 住所
 電話番号
 (法人の担当者所属氏名)

1 経営概要

(1)事業内容(養牛の場合、飼養品種・成育段階別の頭数を記載、食肉等関係の業種は、店舗展開・既存施設の概要を記載)

(2)法人の資本金(出資金)等

資本金の額 (千円)	資本構成内訳		備考
	株主名等	金額(千円)	

(3)従業員数(貸付申請時点)

ア 家族従業員 人
 イ 雇用従業員 人
 ウ 計(ア+イ) 人

2 経営成績(最近過去3年の実績)

区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2税引後当期損益			
3繰越損益			
借入金残高 (1)短期借入金 (2)長期借入金			

注1)主要項目についてはコメントしてください。

2)法人にあっては、過去3年の決算書及び事業内容書(報告書)等を添付してください。

3)上記についての最近3年の確定申告書の写し(税務署が收受したことが判る申告書)を添付してください。

4)繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)を添付して下さい。

5)「販売額」は、業種により「〇〇収入」として適宜変更して下さい。

3 今後の経営計画(見込み)

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1 業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2 税引後当期損益			
3 繰越損益			

4 今回新規に導入する機械装置に要する資金計画

(例えば、年収(年間売上高)のうち当該機械装置に係る貸付料、ランニングコスト等の支出見込み等の内訳)

5 本件債務に係る連帯保証等の有無(有の場合はその内容)

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載された既存の資料がある場合は、当該資料でも可。

平成 年 月 日作成

事業計画書

氏名(法人名)
(法人の代表者氏名)

1. 損益状況表

項目	実績		見込			合計
	年度	年度	年度	年度	年度	
収益の部	売上高					
	その他収益					
	小計①					
費用の部						
	素畜費					
	飼料費					
	人件費					
	管理費					
	リース料					
	減価償却費					
	その他費用					
	小計②					
当期損(▲)益 ③(①±②)						

前期繰越損(▲)益④						
当期損(▲)益⑤						
次期繰越損(▲)益 ⑥(④±⑤)						

※1 売上高は、貸付申請の物件に係るものを記入し、経営リースでは農業関係収入、食肉リースでは食肉関連を記入する。それ以外の収入は、その他収益に記入又は別に添付する。費用も同様。

※2 リース料は、基本貸付料と附加貸付料及び消費税の合計額です。

※3 ③と⑤の「当期損益」の額は、法人税等を控除するため、一致しない場合がある。

※4 表中の▲は、損失額を指す。

2. 中期資金計画

項 目	実 績		見 込			合 計
	年度	年度	年度	年度	年度	
前期繰越金①	千円	千円	千円	千円	千円	千円
収 入 の 部	売上金					
	その他収入金					
	借入金受入(イ)					
	小 計 ②					
支 出 の 部	飼料購入費					
	素畜購入費					
	人 件 費					
	管 理 費					
	リース料					
	借入金返済(ウ)					
	その他支出					
	小 計 ③					
次期繰越金 ④(①+②-③)						

借入金残高

期首借入金残高(ア)						
当期借入額(イ)						
当期返済額(ウ)						
当期末借入金残高 (ア+イ-ウ)						

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載してある既存の資料がある場合は、その資料で充分です。

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領

平成23年3月9日23環機第155号制定

第1 目的

この要領は、一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が、畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月22日付け環機第448号。以下「実施要領」という。)第3の1ただし書(同第4の3において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、貸付前後の家畜伝染病又は激甚な災害等により借受者等が深刻な影響を受けた場合において、貸付料等の徴収の繰延(以下「貸付料等の繰延」という。)を行う場合の手続、内容等について定める。

第2 適用

1 この要領を適用する家畜伝染病及び激甚な災害等は、次に掲げる家畜伝染病又は激甚な災害等であって、その被害が著しく甚大かつ広範囲で借受者の経営維持に重大な支障があるものとし、機構がそのつど定める。

(1) 家畜伝染病

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に掲げる伝染性疾病

(2) 災害等

次のいずれかに掲げる災害等

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条の規定に基づき激甚災害として指定された災害(同法第5条から第8条までの措置を適用すべきものに限る。)

イ アと同等の災害で、激甚災害に指定される可能性が高いと認められるもの

2 この要領による貸付料等の繰延の対象とするリースの種類は、1の災害等ごとに機構がそのつど定める。

第3 用語

1 この要領で使用する用語は、次の(1)から(10)まで及び特に別に定めるもののほかは、実施要領の例による。

(1) 貸付料等 実施要領第3の貸付料及び同第4の譲渡代金をいう。

(2) 貸付料等の繰延 (9)の基準日以降に納入期限が到来する貸付料等の納入期限をそれぞれ一定期間ずつ遅らせることをいう。

(3) 繰延期間 貸付施設等ごとに貸付料等の繰延を行う期間であって、(5)に規定する原貸付契約による貸付料等の納入期限のうち(9)の基準日以降に最初に到来するものから1年間をいう。

(4) 適用区域 (7)の家畜伝染病関連区域及び(8)の激甚災害等関連区域をいう。

(5) 原貸付契約 貸付料等の繰延が適用された場合における当該繰延が適用される前の貸付契約をいう。

(6) 本来の納入期限 繰延の適用を受け、又は受けようとする貸付料等に係る繰延の適用を受ける前の納入期限をいう。

(7) 家畜伝染病関連区域 家畜伝染病予防法第2条第1項に掲げる伝染性疾病に関し

同法第32条第1項の規定に基づき都道府県知事が一定種類の家畜(以下「指定家畜」という。)等の移動を禁止する区域(以下「移動禁止区域」という。)として指定した区域をいう。

(8) 激甚災害等関連区域 次に掲げる区域をいう。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条の規定に基づき激甚災害として指定された災害であって同法第5条から第8条までの措置を適用すべきものとされた区域(当該災害を激甚災害に指定する政令において区域の指定がある場合には、その区域に限る。)

イ 第2の(2)のイの災害等について、機構が都道府県畜産主務課長(以下「畜産主務課長」という。)の依頼に基づき指定する区域

(9) 基準日 貸付料等の繰延の適用の対象となる者及び貸付料等を決定する基準となる日で、家畜伝染病関連区域及び激甚災害等関連区域ごとに次に掲げる日をいう。

ア 家畜伝染病関連区域にあつては、移動禁止区域が指定された日又は既に移動禁止区域の指定を受けている区域において再び同じ伝染性疾病が発生した場合はその日

イ 激甚災害等関連区域にあつては、当該災害によって当該借受者が被害を受けた日

(10) 借受団体等 直接リースの場合の受託団体及び再受託団体並びに間接リースの場合の借受団体及び転貸借受団体をいう。

2 この要領において機構が行う決定、承認、通知等の時点に言及する場合は、機構が発する文書の日付を基準とする。

3 この要領において機構に対する申請期限等に言及する場合は、直接リース及び間接リースの別を問わず、機構に申請書等が到達すべき期限をいう。

第4 貸付料等の繰延の対象者

1 貸付料等の繰延の対象者は、次に掲げる条件のすべてに該当する借受者であつて、畜産主務課長が必要と認める者とする。

(1) 適用区域内で基準日において指定家畜に係る養畜の業務又は食肉の加工・販売等の業務を営み、貸付施設等を借り受けている借受者であつて、基準日から1年内に貸付料等の納入期限が到来する者であること。

(2) 家畜伝染病又は激甚災害等の直接又は間接の影響により畜産経営又は食肉の加工・販売等の業務に大きな被害を受け、機構に対する貸付料等の納入が一時的に困難になり、又は困難になるおそれがあること。

(3) 当該畜産経営の業務又は食肉の加工・販売等の業務の継続又は再開の意思があること及び当該貸付施設等を引き続き借り受けて使用する意思があること。

(4) 家畜伝染病関連地区においては、家畜伝染病予防法に基づく義務を履行していること。

(5) 実施要領第12の規定に基づく消費税等相当額の返還義務(貸付料等の繰延の対象となる貸付料等に係る貸付以外の貸付施設等に係るものを含む。以下同じ。)がある者にあつては、当該返還を行っていること。

(6) 災害等により貸付施設等が損傷又は損壊(以下「損傷等」という。)している場合は、実施要領第8の4の適用がある場合を除き、実施要領第8の1の規定に基づき借受者において既に修理を行ったか、又は修理を行うことを約すること。

- 2 1の規定にかかわらず、基準日以降において借受者の変更を行った場合は、包括承継の場合又は同一世帯に属する後継者への変更の場合を除き、貸付料等の繰延の対象としないものとする。

第5 貸付料等の繰延の対象となる貸付料等

- 1 繰延の対象となる貸付料等は、次の条件に該当する未納の貸付料等とする。
 - ア 貸付料について年1回払いを選択している場合は、基準日から1年内に納入期限が到来する貸付料等とする。
 - イ 貸付料について年4回払いを選択している場合は、基準日以降最初に到来する貸付料等の納入期限から1年内に納入期限が到来する貸付料等を一括して対象とする。
- 2 災害等に伴い貸付施設等が損傷等した場合で実施要領第8の4の適用がある場合には、当該損傷等の時点までの貸付料のみを繰延の対象とする。この場合の納期は、実施要領第8の4に定めるとおりとし、その日をこの要領に定める本来の貸付料等の納入期限としてこの要領を適用する。
- 3 同一の貸付料等について2以上の基準日がある場合は、より遅い方の基準日を適用する。
- 4 既に実施要領第3の1ただし書の措置が適用されている貸付料等については、当該措置の期限が満了した時点において更に繰延の要件を満たしている場合に限り、この要領による繰延の対象とすることができる。
- 5 次に掲げるものは、この要領に基づく繰延の対象とはならない。
 - ア 基準日において既に滞納となっている貸付料等及び遅延損害金
 - イ 実施要領第6に規定する損害保険及び保証保険の保険料
 - ウ 実施要領第12に規定する消費税等相当額の返還債務
 - エ 貸付契約の解約に伴う解約清算金
 - オ 実施要領違反、貸付契約違反等に伴う損害賠償金

第6 貸付料等の繰延の効果等

- 1 繰延期間は、原貸付契約による貸付料等の納入期限のうち基準日以降に最初に到来するものから1年間とし、繰延の適用を受けた貸付料等を繰延後の納入期限の前に任意に納入した場合であっても変更されないものとする。
- 2 貸付料等の繰延を行った場合は、貸付料等については、繰延期間を据置期間として、以降、納入期限を1年ずつ繰り下げる。原貸付契約の貸付期間の終了後に繰り下げられた1年間については、実施要領(第2の規定を除く。)及び関連する細則並びに貸付契約の適用に関しては、第10に規定する場合を除き貸付期間とみなして取り扱う。原貸付契約の貸付期間が20年の貸付施設等及び補助付きリースに係る貸付施設等についても同様とする。
- 3 繰延期間については、附加貸付料を免除する。
- 4 貸付料等の繰延の承認を行った場合は、機構は、貸付契約書が1から3までの内容に沿って変更されたものとして取り扱う。

第7 保険の取扱い

- 1 保険の加入義務

- (1) 貸付料等の繰延を受けようとする借受者は、繰延期間についても実施要領第6の規定に基づき損害保険及び保証保険に加入し、保険料を負担しなければならない。
- (2) 損害保険のうち畜産環境整備機構損害保険要領(平成20年9月29日付け20環機第838号。以下「損害保険要領」という。)第2の(1)及び(2)により借受者が個々に加入することとされている火災保険及び車両保険については、借受者は、自らが契約している保険会社との間において(1)の要件を満たすために必要な措置をとらなければならない。損害保険要領第2の(3)の動産総合保険については、機構が一括して延長の措置をとることとし、借受者は、そのための追加保険料を負担しなければならない。
- (3) 保証保険については、貸付料等の繰延の承認の申請をもって、機構に対し畜産環境整備機構保証保険要領(直接リース)(平成21年3月30日21環機第241号)及び畜産環境整備機構保証保険要領(間接リース)(平成21年3月10日21環機第241号)(以下「保証保険要領」と総称する。)第3の2の規定による保険会社への保険契約の変更の申込みの委任をしたものとみなす。

2 保険料の額及び納入期限

- (1) 貸付料等の繰延を行った場合の保険料は、次のとおりとする。
 - ア 損害保険のうち動産総合保険の保険料は、次の区分によりそれぞれに掲げるとおりとする。
 - (ア) 既に原貸付契約に基づく保険料を支払っている場合は、原貸付契約の契約期間より1年長い契約期間に係る損害保険要領別表2(契約期間別残価率)の最終年の残価率(原貸付契約の契約期間が20年の場合には、契約期間が20年の最終年の残価率)により計算した額を追加徴収する。
 - (イ) (ア)以外の場合は、原貸付契約に係る保険料と(ア)により計算した額を合算した額を徴収する。
 - イ 保証保険の保険料は、次の区分によりそれぞれに掲げるとおりとする。
 - (ア) 貸付料が年1回払いの場合は、保証保険要領第3の4の3)により計算した額を当該保険対象期間の保険料として徴収する。
 - (イ) 貸付料が年4回払いの場合は、保証保険要領第3の4の4)により計算した4回分の保険対象期間の保険料を一括して徴収する。
 - (ウ) (ア)及び(イ)における保証保険要領の適用に当たっては、保証保険要領第3の4の3)中「附加貸付料」とあるのは、「附加貸付料(繰延期間に係るものを除く。)」と読み替えるものとする。
- (2) 損害保険及び保証保険の保険料の納入期限は、貸付料等の繰延の承認があった月の翌月の末日とする。

3 保険事故発生の場合の措置

- (1) 損害保険に係る保険事故が発生した場合は、実施要領第8の規定によるものとし、そのまま貸付が継続されるときは、貸付料等の繰延は、引き続き適用する。
- (2) 保証保険に係る保険事故が発生した場合は、当該借受者は、貸付料等の繰延の適用による期限の利益を失うものとする。

第8 貸付料等の繰延の手続

- 1 著しく激甚な災害が発生した場合の貸付料等の徴収を実施する区域の指定等

- (1) 機構が第2の(2)の規定に基づき同イの災害等の指定をしたときは、畜産主務課長は、被害規模や従来指定例等から判断して激甚災害区域となる可能性が高い地域について、繰延を適用することを機構に依頼することができる(別紙様式1)。
- (2) 機構は、その依頼内容が適切と認められた場合は、繰延を適用する区域を指定するものとする。

2 繰延の申請

- (1) 激甚災害の指定、1の(2)の指定又は家畜伝染病予防法に基づく移動禁止区域の指定があった場合は、その区域内において貸付施設等を借り受けている借受者で貸付料等の繰延を受ける要件を満たす者は、当該貸付料等の納入期限(これらの区域指定の日の属する月の末日を納入期限とする貸付料等については、その翌月の末日)までに貸付料等徴収繰延申請書(別紙様式2)を借受団体等及び畜産主務課長を経由して機構に提出することができる。
- (2) 貸付料等の繰延の申請は、繰延を申請しようとする貸付料等の本来の納入期限の日の属する月の1日からすることができる。
- (3) (1)の申請書には、畜産主務課長の意見書を添付しなければならない。
- (4) 貸付施設等が激甚災害等に伴い損傷等している場合は、次の書類を添付しなければならない。なお、アの書類については、申請書の提出期限に提出できないときは、繰延の承認を受ける日の前日までに補完することを条件に申請書を提出することができる。
 - ア 市町村長が発行する罹災証明書(当該貸付施設等の罹災状況が証明されているもの)
 - イ 畜産環境整備機構損害保険要領(平成20年9月20日環機第838号)第4の1に基づく報告書(動産総合保険の対象となっている貸付施設等が損傷等した場合は必ず提出すること。既に提出している場合は不要)
- (5) 借受団体等は、申請書を機構に進達しようとするときは、当該申請者が貸付料等の繰延の申請の要件を満たしていることを確認し、進達文書にその旨を記載するものとする。
- (6) 繰延の申請をした者は、申請に係る貸付施設等が当該激甚災害等に伴い損傷等している場合において機構が必要と認めた場合には、機構が損害保険要領に基づき行う損害保険金の請求手続に協力しなければならない。

3 貸付料等の繰延の承認等

- (1) 機構は、貸付料等の繰延の承認の決定を行った場合は、借受団体等を経由して申請者に通知するとともに、畜産主務課長にその写しを送付するものとする。
- (2) 貸付料等の繰延の申請をした場合は、前号の決定がなされる前に納入期限が到来した場合であっても、当該繰延の可否の決定があるまでの間は、貸付料等の徴収は行わない。
- (3) 貸付料等の繰延は、繰延の条件に適合しない場合のほか、繰延の可否を決定する時点において第9の1のアからキまでに掲げる事由に該当する場合は、承認しない。
- (4) 貸付料等の繰延の申請の取下げがあった場合又は承認しない旨の決定がなされた場合は、当該申請に係る貸付料等については、その取下げ又は承認しない旨の決定があった翌月の末日を新たな納入期限とする。この間の延滞料は徴収しない。

- (5) 間接リースに係る貸付施設等について貸付料等の繰延を承認した場合には、機構は、当該貸付施設等に係る借受団体に対し当該貸付料等の繰延を適用する。この場合、借受団体は、当該貸付料等の繰延の内容に沿って、借受者に対する貸付料等の繰延を行うために必要な措置をとらなければならない。

第9 貸付料等の繰延の取消等

1 貸付料等の繰延の取消

貸付料等の繰延の適用を受けている者が、次のアからキまでの一に該当することになったときは、機構は、当該繰延を取り消すことができる。この場合、当該取消を受けた者は、繰延による期限の利益を失い、その取消があった日の属する月の翌月の末日までに、当該繰延を受けている貸付料等及び本来の納入期限から納入の日までの遅延損害金を納入しなければならない。ただし、真にやむを得ない事情があると認められる場合には、遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

ア 貸付施設等に係る経営を廃止し、再開の見込みがないとき。

イ 貸付契約の解除の申し出、機構がこれを承認したとき。

ウ 損害保険及び保証保険に加入せず、又は保険料を期日まで納入しないとき。

エ 貸付施設等が損傷等している場合において、修理義務を怠ったとき。

オ 機構が損害保険要領に基づき行う損害保険金の請求手続に協力しないとき。

カ 貸付施設等の管理義務に違反したとき。

キ その他貸付又は繰延の条件に違反したとき。

2 借受者の変更の場合の特則

貸付料等の繰延を受けている者が、当該繰延期間内に当該貸付施設等に係る借受者の変更を申請し、機構が承認した場合は、包括承継の場合又は同一世帯に属する後継者への変更の場合を除き貸付料等の繰延を取り消す。この場合には、機構が当該借受者の変更の承認の予定日として事前に通知する日の前日までに、繰延を受けている貸付料等を納入しなければならない。

第10 補助付きリースの場合の精算額の計算の特例

補助付きリースに係る貸付施設等で貸付料等の繰延の適用を受けたものについて、繰延期間中又は繰延期間終了後に実施要領第13の2及び3の機構が提示する条件を適用することとなる場合並びに同第13の5の精算額を計算することとなる場合の機構が定める条件等通知の適用については、当該繰延を受けた期間は、貸付契約の全期間にも利用月数にも算入しない。

第11 雑則

1 貸付料等の繰延期間中の貸付施設等の管理義務等

借受者は、貸付料等の繰延期間中貸付施設等を使用しない場合においても、貸付施設等を適切に管理し、常に、再び使用することとなったときに支障がないようにしておかなければならない。

2 報告等

借受団体等は、貸付料等の繰延の適用を受けた借受者について常にその状況を把握し、当該貸付施設等の管理、借受者の経営状況等に重大な変化等があった場合には、

遅滞なく機構に報告しなければならない。

3 この規定によりがたい場合の取扱

(1) 機構は、災害等の状況等によりこの要領によりがたいと判断した場合には、別に規定を定め、又は特別の措置を講ずることがある。

(2) この規定は、借受者が、この規定によりがたい特別な事情がある場合において、直接、実施要領第3の1の規定に基づき機構に対し繰延又は猶予の申請をすることを妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる家畜伝染病及び災害等については、第2の規定にかかわらず、同第2の1の規定による災害等の指定及び同2の規定による及び繰延の対象となるリースの種類指定があったものとする。

(1) 平成23年1月22日以降、この要領の施行の日の前日までに発生し、又は移動禁止区域が指定された高病原性鳥インフルエンザ

繰延の対象とするリースの種類 経営リース、1/2補助付きリース及び1/3補助付きリース

(2) 平成23年1月26日以降の新燃岳噴火による災害等

繰延の対象とするリースの種類 経営リース、1/2補助付きリース及び1/3補助付きリース

3 2の(2)の災害について第8の1の(1)の規定により畜産主務課長が機構に対し繰延を適用の依頼をすべき期間は、平成23年3月25日までとする。

4 2に掲げる家畜伝染病及び災害等については、第8の2の(1)の規定にかかわらず、23年1月末から3月末までに納入期限が到来する貸付料等に係る繰延の申請期限は、平成23年4月末日とする。また、第8の2の(2)の規定は、適用しない。

5 2に掲げる家畜伝染病及び災害等について繰延の申請をしなかった場合、23年1月末から3月末までを本来の納入期限とする貸付料等の新たな納入期限は、平成23年4月末日とする。

別記様式1(第8の1の(1)関係)

(番 号)

年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構理事長殿

〇〇都道府県畜産主務課長

氏 名

印

著しく激甚な災害発生に伴う貸付料等の繰延適用地区指定依頼書

この度、下記の通り著しく激甚な災害が発生したので、家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領(平成23年3月1日付け23環機第 号)第8の1の(1)(並びに附則の2及び3)の規定に基づき、貸付料等の繰延を適用する区域の指定を依頼します。

記

1 対象となる災害

(平成〇年〇月〇日(から平成〇年〇月〇日まで)の〇〇〇による災害)

2 適用を希望する区域

(市町村単位で指定して下さい。)

3 被害の概要

(適用を希望する市町村ごとに、被害地域、被害状況等を具体的に記載し、被害状況を証明する写真、図面等を添付して下さい。また、借受者の被災状況が分かれば記載して下さい。)

(注)下線部は、今回のみ必要

一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

(借受者)

住所

氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名) 印

電話番号

貸付料等徴収繰延申請書

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領(平成23年3月1日付け23環機第 号)第8の2の規定に基づき、同要領で示された条件を了承の上、下記の通り貸付料等の徴収の繰延の適用を申請します。

記

(激甚災害等に伴い貸付施設等が損傷等している場合)

- 1 貸付契約番号
- 2 貸付施設等記号番号
- 3 貸付施設等の種類
- 4 貸付施設等の所在地
- 5 貸付料等の次期納入期限
- 6 災害名
- 7 被災日
- 8 被災の状況(損傷の程度、被害金額など、必ず写真添付)
- 9 経営の状況(継続、休止、再開準備中等)及び経営に与える影響及び見通し
休止中の場合 経営継続の意思 あり なし
継続借受の意思 あり なし
- 10 貸付施設等の修理の状況
(申請時点で修理が終わっている場合)
修理内容(写真添付)、費用等を記載

(申請時点で未修理の場合)

私は、貸付料等の徴収の繰延申請の理由となった災害等によって損傷等した貸付施設等について、実施要領第8の4の適用がある場合を除き、実施要領第8の1の規定に基づき自らの負担で修理を行います。

ただし、当該貸付施設等に係る損害保険金が機構に支払われた場合は、その範囲内において私が支出した修理費に充当されるものとします。

11 その他

12 添付書類

- (1) 都道府県畜産主務課長の意見書
- (2) 市町村長が発行する罹災証明書
- (3) 損害保険要領第4の1に基づく報告書(既に提出している場合は不要)

(その他の場合)

- 1 貸付契約番号
- 2 貸付施設等記号番号
- 3 貸付施設等の種類
- 4 貸付施設等の所在地
- 5 貸付料等の次期納入期限
- 6 災害名又は移動禁止区域の指定に係る疾病名
- 7 被災日又は移動禁止区域の指定日(移動禁止区域の指定日以降同じ区域で発生した同じ疾病に基づき申請する場合は、当該疾病の発生日)
- 8 被災の状況(損傷等の程度、被害金額など、写真添付)又は家畜伝染病による影響
- 9 経営の状況(継続、休止、再開準備中等)及び経営に与える影響及び見通し

休止中の場合 経営継続の意思 あり なし
継続借受の意思 あり なし

10 その他

11 添付書類

都道府県畜産主務課長の意見書

畜産高度化支援リース事業実施要領第13の機構が定める条件等

平成22年 7月 8日 22環機第615号 制 定
平成23年11月16日 23環機第775号 一部改正

畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月27日22環機第448号。以下「要領」という。)第13の2及び3の機構が提示する条件並びに同13の5の機構が定める額を次のように定める。

第1 機構が提示する条件

1 要領第13の2及び3の機構が提示する条件は、「通常リース及び補助付きリースの区分ごとに次の各号により計算した額の解約金を機構に支払うこと」とする。

(1) 通常リース

貸付契約の全期間に係る基本貸付料、附加貸付料、譲渡価額及び消費税等相当額の合計額から既納入の基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額を控除して得た額

(2) 補助付きリース

次の各号の金額の合計額

ア (1)により計算した金額

イ 当該貸付施設等に係る補助金相当額から当該補助金相当額に係る消費税等相当額を控除した額(以下「本体補助金価額」という。)を利用月数(貸付開始の日を含む月から精算額の納入日を含む月までの月数)で月割計算した額を控除して得た額

ウ 本体補助金価額に対する消費税等相当額

2 前項の規定にかかわらず、次の事由により経営の廃止を余儀なくされ、かつ、経営資産の処分を以てしてはすべてのリース債権の弁済が困難と認められる場合には、通常リース及び補助付きリースとも要領第13の5に規定する精算額に相当する額を解約金の額とすることができる。ただし、契約の解除又は解約金の納付の後であっても、要領又は貸付契約に違反する事実が明らかになった場合には、機構は、本項の特例の適用を取り消し、その差額を請求する。

(1) 災害等による直接的な被害

(2) 借受者の死亡による後継者の不在

3 前項の適用を申請する場合には、次の書類を提出しなければならない。

(1) 理由書(前項各号の事由を証明した文書を添付すること)

(2) 借受団体等の意見書

第2 機構が別に定める額

1 要領第13の5の機構が定める額は、次の各号の金額の合計額とする。

(1) 当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基

本貸付料等(基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計額をいう。)と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額との合計額

(2) 本体補助金価額を利用月数(貸付開始の日を含む月から精算額の納入日を含む月までの月数)で月割計算した額を控除して得た額

(3) 本体補助金価額に対する消費税等相当額

第3 消費税等相当額の返還を受けた貸付施設等の解約等の場合の措置

補助付きリースについて要領第12の規定に基づき機構に消費税等相当額の返還を行った借受者が貸付契約を解除し、機構から貸付契約を解除され、又は精算額を算定しなければならなくなった場合は、第1の1の(2)のウ又は第2の1の(3)の金額は、解約金又は精算金の額に算入しない。

附 則

- 1 この通達は、平成22年7月8日から施行し、施行日以降に借受者が貸付契約を解除し、機構から貸付契約を解除され、又は精算額を算定しなければならなくなった場合について適用する。
- 2 機構リース事業実施要領第15の「機構が提示する条件」及び「機構が別に定める額」について(平成20年9月29日付け20環機第898号)は、廃止する。

事業実施に係る費用対効果分析の取扱について

第1 趣旨

- (1) 畜産振興事業の実施について(平成16年4月1日付け15農畜機第3102号。以下「振興機構通達」という。)の第4の「採択基準」においては、施設整備事業の採択は、「事業ごとの実施要綱」によるほか、「整備する施設ごとに費用対効果分析」によって行うこととされています。ただし、堆肥調整・保管施設リース(以下「調整保管施設」という。)事業において総事業費が5,000万円を下回るもの(及び器具・機材の整備)等費用対効果分析によりがたいものについては、「コスト分析」等によって行うことと定めています。そして、この「コスト分析」については、振興機構通達の4の(2)のアにおいて、別表第3の「施設整備事業コスト分析基準の額又は水準を上回っていないこと」が採択要件とされています。従って、コスト分析基準額によるべき事業については、「それぞれの実実施要綱に基づく基準(構造基準等)」を充足することと「コスト分析基準額を上回っていないこと」が採択基準であり、この2つを充足しない案件は採択されないということになります。
- (2) しかしながら、コスト分析基準額は施設規模ごとに全国一律に定められているほか、調整保管施設については、その構造や機能の特殊性から費用対効果分析が難しいものもあります。このため、この取扱については、平成22年度において逐次通知したところですが、今後は、下記のとおり取り扱うこととします。

第2 コスト分析基準額の補正

1 コスト分析基準額の補正の考え方

- (1) 振興機構通達別表第3の㎡当たりのコスト分析基準額は、全国の標準的な建設費を基準としていると解釈されます。従って、地域的な事情等によりコスト分析基準額によったのでは標準的な場所でコスト分析基準額で建設した施設と同等の施設(以下「標準的施設」という。)を建設し難い客観的な事情があるときは、そのことについての適切な証明がなされることを前提に、基準額の補正をすることができることとします。
- (2) 補正は、その地域で「標準的施設」を設置するために必要な限度で認められます。前述の通り、機構のリース事業の性格から、「標準的施設」以上の規格や構造の施設を作るためにコスト分析基準額を補正することはできません。また、コスト分析基準額の補正は、客観的な事情によるものに限られ、もっと強固な施設が欲しいといった主観的な事情や希望によるものは含まれません。
(注) なお、近年、まれにリース事業で設置された施設が固定資産税及び不動産取得税の課税において「家屋」と認定される場合がありますが、一般的に税法上「家屋」と認定されるような施設は、「標準的施設」とは認められないと

考えられます。

(3)補正に当たっては、統計資料などの誰でも納得できるような客観的資料が必要で、単なる概念的な説明では不十分と考えられます。

(4)なお、平成 22 年度に適用していた補正の上限(2割)は、本年度は適用しません。

2 コスト分析基準額の補正の例

(前提)以下、コスト分析基準額の補正の例について説明しますが、この説明は、次のことを前提としています。

- ① 以下の補正の方法はあくまでも「例示」であって、他の方法を排除するものではありません。これらと同程度の客観的な資料で証明できる合理的な方法があれば、それによってかまいません。
- ② 以下の例は、貸付施設が「特別地域以外の地域に設置される面積 300 m²の調整保管施設」であると仮定して説明しています。したがって、コスト分析基準額は 22,000 円/m²で、この単価に基づく建設費(以下「基準建設費」という。)は 6,600,000 円となります。
- ③ 以下の計算の前提として、その地域において「標準的施設」を設置する場合の経費に占める個々の資材費や工事費(基準額の補正を主張する部分に限る)の比率を推定しておくことが必要になります。この比率はあくまで理論値なので、実際に提出される見積書等と必ずしも一致する必要はありませんが、両者があまりにもかげ離れている場合には、最初の推定(及びそれを根拠とする基準単価の補正)が適切ではなかったと判断され、補正自体が根拠を失いますので、推定に当たっては実態を反映するように十分留意して下さい。

(1)建築基準法等による特別な地域指定によりより高い安全基準が要求される等によりコストが高いと認められる場合

建築基準法においては、告示等により地域ごとに「地域別風力係数」(平成 12 年建設省告示第 1454 号)、「地域別地震係数」(昭和 55 年建設省告示第 1793 号)、「多雪地域及び垂直積雪量」(建築基準法施行令及び各都道府県条例)、「災害危険区域」(建築基準法施行令及び各都道府県条例)等の指定があり、これらの数値が高い地域においては、より高い構造基準が適用されることになっています。このため、これらの指定がなされている地域においては、これらの指定がない地域に比べて当然に建設コストが増嵩することになります。

従って、これらの地域においては、このコスト増が、建築士(建築業者等と関係ない者に限る)による試算等により立証できれば、当該コストを基準とすることができます。添付資料としては、建設予定地に係るこのような指定の状況と、コ

スト増嵩についての建築士の証明書などを添付するものとします。

また、消防法による基準についても、地域により消防署の取扱方針にかなりの違いがあるので、特別な指導等を受けた場合には、同様に扱って差支えありません。

(2) 建設物価等の地域差等により、地域的にコストが高いと認められる場合

鉄骨や生コンクリートなどの建設資材のコストは、地域によりかなり大きな違いがあります。従って、建設物価指数その他の統計資料によってその地域の建設資材コストが全国平均に比べて高いということが証明できれば、それにより基準額を補正することができます。また、各都道府県等の建設工事単価表なども利用可能ならば根拠としてかまいません。

また、労賃についても同様です。

この場合、提出された見積りにおける資材ごとの価格及び総工事費に占める比率が分かればそれを基準としますが、工事の見積りを、たとえば「仮設工事」「基礎工事」「鉄骨工事」「屋根工事」「エプロン工事」に分類し、基礎工事とエプロン工事はコンクリート価格、鉄骨工事は鉄骨価格により比較するなど、合理的な範囲で簡便な方法を採用しても差し支えありません。

資料としては、関連する統計資料等を添付し、証明するものとします。

(例) 鉄骨の価格が全国平均に比べ 20% 高い場合

仮に、「基準建設費」に占める鉄骨費の割合が 25% だとすれば、次のような計算になります。

① 「基準建設費」に占める鉄骨費

$$6,600,000 \times 0.25 = 1,650,000$$

② 上記による補正

$$1,650,000 \times 1.2 = 1,980,000 \quad \text{増加分 } 330,000$$

③ これにより補正した建設費

$$6,600,000 + 330,000 = 6,930,000$$

④ 補正後の基準額

$$6,930,000 \div 300 = 23,100 \quad (\text{基準額に対する比率 } 1.05)$$

(3) 地形等によりコストが高いことがやむを得ないと認められる場合

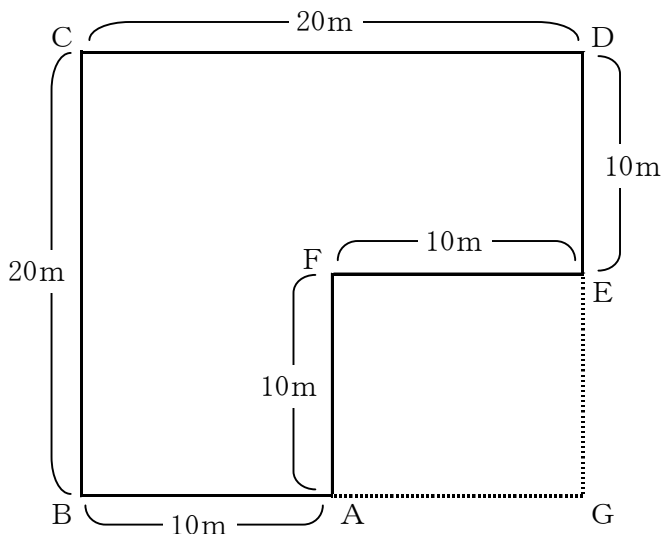
貸付申請施設の設置場所の地形条件等当該施設に係る個別の事情により、コスト分析基準額によったのでは「標準的施設」と同等の施設を建設し難い特別な事情があるときは、そのことについての適切な証明がなされれば、コスト分析基準額を補正してよいものとします。たとえば、用地の制約等により、施設を方形にすることができない場合とか、よけいな仮設工事が必要となる場合等です。これらについては、統計資料等による証明は難しいので、個別的・客観的事情が分かるような資料(地形図、所有地の見取図、写真など)を添えて証明すれば

よいと考えられます。

(例)建設用地が不定形で壁面積や柱が多くなる等の事情がある場合

たとえば、対象施設が地形や所有地の形状の都合で下図(A-B-C-D-E-F-A)のような形(300 m²)で設計せざるを得ない場合、柱や壁は400 m²の施設(B-C-D-G-B)と同じ資材と工事量が必要になります。したがって、この場合、柱と壁の工事費及び資材費については400 m²の工事費をベースに基準額を補正することができます。具体的に言えば、仮に「基準建設費」に占める柱と壁の工事費と資材費の割合が30%であるとすれば、次のような計算になります。

- ① 「基準建設費」に占める柱と壁の工事費及び資材費(30%とする)
 $6,600,000 \times 0.3 = 1,980,000$
- ② 上記(面積効率)による補正
 $1,980,000 \times 4/3 = 2,640,000$ 増加分 660,000
- ③ これにより補正した建設費
 $6,600,000 + 660,000 = 7,260,000$
- ④ 補正後の基準額
 $7,260,000 \div 300 = 24,200$ (基準額に対する比率 1.10)



(4) 資材輸送等に特殊な制約がある場合

たとえば、山間地域等で道路が狭く、小型トラックしか使えなかったり、輸送距離が長くなったりして輸送コストが増嵩するような場合は、その実際のコスト(見積り計算等)によりコスト分析基準額を補正することができます。

当該道路の写真など、その状況が把握できる資料(地形図、写真など)と、通常使用する輸送施設と当該施設の建設に使用せざるを得ない輸送施設とのコスト

の差等を証明する資料を添付するものとします。

- ① 「基準建設費」に占める輸送費(建設費に占める標準的な比率を 2%とする)

$$6,600,000 \times 0.02 = 132,000$$

- ② 上記による補正(標準の 2 倍かかるものとする)

$$132,000 \times 2 = 264,000 \quad \text{増加分 } 132,000$$

- ③ これにより補正した建設費

$$6,600,000 + 132,000 = 6,732,000$$

- ④ 補正後の基準額

$$6,732,000 \div 300 = 22,400 \quad (\text{基準額に対する比率 } 1.02)$$

(5) 近傍類地における同等の施設のデータ

コスト分析基準額の補正には、基本的に上記のような客観的な統計等のデータが必要ですが、離島や山間地域など、常識的に考えて一般地域よりは建設費がかなり高いと判断される地域であって、その地域に限定した統計なども得がたい地域にあっては、近傍類地の同程度の規模、構造の既存の施設の建設費から推定した単価を参考に基準額を補正することが考えられます。

ただ、この方法は、コスト分析基準額とのコストの差の証明としては根拠が弱いので、その適用は、他の方法によりがたい場合であって、誰でもその地域ではコストが相当高いのが当然と思うような地域に限り例外的かつ厳格に適用するものとします。たとえば、離島の場合であっても、その対岸の地域である程度の統計データが得られる場合には、その地域のデータによりいったん補正を行い、それにその地域から当該離島までの輸送費を更に加算する等の方法をまず検討するものとします。

やむを得ずこの方法を採用する場合のサンプルの選定は、次の基準によるものとします。

ア サンプルは、「標準的施設」と同程度の面積、構造等を持ったものを選定することとします。

イ サンプルは、堆肥の調整保管施設のほか、堆肥舎(切返し方式に限る)を選定してよいこととします。

ウ サンプルは、原則としてその施設費の全額が結果的に農家負担になるものを選定するものとします。補助事業は、機構の補助付きリースに限り選定できますが、他のサンプルが得られない場合に限るものとします。

エ 調査サンプルはできるだけ多くの例を採取するものとし、サンプルの条件におおむね合致するものを、原則として貸付施設の設置場所から近い順に選定するものとします。

証明資料としては、各サンプルの概要(設置場所、建設費、設置年、面積、構

造、設置事業名などそれぞれの事業の概要が分かる資料)、貸付対象施設とサンプルの位置を表示した地図等及び当該コスト分析基準額の補正の計算の資料等を添付するものとします。

(例)施設 A 320 m² 建設費 7,360,000 単価@23,000
施設 B 280 m² 建設費 6,300,000 単価@22,500
施設 C 300 m² 建設費 7,500,000 単価@25,000
施設 D 310 m² 建設費 7,200,000 単価@23,226
施設 E 330 m² 建設費 7,400,000 単価@22,424

上記の単価の平均 @23,230(基準額に対する比率 1.06)

第3 調整保管施設に係る費用対効果分析の計算の特例

- (1) 一般に、調整保管施設は、一種のストックヤードで、堆肥製造施設と離れて機能するものではなく、独立して発揮する経済効果をあまり持っていません。従って、調整保管施設について独立して費用対効果分析をすることは困難な場合があると考えられます。このような場合、これらの施設は、機能的に堆肥製造施設の付帯施設とみなし、投資効率の計算をする場合においても、堆肥製造施設と一体的に計算するのが適当と考えられます。
- (2) 従って、調整保管施設の投資効率の計算に当たっては、当該調整保管施設に堆肥を搬入する計画となっている堆肥製造施設(リース事業又は他の補助事業等により導入したものに限る。)と一体のものとして総事業費と年間効果額を計算し、費用と効果の比較を行うことができるものとします。

具体的な方法としては、両施設についての振興機構通達別表第2の年間総効果額の算出の方法の各項目の数値を合算して年間総効果額を算出し、両施設の費用を合算した額を総事業費として費用対効果分析を行うものとします。先行する(あるいは同時に設置する)堆肥製造施設については、法定耐用年数内のものに限り、費用対効果分析に使用するデータは、その設置時期にかかわらず設置時の費用及び耐用年数を使用し、効果及び廃用損失額については、既設置のものについては原則として実績(計画中のものや設置後間がなく十分な実績のデータがない場合は計画値)によるものとします。貸付申請書には、これらのデータ及び証明書類を添付するものとします。

機構の許可が必要な改造の考え方

I 改造許可等

1 改造許可が必要な場合

実施要領第7の3の(3)の改造は、機構の所有する貸付施設等に構造上、機能上の毀損等が生ずる場合をいい、次のような場合が該当します。改造の工事(以下「改造工事」という。)は、機構がやむを得ないと認めたとときに限り行うことができます。

(1) 貸付施設等に毀損を伴う場合

(具体的な事例: 構築物のよう壁、間仕切り等の撤去など)

(2) 貸付施設等の価値又は効用等を減じるおそれがある場合

(具体的な事例: よう壁等の撤去により新たな施設の設置など)

(3) 貸付施設等の間取り、構造等を変更する場合

(具体的な事例: 構造等を変更するための間仕切り等の撤去、屋根等の設置など)

(4) 設置した資材の変更を伴う修理、改修、資材等の交換等を行う場合

(具体的な事例: 改修工事等により新たな資材・機械等の交換・設置など)

(5) 貸付施設等に他の機械・施設等を付加する工事を伴うものであって、容易に分離ができない場合

(具体的な事例: 堆肥置場にエアレーション設置のための溝きりなど)

2 改造許可の必要のない場合

(1) 次に該当する場合は、借受者の判断と自己資金で既存の貸付施設等に追加の工事(以下「追加工事」という。)を行うことができます。

ア 既存の貸付施設等と境界が明確に区分でき、かつ、独立して管理ができる場合

(具体的な事例: エプロン、犬走りなどの拡張、通路の設置・舗装など)

イ 貸付施設等の効用及び価値を損傷せず、かつ、分離することも容易なものを設置する場合

(具体的な事例: 防虫網、照明、雨よけ板のよう壁への設置など)

ウ 貸付施設等に損傷を与えない範囲で、当該施設のよう壁等を利用して外側に施設を増築する場合

(具体的な事例: 資材等保管庫の増築、屋根の拡張など)

(2) 次に掲げる場合は、そもそも改造に該当せず、むしろ、他の規定により処理すべき事項です。

ア 貸付施設等の劣化した部分を補修等する場合

(具体的な事例:よう壁等のひび割れの補修、劣化したビニール等の張替えなど)

これらの行為は、貸付施設の通常の管理行為の一環として当然に行うべき行為に属します。

イ 災害などで損傷した貸付施設を修理する際に従前の機能を維持するために工事の場合

(具体的な事例:地震で乾燥舎の地盤が不等沈下してレーンが損傷した場合に、レーン以上に沈下した作業用コンクリート通路のかさ上げなど)

このような行為は、補修工事の一部とみなされますので、事故報告書の提出があれば足ります。

II 改造工事等の契約等について

1 改造工事等

- (1)あらかじめ改造工事又は追加工事が貸付申請の計画段階で判明している場合、これらの工事と一体で行うことが効率的かつ合理的であるので、申請の段階で改造工事及び追加工事の内容を申請書に添付して申請を行うものとします。また、この場合、貸付施設等の工事と改造工事又は追加工事が図面等により明確に区分されていることが確認できるよう設計図書に記載するものとします。
- (2)この場合の工事費については、貸付施設等の工事費と改造工事費及び追加工事費とが明確にアロケーション(面積割等による合理的な経費配分)等により区分されていることを書面により申請書に添付するものとします。

2 改造工事等の契約

- (1)改造工事及び追加工事については、原則として、貸付施設等の見積書とは区分した別の見積書としますが、これが困難な場合は、貸付施設等、改造工事及び追加工事が明確に区分されて記載されている見積書に限ります。
- (2)改造工事及び追加工事の契約については、当機構が販売業者等と締結する契約額には含めませんので、借受者が独自に販売業者等と締結してください。

III 確認等

- 1 改造工事又は追加工事を貸付施設等の工事と一体で施工した場合、検収については、これらの工事についても検収の対象とし、貸付施設等と関連して行うものとします。なお、改造工事及び追加工事については、標識等で明確に区分ができるようになっていないことを確認するとともに、写真撮影を行うものとします。
- 2 貸付施設等と一体で改造工事を行わない場合、受託団体等は、工事の終了後速やかに、申請どおりの工事が施工されたことを確認するものとします。

一体施工に係る工事費のアロケーション計算表

一体施工 工事種目	合計工事費	配分の考え方	施設名	
			貸付施設等施設 基準内配分工事費	追加（改造）工事 配分工事費
<u>堆肥保管施設</u>				
屋根 259 m ²	800,000 円	基準内外で区分（面積割）	234 m ² 722,780 円	25 m ² 77,220 円
犬走り 49 m ²	500,000 円	基準内外で区分（面積割）	21 m ² 214,286 円	28 m ² 285,714 円
壁工事費 5m （共用部分）	250,000 円	身替建設費方式	25/35 178,571 円	10/35 71,429 円
上記以外の工事	一式 2,410,000 円		2,410,000 円	0 円
<u>資材置場</u> （除共用部分）	一式 500,000 円	全額自己負担	0 円	500,000 円
<u>防虫網</u>	一式 500,000 円	全額自己負担	0 円	500,000 円
<u>合計</u>	4,960,000 円		3,525,637 円	1,434,363 円

↓ ↓
リース対象金額 自己負担
（見積書に記載すべき金額）
↓
費用対効果分析における
「総事業費」の金額

1 上記は、次の仮定事例に基づく積算です。

10m×15m（150 m²）の堆肥保管施設

屋根は1.5m（基準）でエプロン上（巾10m）のみ4m（改造工事・一体施工）、犬走りは基準の倍の1m（追加工事・一体施工）を設置する。他の工事種類は基準仕様による。

堆肥保管施設の壁面のうち5メートルを利用して、その外に5メートル×5メートルの資材置き場（追加工事・一体施工）を設置する。三方が壁面で、そのうち一面は堆肥舎の壁を利用する。（壁の共用部分を除く総工事費 50 万円、うち共用部分を除く壁 2 面の工事費 20 万円）。

他に防虫網（一式 500,000 円。追加工事・一体施工）を設置する。

2 これによるアロケーションは、次の通りとなります。

（1）屋根

総面積は 259 m²で、うち基準部分は 234 m²、改造工事部分は 25 m²になります。この面積比率で工事費を配分すると、基準部分は 722,780 円、改造工事部分は 77,220 円となります。

（2）犬走り

総面積は 49 m²で、うち基準部分は 21 m²、改造工事部分は 28 m²となります。この面積比率で工事費を配分すると、基準部分は 214,286 円、改造工事部分は 285,714 円となります。

（3）資材置き場については、共用する壁の部分については、いわゆる「身替建設費」方式により経費を配分します。（身替建設費方式については別紙を参考にしてください。別紙のやり方で計算した結果を本表に記入し、計算根拠や計算過程は別紙で添付してください。）

（4）防虫網（追加工事）は、全額が追加工事部分となります。

3 その結果、基準部分の工事費は 3,525,637 円となり、これが貸付申請に係る見積書に記載すべき価額となり、貸付決定後は、取得価額を算定する基準となります。また、費用対効果分析を行う場合の「総事業費」となります。

本事例の場合、面積当たり工事費は 23,504 円であるので、コスト分析基準額をクリアしています。

4 アロケーションは、一体施工をする場合の経費配分の方法なので、一体施工をする場合以外（堆肥保管施設の検収終了後に別途資材倉庫を施工する場合）は、アロケーションをする必要はありません。

(別紙) アロケーションの原則

2つ以上の事業（本件事例でいえば「堆肥保管施設設置事業（補助事業）」と「資材置場設置事業（自己負担事業）」以下「A事業」及び「B事業」とする。）を同時施工する場合の経費配分（アロケーション）については、「分離費用・身替建設費方式」により行うのが原則です。この方式の基本的考え方は次の通りです。

（なお、以下で説明する方式はかなり簡略化していますが、本事業の場合、この程度の分析で充分と思われます。）

1 アロケーションの基本的なルール

- (1) アロケーションの場合、「総経費」（A事業、B事業の両事業を行うのに要する経費）を「分離費用」と「共通費用」に分けて考えます。
- (2) 「分離費用」とは、A事業、B事業それぞれの事業に固有の経費（その事業のためだけにしか使われない経費）で、この部分はそれぞれの事業が負担します。つまり、「共通経費」以外の経費は、その事業のためにしか使われないので、それぞれの事業が負担することになります。
- (3) 「共通経費」とは、A事業、B事業双方の事業に共通して使われる経費です。本件の場合、共通で使われる部分の壁を設置する経費がこれに当たります。この部分については、「身替建設費」割りでそれぞれの事業が経費を負担することになります。
- (4) 「身替建設費」とは、仮にA事業、B事業両事業を全く別の建物（共有部分を有しない）として施工したと仮定した場合に共用部分を建設するのに要することとなる経費です。A事業、B事業両事業についてそれぞれこの身替建設費を計算し、その比率に応じて共通経費を配分します。

2 具体的な計算方法

(1) 身替建設費の計算

ア 堆肥保管施設

堆肥保管施設は、仮にこの部分（5m分）を共用しないで単独に建設したとしても、壁の他の部分と同じ構造（強度）を持つ必要があるため、コストは同じと考えられます。従って、共用部分の身替建設費は、250,000万円となります。

イ 資材倉庫

自己負担の資材倉庫の場合、堆肥保管施設ほどの構造（強度）を要しません。本件の場合も、共用部分以外の壁については、100,000円/5mで設計されています。従って、堆肥保管施設と壁面を共有しないで本施設を建設しようとする場合、共用部分に相当する壁の建設費は100,000円で済むこととなります。従って、資材倉庫の側における共用部分の身替建設費は、100,000円ということになります。

(2) 共通経費のアロケーション（経費配分）

上記の計算から、共用部分に係る経費のアロケーションは、堆肥保管施設と資材倉庫が 250,000 対 100,000 の比率で負担することとなります。具体的な計算は、次のようになります。

ア 堆肥保管施設

$$250,000 \text{ 円 (共通経費)} \times 25 / (25+10) = 178,571 \text{ 円}$$

イ 資材倉庫

$$250,000 \text{ 円 (共通経費)} \times 10 / (25+10) = 71,429 \text{ 円}$$

(3) 最終的なアロケーション（経費配分）

(2) の計算でアロケーションを行った共通経費と「分離費用」との合計額がその事業が負担する経費となります。

(注) 双方の形状や位置関係によっては、犬走りや屋根等についても共用部分となり、この計算を行う必要がある場合も考えられます。

畜産高度化支援リース事業業務委託要領

平成22年5月28日22環機第448号 制 定
平成24年9月14日24環機第549号 一部改正

第1 趣 旨

一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)は、畜産経営並びに食肉及び生乳に必要な施設並びに機械及び装置(以下「施設等」という。)を貸し付ける事業の円滑な実施を図るため、業務の全部又は一部を委託する場合は、この委託要領の定めるところによる。

第2 委託業務の内容

機構が委託する業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1)施設等の検収に関すること。
- (2)新たなリース事業の需要の開拓に関すること。
- (3)貸付申請者に対する指導等に関すること。
- (4)前各号に掲げるものの他貸付事業の円滑な実施に関すること。

第3 委託業務の相手先

機構は、第2の業務の全部又は一部を、畜産高度化支援リース事業実施要領第15の規定に基づき、受託団体及び借受団体又はその他の法人(以下「受託団体等」という。)に委託して実施することができる。

第4 受託団体等の承認等

- 1 受託団体等は、別紙様式第1号の畜産高度化支援リース事業に係る受託団体等承認申請書を、理事長に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 1により承認を受けた受託団体等は、別紙様式第2号の畜産高度化支援リース事業業務委託契約書により業務委託契約を機構と締結するものとする。
- 3 機構は、受託団体等を新たに承認した場合は、都道府県畜産主務課等に通知するものとする。

第5 業務委託の実施

受託団体等は、必要に応じて自らの責任の下に、受託団体等が適当と認められる者に受託業務の一部を再委託又は再々委託することができるものとする。

ただし、第2の(1)の検収に係る業務を再委託等するときは、貸付申請書に再委託等先を記載することにより、理事長の承認を得なければならない。

第6 委託費の交付

機構は、受託団体等が業務委託契約に基づき畜産高度化支援リース事業に係る委託業務を実施した場合は、別に定める基準により業務委託費を受託団体等に支払う。

第7 帳簿等の整備保管等

受託団体等は、この委託業務に係る帳簿等の関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、当該委託事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則(平成22年5月28日22農畜機第1007号承認)

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業業務委託要領(平成17年8月30日17環機第726号、以下「旧要領」という。)は廃止する。
- 3 旧要領により承認された受託団体等は、この要領で承認されたものとみなす。
- 4 旧要領に基づき実施した委託業務については、この要領により実施したものとみなす。

附 則(平成24年9月14日24農畜機第2595号承認)

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

畜産高度化支援リース事業業務委託に係る受託団体等承認申請書

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

受託団体等の代表者名

印

畜産高度化支援リース事業業務委託要領第4の1に基づき、受託団体等として承認を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 受託団体等調書(別紙様式)
- 2 定款

受託団体等調書

区	分	記載事項
名	称	
所	在 地	
電	話 番 号	
代	表 者 氏 名	
リ	ー ス 担 当 者 氏 名	
組	合 員 等 数	
役 職 員 数	常 勤 役 員	
	職 員	
事 業 区 域		

- (注) 1 定款、役員名簿及び直近年の決算期の財務諸表を添付のこと。
 2 法人の場合、履歴事項全部証明書(写)を添付のこと。
 3 必要に応じ、機構は追加して文書の提出を要求することがある。

畜産高度化支援リース事業業務委託契約書

一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「甲」という。）と受託団体等（以下「乙」という。）は、業務委託について次により契約する。

第1条 甲は、畜産高度化支援リース事業業務委託要領（以下「委託要領」という。）第2に定める業務を乙に委託するものとする。

第2条 乙は、委託要領に基づき、委託業務を誠実に実施するものとする。

第3条 甲及び乙は、相互に、相手方から得た情報について個人情報保護法上の義務を遵守するものとする。

第4条 甲は、乙に対して、委託要領第6に基づき、業務委託費を交付する。

第5条 甲は、事業の円滑な実施に当たって必要があるときは、委託要領を改正することができるものとする。

2 甲は、前項の改正を行ったときは、直ちに乙に通知するものとする。

第6条 この契約は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了するものとする。

ただし、毎年1月末日までに、甲又は乙から契約打ち切りの申出のないときは、同一条件で1年間延長するものとする。

第7条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
一般財団法人 畜産環境整備機構
理 事 長

乙

畜産高度化支援リース事業再貸付手数料交付要領

平成24年9月14日24環機第549号 制 定

平成26年3月31日26環機第175号 一部改正

第1 リース事業再貸付手数料

一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)は、借受団体又は受託団体(以下「借受団体等」という。)に対し、貸付施設等の貸付に関する事務等に要する経費につき、畜産高度化支援リース事業再貸付手数料(以下「手数料」という。)を交付する。

第2 手数料の交付

1 手数料の額

手数料の年額(消費税込み)は、貸付契約ごとに次に掲げる金額の合計額を貸付期間の年数で除して得た金額とする。

(1) 基礎定額 10,000円

(2) 加算額

当該貸付契約に係る貸付期間を通じた附加貸付料の合計額に、0.14を乗じて得た額

2 手数料の支払方法

(1) 手数料の支払回数は、貸付年数と同じ回数を限度とする。

(2) 手数料の支払期日は、貸付料等の支払が年1回払いにあっては、毎年3月末日までに貸付料等の納入があった貸付契約については4月末日、9月末日までに貸付料等の納入があった貸付契約については10月末日とする。

(3) 貸付料等の支払が年4回払いの場合は、第1回目の納入があったとき及びその後4回目ごとの貸付料等の納入日を基準として、(2)の規定を適用する。

(4) 貸付料等(借受者が負担すべき保険料を含む。)の納入が遅延した場合は、実際に当該貸付料等が納入された日を基準として、(2)及び(3)の規定

を適用する。

3 手数料を支払わない場合

(1) 貸付料等の納入の繰延、猶予等により貸付料の納入がなかった期間については、手数料は支払わない。

(2) 貸付契約の解除その他の理由により貸付契約が失効した場合、その日以降に手数料の計算の基準日が到来する手数料は支払わない。

第3 その他

借受団体等が、各事業の実施要領又は貸付契約書(再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。)に違反したときは、手数料の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。

附 則

1 この要領は、平成24年10月1日から実施し、実施日以降に貸付契約を締結した貸付から適用する。

2 再貸付手数料等交付要領(昭和53年9月14日53畜環第582号)の一部を次のように改正する。

第4中「3月」を「4月」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 この要領は、畜産高度化支援リース事業再貸付手数料交付要領(平成24年9月14日24環機第549号)の実施の日の前日までに貸付契約を締結した貸付について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領

平成24年9月14日24環機第549号 制 定

平成26年3月31日26環機第175号 一部改正

第1 業務委託費の額

畜産高度化支援リース事業業務委託要領第6の規定に基づく業務委託費の額（消費税込み）は、貸付契約1件当たり、構築物を含むものは12,000円、構築物を含まないものは9,000円とする。

第2 業務委託費の交付

- 1 業務委託費の支払期日は、毎年3月末日までに第1回の貸付料等の納入があった貸付契約については4月末日、9月末日までに第1回の貸付料等の納入があった貸付契約については10月末日とする。
- 2 貸付料等（借受者が負担すべき保険料を含む。）の納入が遅延した場合（貸付料の納入の繰延、猶予等を含む。）は、実際に当該貸付料等が納入された日を基準として、前項の規定を適用する。

第3 その他

借受団体等が、各事業の実施要領又は貸付契約書（再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。）に違反したときは、業務委託費の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。

附 則

- 1 この要領は、平成24年10月1日から実施し、実施日以降に貸付契約を締結した貸付から適用する。
- 2 新規貸付事務手数料交付要領（平成19年8月24日19畜環第669号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 2 この要領は、畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領（平成24年9月14日24環機第549号）の実施の日の前日までに貸付契約を締結した貸付について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

畜産環境整備機構貸付施設等検収要領

平成20年	9月29日	20環機第837号	制定
平成22年	7月8日	22環機第615号	一部改正
平成23年	11月16日	23環機第775号	一部改正

第1 趣旨

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号）（以下「実施要領」という。）第11の2に基づき、販売業者等から貸付施設等を購入する場合に実施する検収は、この要領に基づき実施する。

第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定める場合を除き、実施要領及び畜産高度化支援リース事業業務委託要領（平成22年5月28日22環機第448号。以下「委託要領」という。）の定めるところによる。

第3 検収の目的

検収は、機構が購入する貸付施設等の納入（工事を含む。以下同じ。）が契約内容のとおり適正に行われているかどうかについて、契約書、仕様書その他の関係書類と対比し、当該貸付施設等の受領の適否を判定することを目的とする。

第4 検収の委託及び再委託並びに検収実施者の指名

1 検収の委託

検収は、委託要領に基づき、機構が受託団体若しくは借受団体又は借受者（以下「受託団体等」という。）に委託して実施する。

2 検収実施者の指名

検収の委託を受けた受託団体等（以下「検収者」という。）は、自ら実施し又は検収実施者（実際に検収の事務に携わる検収者の役職員をいう。以下同じ。）を指名し、検収を行わせなければならない。

3 検収者等の責務

検収者及び検収実施者は、検収の実施に当たっては、この要領に定めるところにより、厳正にその職務を行なわなければならない。

第5 検収の時期

検収は、貸付施設等の納入後速やかに、かつ、当該貸付施設等の納入期限内に実施しなければならない。

また、車両類（道路運送車両法の規定に基づき自動車登録を要するもの）にあつては、自動車検査登録日をもって検収を実施した日とみなし、所有権の移転及び貸付開始日の規定を適用する。この場合、登録後、速やかに第6の3の現地検収を行うもの

とする。

なお、同一の貸付契約で複数の貸付施設等がある場合の検収は、原則として同一日に実施するものとする。

第6 現地検収

1 現地検収の手続

(1) 検収実施者は、直接又は再受託団体、転貸借受団体若しくは借受者を通じて、販売業者等に対し貸付施設等の納入予定又は納入完了について連絡するよう指示するものとする。

(2) 損害保険加入状況及び法的手続等実施状況の確認

ア 検収実施者は、貸付施設等が畜産環境整備機構損害保険要領（平成20年9月29日付け20環境機構第838号。以下「損害保険要領」という。）第2の1の(1)の損害保険を付すべき貸付施設等については、損害保険に加入しているかどうかを確認するとともに、借受者から損害保険要領第4の2の(2)に規定する確認書を徴しなければならない。

イ 検収実施者は、建築確認、農地転用許可等の貸付施設等を設置するに当たって必要な法的手続がある場合には、それらの手続が取られたことを建築確認済証及び完了検査済証、農地転用許可証等により確認するものとする。

(3) 検収実施者は、販売業者等から(1)の連絡があったときは、当該貸付施設等の納入に係る関係者（転貸借受団体、借受者、販売業者等をいう。以下同じ。）と調整したうえで、関係者に検収の対象、日時、場所、検収実施者の氏名その他必要な事項を通知し、関係者の役職員の検収への立会いを求めるものとする。

(4) 検収実施者は、必要があるときは、関係者に検収実施上必要な機械器具、帳簿等を準備させるほか、検収に必要な措置をとるよう、あらかじめ通知するものとする。

2 検収の実施場所

検収は、原則として貸付申請のあった貸付施設等の設置場所で行う。

3 現地検収の実施

(1) 現地検収の方法

検収実施者は、貸付施設等の設置場所において、借受者及び販売業者等の立会いを確認した上で、あらかじめ機構から送付された貸付施設等の売買契約書の仕様書の写し等に基づき、別紙様式1の貸付施設等検収調書（以下「検収調書」という。）の各項目について確認を行い、確認後、当該貸付施設等のカラー写真（以下「検収写真」という。）を撮影するものとする。検収写真は、貸付施設等の全体を撮影するほか、貸付施設等に標示した貸付記号の判読が可能なように撮影しなければならない。

(2) 関係者の立会い及び協力義務

関係者は、検収に立ち会い、検収の実施に協力しなければならない。

(3) 検収実施者の調査及び資料請求権

関係者は、検収実施者が検収の実施のために次の事項については要請をしたときは、これに応じなければならない。

ア 貸付施設等の設置場所その他の関係場所に立ち入り、写真を撮影すること。

イ 関係者に対し口頭又は書面により説明を求め、必要な書類を提出させ、又は意見を聴くこと。

ウ 関係者から工事の施工状況その他工事の実施に関する写真、資料、記録その他事実を証する資料を提出させること。

第7 検収調書の作成

- 1 検収調書は、借受者及び販売業者等が複数ある場合は、借受者及び販売業者等ごとに記載する。
- 2 検収実施者は、検収調書の各項目について検収結果を記入の上、立会人（借受者及び販売業者等並びにそれらの役職員で、現地で検収に立ち会った者をいう。以下同じ。）にその内容を確認させなければならない。
- 3 検収調書には、検収実施者のほか、立会人が記名押印しなければならない。
- 4 検収実施者は、貸付施設等を設置場所において検収したことが確認できる検収写真を検収調書に添付する。
- 5 検収実施者は、速やかに4の検収調書を検収者に提出し確認を受けるものとする。

第8 検収実施過程で問題が生じた場合の措置等

1 不適切な事項を発見した場合の報告等

検収実施者は、次の各号に掲げる場合には、検収を中止するとともに、速やかに機構に報告し、その指示を求めなければならない。この場合、機構は、必要に応じ追加の報告又は文書及び資料の提出を求めることがある。

- (1) 妨害、拒否その他の事由により検収の実施が困難であると認めるとき
- (2) 検収の過程で不適切な事項を発見したとき
- (3) 貸付施設等を設置するために必要な法的手続がとられていないことが判明したとき

2 現場における改善の指示等

検収の過程で発見した不適切な事項が軽微である場合には、1にかかわらず、その場で改善を指示し、改善を確認した上で検収することができる。この場合は、1の報告を必要とせず、検収調書にその旨を記載することとする。

3 補完工事等の実施

1の(2)又は(3)の報告があり、機構が当該事項について不適切であると判断した場合には、機構は、売買契約書等に基づき、販売業者等に対し代替品の納入、手直し、法的手続の補完等（以下「補完工事等」という。）を求め、当該補完工事等が完了した時点で再度この要領に基づき検収を実施するものとする。

4 不適切な事項がある場合の検収手続きの不終了

1又は3の手続きが行われている間は、検収手続きは終了しないものとする。

5 損害賠償の請求

販売業者等による検収の妨害、拒否等又は納入の不適切な実施若しくは遅延等により損害が発生したときは、機構は、販売業者等に対し損害賠償を請求することができるものとする。

第9 貸付施設等検収報告書の作成等及び機構への提出

1 貸付施設等検収報告書の作成等

受託団体等は、検収終了後20日以内に別紙様式1の貸付施設等検収報告書（以下「検収報告書」という。）を、3の販売業者等の請求書とともに機構に提出するものとする。

なお、委託要領により検収を再委託した受託団体等にあつては、検収終了後20日以内に検収報告書を機構に提出できるよう手続を行うものとする。

2 貸付施設等設置確認書の作成等

借受者は、貸付施設等の引き渡しを受けたときは、別紙様式2の貸付施設等設置確認書に記名押印して販売業者等に提出するものとする。

3 販売業者等は、検収が終了し、貸付施設等の所有権が機構に移転した場合は、貸付施設等の代金請求書に2の貸付施設等設置確認書を添付し、これを受託団体等に送付するものとする。

第10 書類等の保存等

1 検収関係書類の写しの保管

検収者は、機構に提出した検収報告書、検収調書及び販売業者等から提出された書類で機構に提出したものの写し等の検収関係書類を当該貸付施設等の貸付期間が終了するまでの間保管するものとする。

2 検収時の状況メモ等の作成

検収実施者は、現地検収の際、販売業者等に注意、指導等をした事項や第8の2により改善指示のうえ検収した場合の経緯等について、それらの状況等を記載したメモ等を作成し、検収者に提出するものとする。検収者は、これを当該貸付施設等の貸付期間が終了するまでの間、保管するものとする。

第11 検収者等の責任

検収者又は検収実施者がこの要領に違反し、又は適切な検収を行わず、機構に損害を与えた場合には、機構は、検収者又は検収実施者に対し損害賠償の請求その他必要な措置をとるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年9月29日から実施する。
- 2 この要領の実施前に実施した検収については、なお従前の例による。

附 則（平成22年7月8日）

- 1 この変更は、平成22年7月8日から実施する。
- 2 この変更の施行の日の前日までに実施した検収については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月16日）

- 1 この改正は、平成23年12月1日から実施する。

別紙様式 1

貸付施設等検収報告書

番 号
平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

(受託団体等)

所在地

名称

代表者氏名

平成 年 月 日付け貸付施設等貸付契約書(契約番号第 号)に係る貸付施設等の検収を下記調書のとおり実施したので報告します。

貸付施設等検収調書

検収実施者		所属名・職名		
		氏名		
検収立会人	借受者等	所属名称・職名		
		氏名		
	販売業者等	所属名称・職名		
		氏名		
貸付記号				
貸付施設等の名称				
銘柄				
型式				
機械製造番号等				
販売業者等名称				
車両登録日(車両等の場合)		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
車両登録番号(車両等の場合)				
貸付施設等設置年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
検収年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
検収場所(設置場所)				
検収所見	検収した施設等が、カタログ又は設計図等申請のとおりであること			
	設置に当たって必要な法的手続が取られていること 建築確認 その他の法的手続			
	新品であること			
	適正に稼働すること			
	貸付記号が貼付されていること			
	販売業者等が貸付施設等の取扱上の説明等を適切に行ったこと			

貸付施設等設置確認書

平成 年 月 日

販売業者の代表者 殿

借受者 所在地

名 称

代表者名

代表者印

一般財団法人畜産環境整備機構から借り受ける貸付施設等については、下記のとおり適正に設置が完了したことを確認しました。

記

設置場所			
貸付記号			
貸付施設等の名称			
銘 柄			
型 式			
機械製造番号			
車輛等登録日 (車輛等の場合)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
登録番号 (車輛等の場合)			
貸付施設等設置年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
摘 要			

注) 提出の日付けは、検収年月日を記入すること。

畜産環境整備機構損害保険要領

平成 20 年 9 月 29 日	20 環機第 838 号	制定
平成 22 年 4 月 23 日	22 環機第 359 号	一部改正
平成 22 年 7 月 8 日	22 環機第 615 号	一部改正
平成 23 年 11 月 16 日	23 環機第 775 号	一部改正
平成 26 年 3 月 3 日	25 環機第 622 号	一部改正

第 1 目 的

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が畜産高度化支援リース事業実施要領（平成 22 年 5 月 28 日 22 環機第 448 号。以下「高度化リース要領」という。）及び畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領（平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 110 号。以下「緊急支援リース要領」という。）に基づき貸し付ける貸付施設等について、高度化リース要領第 6 の 1 の規定（緊急支援リース要領第 6 により準用する場合を含む。）により借受者が加入しなければならない損害保険については、これらの要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 借受者が加入すべき損害保険の種類及び対象施設等

貸付施設等について借受者が加入しなければならない損害保険の種類及びそれぞれの対象施設等は、次のとおりとする。

1 構築物に係る損害保険（以下「構築物損害保険」という。）

- (1) 貸付施設等（牛乳リースに係るものを除く。）のうち、堆肥舎、発酵舎、堆肥置場、貯留槽、脱臭槽、ろ床、パンカーサイロ及びこれに準ずる構築物については、借受者が個々に機構を受取人として損害保険に加入し、又は自らを受取人として損害保険に加入し機構を質権者として保険金請求権に質権を設定するものとする。機構は、この対象となる貸付施設等については、貸付契約書の別表の備考欄において「要保険手続」と指定する。
- (2) 構築物損害保険は、原則として、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災による損害を対象とするものでなければならない。

2 車両保険

貸付施設等のうち、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定される登録、車両番号の指定又は市町村交付の標識を受けているものを対象とし、借受者が個々に加入するものとする。

機構は、車両保険の対象となる貸付施設等については、貸付契約書の別表の備考欄において「要保険手続」と指定する。この場合、車両保険の申込書の車両所有者の欄に機構が所有者である旨を記載するものとする。

なお、ショベルローダー等については、「要保険手続」と指定されないものの、公道を走行する場合には車両保険に加入するものとする。

3 動産総合保険

別紙に掲げる貸付施設等及びこれに類する貸付施設等（1 又は 2 の保険の対象となるもの及び牛乳リースに係るものを除く。）については、機構が一括して動産総合保険に加入するものとし、借受者がその保険料を負担するものとする。

第3 貸付施設等の事故等の報告

借受者は、貸付施設等に事故又は故障等（以下「事故等」という。）の発生及びそれを復旧したときは、次により機構に報告書を提出しなければならない。

1 事故等報告書（速報）の提出

借受者は、事故等が発生したときは、速やかに「事故・故障状況報告書（速報）」（別紙様式第1号）を借受団体又は受託団体（以下「借受団体等」という。）を通じて機構に提出するものとする。

2 事故等報告書の提出

借受者は、1により提出した事故等のうち、第6の動産総合保険に係る事故等については、修理業者等から徴した修理費の見積書及び事故等部分の写真（カラー）を添え、「貸付施設等事故・故障報告書」（別紙様式第2号）により、借受団体等を通じて機構に提出するものとする。

3 復旧報告書の提出

借受者は、1の事故等の復旧を行い、「貸付施設等事故・故障復旧報告書」（別紙様式第3号）を、借受団体等を通じて機構に提出するものとする。

第4 構築物損害保険の契約手続等

1 構築物損害保険の加入及び存続義務

締結する保険契約は、機構を被保険者（保険金受取人）とし、又は自らを受取人として機構に質権を設定するものとし、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し、存続するものとする。

2 構築物損害保険の加入の通知等

(1) 保険契約を締結したときは、借受者は、当該保険証券の写し（当該保険について機構を質権者として質権が設定されているときは原本）を借受団体等を経由して機構に送付するものとする。期限付きの保険契約を更新し、又は保険契約の変更を行ったときも同様とする。

(2) 貸付契約書の別表の備考欄において要保険手続と指定された貸付施設等については、検収を実施するに当たって、「損害保険加入状況等確認書」（別紙様式第4号）により検収実施者が借受者の損害保険への加入状況を確認するとともに、貸付施設等が損傷した場合の修理義務等に関する確認書を徴するものとする。この確認書は、検収報告書に添付して機構に提出するものとする。

(3) 構築物損害保険加入の促進

ア 借受団体等は、借受者が保険に加入していないことを知ったときは、その事実及び理由を「借受者自ら加入すべき損害保険に係る不加入の発生について」（別紙様式第5号）により機構に報告しなければならない。

イ 借受団体等は、不加入の借受者に対し、構築物損害保険への加入を促進するものとする。

3 保険金の取扱い

(1) 構築物損害保険の貸付対象施設について保険事故が発生したときは、借受者は、加入している損害保険会社（以下「保険会社」という。）に対し、保険金の請求手続を行うものとする。

(2) 機構は、保険会社から機構に支払われる(1)の保険金を、保険会社が定める支払指図書により、借受者に直接支払うよう指図できるものとする。

ただし、借受者が機構に対して未払債務がある場合は、当該金額について相殺し、又は、貸付施設等が滅失したときは、貸付契約を解約し、借受者が当該貸付施設等を精算額で買い取るときの経費の全額又は一部と相殺するものとする。

第5 車両保険

車両保険の加入及び継続義務、加入の通知等、保険金の取扱いについては、第4の規定を準用する。

第6 動産総合保険

1 一括保険契約の締結

(1) 機構は、第2の3の動産総合保険に係る貸付施設等について、機構を受取人として保険会社と一括保険契約を締結する。

(2) 機構は、前項の一括保険契約の保険契約書(約款)を機構のホームページに掲載する。

(3) 機構は、必要があると認めるときは、保険会社との協議により、一括保険契約の内容を変更することができる。この場合は、前項の規定を準用する。

(4) 一括保険契約の内容が変更された場合は、その内容が現に貸付施設等を借り受けている者に不利な改正である場合には、次回の貸付料の請求の際に、改正が行われた事実を借受者に通知する。その後1月以内に異議の申立てがない場合には、借受者はその変更を承認したものとみなす。

2 保険の条件

(1) 動産総合保険対象物件の保険料率は、別紙のとおりとし、免責金額及び保険金額は、1の一括保険契約のとおりとする。

(2) 保険料は、(1)の規定により計算される金額について10円未満を四捨五入した金額とする。

(3) 機構は、保険料を、当該貸付施設等に係る第1回目の貸付料を徴収する際、原則として借受団体等を通じて借受者から徴収するものとする。

3 保険金の請求手続

(1) 機構は、第3の2により事故等の報告を受けた場合、速やかに保険会社に必要書類を添えてこの旨を通知するものとする。この通知により保険会社が必要と認めて現地調査を行う場合には、借受者及び借受団体等はこれを拒んではならない。

(2) 機構は、保険会社から当該事故の内容が保険金支払の対象となる事故であるとされ、支払保険金の額の通知を受けたときは、借受者に保険金額を通知する。

(3) 異議申立手続

ア 借受者は、保険の適用及び保険金額に不服がある場合には、機構に対し、動産総合保険約款に定める評価人及び裁定人による手続(以下「異議申立手続」という。)を取るよう求めることができる。

イ 機構は、その申立が一括保険契約の規定に照らして理由があると認められる場合には、異議申立手続を取るものとする。

ウ イの場合、借受者は、手続の費用として機構が指定する概算額を機構が定める日まで

に予納しなければならない。異議申立手続を開始した後に予納金額に不足が生ずると見込まれる場合も同様とする。

エ 借受者が前項の期日までに当該金額を予納しなかった場合には、機構は、異議申立手続を行わず、既に異議申立手続を開始している場合は、当該異議申立手続を取り下げる。この場合、既に手続に要した費用は、借受者の負担とする。

4 保険金の支払い

機構は、第3の3の復旧報告書の提出を受けて、保険会社に保険金請求を行い、受け取る保険金について、保険会社に指図して、原則として保険会社から借受団体等を通じて支払うものとする。

なお、借受者は、保険会社から機構に支払われる保険金について、第4の3の(2)ただし書きの規定を準用できるものとする。

5 未経過保険料の返還

(1) 貸付期間中に、貸付契約が解除され、又は解約された場合は、機構は、未経過期間に係る動産保険料相当額（以下「未経過保険料」という。）の返還を保険会社に請求するものとする。

(2) 機構は、(1)により保険会社から機構に返還された未経過保険料は、未経過貸付料と相殺するものとする。

第7 損害保険に加入していなかった場合の取扱

貸付施設等について事故等が発生した場合において、借受者が損害保険に加入していなかった等の理由により損害保険金を受け取ることができなかった場合は、借受者は、自らの負担において当該貸付施設等を原状に回復しなければならない。

第8 この要領の変更

機構がこの要領を変更した場合は、第6の1の(2)及び(3)の規定を準用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から実施する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める貸付契約から適用するものとし、それ以前に締結された貸付契約及びそれ以前に発生した保険事故については、なお従前の例による。

改正後の第4の2の(3)の規定 平成23年12月1日以降に締結された貸付契約から適用する。

別紙

保険料率

分 類	貸 付 機 械	保 険 料 率	
経営用機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）	3.78	
	据付固定式のもの	バークリーナー	1.99
		糞尿乾燥機	2.81
		攪拌機	
		醗酵装置	
	上記以外のもの	2.65	
	FRP製サイロ	3.26	
鉄製サイロ	2.41		
上記以外のもの	2.91		
食肉用機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）	3.78	
	精密電子機器類	1.49	
	ショーケース	1.65	
	上記以外のもの	1.51	
その他機械・装置	脊髄吸引機	1.99	
	消毒装置		
	脊髄彎曲矯正装置		
	頭蓋骨破碎装置		

（注）保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。

平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構理事長あて
(借受団体等経由)

借受者

住 所

氏 名

印

電話番号

事故・故障状況報告書 (速報)

貸付施設等について下記のとおり事故等が発生したので、損害保険要領第 3 の 1 の規定に基づき、報告します。

記

- 1 貸付施設等名
- 2 貸付記号
- 3 貸付契約書番号
- 4 事故又は故障の内容
 - (1) 発生日時
 - (2) 場 所
 - (3) 発生の状況
 - (4) 発生の原因

貸付施設等事故・故障報告書

平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 あて
 (借受団体等経由)

借受者

住 所

氏 名

印

電話番号

貴機構から借り受けている貸付施設等について、下記のとおり事故が発生しましたので、損害保険要領第3の2の規定に基づき、修理業者の見積り、写真、証明書を付して報告します。

記

借受団体等	名 称 住 所 担当者名 電話番号
貸付施設等	施設等名 貸付開始日 平成 年 月 日 貸付番号 貸付契約書番号
事故内容	日時 平成 年 月 日 AM・PM : 場所 状況 原因 概算見積額
修理業者等	業者名称(氏名) 担当者氏名 住所(所在地) 電話番号 修理日程(予定) 平成 年 月 日~平成 年 月 日 見積額

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 あて
(借受団体等経由)

借受者

住 所

氏 名

印

電話番号

平成 年 月 日付けで報告した貸付施設等の事故について、下記のとおり修理を完了しましたので、損害保険要領第3の3の規定に基づき、報告します。

記

1 借受団体等

名 称

住 所

電話番号

担当者名

2 貸付施設等の名称

3 貸付記号

4 貸付契約書番号

5 事故発生年月日 平成 年 月 日

6 事故発生場所

7 修理完了年月日 平成 年 月 日

8 復旧写真、請求書 別添のとおり

9 保険金振込先

損害保険加入状況等確認書

検収を実施した貸付施設等に係る損害保険の加入状況等について次のとおり確認しました。

- 1 既に入済みである。(保険会社名; 保険の種類;)
補償内容 ()
- 2 加入手続中である。(保険会社名; 保険の種類;)
- 3 これから加入手続をする。
(保険会社名; 保険の種類;)
- 4 加入手続をしたが断られた。
(保険会社名; ① ② ③)

平成 年 月 日

確認者(検収実施者)

所属

氏名

印

確認書

- 1 私が借り受けた貸付施設等のうち「要保険手続」と指定されたものについての損害保険の加入状況は、上記の通りで相違ありません。
- 2 貸付施設等について事故等が発生した場合において損害保険に加入していなかった等の場合は、私の負担において当該貸付施設等を原状に回復します。
- 3 前項の適用については、損害保険に加入しなかった場合、加入手続中に事故が発生した場合、保険会社に入りを断られた場合、いったん加入した期限付きの損害保険を更新しなかった場合、補償内容不足、当該事故が保険金支払いの免責事由に該当する場合、保険料等の滞納等により保険契約が失効している場合その他損害保険金を受け取ることができないすべての場合を含むことを了解します。

平成 年 月 日

借受者

住所

氏名

印

一般財団法人畜産環境整備機構理事長あて

借受団体等名
代表者名
電話番号
担当者名

印

借受者が自ら加入すべき損害保険に係る不加入の
発生について

このことについて、下記の通り不加入が発生したので、報告します。

記

- 1 借受者
氏名（名 称）
住所（所在地）
- 2 損害保険未加入の貸付施設等の名称
- 3 損害保険未加入の貸付記号
- 4 損害保険未加入の貸付契約書番号
- 5 損害保険未加入となった日（当初から加入しなかったときは貸付開始日、保険契約の失効等の場合は失効等の日の翌日）
- 6 未加入の理由
- 7 加入についての当事者の意向

（注）この報告書は、未加入期間が貸付契約当初については3月、その後は1月を超えた場合に借受団体等から借受者に対し文書により加入を催告し、その後更に2月を経過しても借受者が加入しなかった場合に提出すること。

畜産環境整備機構保証保険要領（直接リース）

平成17年8月30日17環機第735号の2制定
平成21年3月30日21環機第241号 改正
平成22年7月 8日22環機第615号 改正

第1 目的

この要領は、一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）の畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機448号）（以下「実施要領」という。）に定める畜産環境整備リース事業（通常・直接リース）、食肉販売等合理化施設整備リース事業（以下「通常・直接リース」という。）並びにたい肥調整・保管施設リース事業（補助・直接リース）、畜産経営生産性向上支援リース事業（補助・直接リース）及びその他機構が定める補助付き直接リース事業（以下「補助・直接リース」という。）において、借受者が加入しなければならない畜産環境整備機構保証保険（以下「保険」という。）について、その内容及び手続等を定める。

第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定める場合を除き、実施要領の定めるところによる。

第3 保険の内容

1 保険の趣旨

この保険は、機構が実施するリース事業における借受者の機構に対する実施要領の規定に基づく精算額及び当該精算額に係る違約金の支払債務の履行を保証するため、借受者が機構を被保険者（保険金受取人）として加入する保険とする。

2 包括契約の締結及び保険加入申込み

- 1) 機構は、保険の実施に当たり、保険会社と畜産環境整備機構保証保険包括契約（以下「包括契約」という。）を締結するものとする。
- 2) 機構は、借受者から保険加入申込みの委任を受けて、保険会社に保険の加入申込みを行うものとする。

なお、借受者が作成する委任状（別紙様式第1号）は、貸付契約締結時に受託団体を経由して機構に提出するものとする。

- 3) 借受者は、5の1)に規定する保険適用期間中は、2)の委任を解除することができないものとする。

3 保証額

保険の保証額は、借受者の債務不履行等により保険事故につながる事態となった時点（貸付契約の解約時）において計算される当該借受者の1に掲げる債務の額とする。

ただし、補助・直接リースの適用を受ける貸付け（以下「補助リース」という。）にあっては、4の3)の(1)のイの(ア)及び(2)のイの(ア)の貸付期間経過相当額を控除した補助金並びに補助金に係る消費税相当額を含むものとする。

4 保険料の納入方法、料率及び納入額

- 1) 保険料の料率は、別に定めるものとし、機構と保険会社が協議して変更することができるものとする。
- 2) 保険料は、借受者が負担するものとし、定められた納入期限までに受託団体が借受者から徴収して機構に納入するものとする。

なお、借受者以外の者が保険料を負担することは妨げない。

- 3) 保険料の納入額の計算方法及び納入期限は、通常リース（通常・直接リースの適用を受ける貸付けをいう。以下同じ。）及び補助リースごとに次のとおりとする。

(1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 通常リース

(ア) 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の(a)及び(b)の算式により算定された額の合計額

(a) $[(\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 4 / 12$

(b) $(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}$

(注) 1 消費税相当額の消費税には、地方消費税を含む。以下同じ。

(注) 2 算定した額に10円未満の端数が生じた場合には、10円未満を四捨五入して得た額。以下同じ。

b 納入期限 第1回の貸付料の納入期限の日

(イ) 第2回から最終回の前々回までの納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 (ア)のaの(b)の算式により算定された額

b 納入期限 第2回から最終回の前々回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日

(ウ) 最終回の前回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の算式により算定された額

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 8 / 12$

b 納入期限 最終回の前回の貸付料の納入期限の日

(エ) 最終回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の算式により算定された額

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

b 納入期限 最終回の貸付料の納入期限の日

イ 補助リース

(ア) 納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの(ア)の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金(補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。)の額(貸付期間経過相当額を控除した額)及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) + (\text{補助金}(\text{貸付期間経過相当額を控除した額})) + \text{補助金に係る消費税相当額}] \times \text{当該年度の保険料率}$

(イ) 納入期限

通常リースと同様とする。

(2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 通常リース

(ア) 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の(a)及び(b)の算式により算定された額の合計額

(a) $[(\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

(b) $[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

b 納入期限 第1回の貸付料の納入期限の日

(イ) 第2回から最終回の前々回までの納入額の算定方法及び納入期限

- a 納入額 (ア)のaの(b)の算式により算定された額
 - b 納入期限 第2回から最終回の前回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日
- (ウ) 最終回の納入額の算定方法及び納入期限
- a 納入額 次の算式により算定された額

$$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$$
 - b 納入期限 最終回の貸付料の納入期限の日

イ 補助リース

(ア) 納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの(ア)の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金(補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。)の額(貸付期間経過相当額を控除した額)及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

$$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) + (\text{補助金}(\text{貸付期間経過相当額を控除した額}) + \text{補助金に係る消費税相当額})] \times \text{当該年度の保険料率}$$

(イ) 納入期限

通常リースと同様とする。

5 保険の責任

- 1) 貸付施設等に係る保険は、当該貸付施設等の貸付開始の日から譲渡代金の納入期限までの間、適用されるものとする。
- 2) 保険の対象となる期間(以下「保険対象期間」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合
 - ア 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - イ 第1回貸付料納入期限の翌月の初日から第2回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - ウ イに定める期間以降、最終回の前回貸付料納入期限までは毎年度、貸付料納入期限の翌月の初日から翌年度の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - エ 最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日から最終回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - オ 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間
 - (2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合
 - ア 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - イ 第1回貸付料納入期限の翌月の初日から第2回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - ウ イに定める期間以降、最終回の納入期限までは、前回貸付料納入期限の翌月の初日から次の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - エ 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間
- 3) 保険の責任は、2)の保険対象期間に係る4の3)の保険料を支払うことにより次のときから始まるものとする。
 - (1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合
 - ア 2)の(1)のアの場合は、貸付開始日
 - イ 2)の(1)のイの場合は、第1回貸付料納入期限の翌月の初日
 - ウ 2)の(1)のウの場合は、毎年度、前回貸付料納入期限の翌月の初日
 - エ 2)の(1)のエの場合は、最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日
 - オ 2)の(1)のオの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日
 - (2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

- ア 2)の(2)のアの場合は、貸付開始日
 - イ 2)の(2)のイの場合は、第1回貸付料納入期限の翌月の初日
 - ウ 2)の(2)のウの場合は、前回貸付料納入期限の翌月の初日
 - エ 2)の(2)のエの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日
- 4) 保険の責任は、次のいずれかのときに終わるものとする。
- ア 借受者が貸付料を納入期限までに納入したとき
 - イ 借受者が実施要領の規定に基づく買取請求に対し精算額及び当該精算額に係る違約金を納入したとき
 - ウ 機構が保険会社から1に掲げる債務に係る保険金を受領したとき
- 6 借受者の責任
- 1) 借受者は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち機構が損害を被ったとして請求した額を機構へ弁済しなければならない。
 - 2) 借受者は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を機構に返還しなければならない。
- 7 受託団体の責任
- 1) 受託団体は、借受者が第4の2の状態に至ったときは遅滞なく、その旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、その損害額を弁済しなければならない。
 - 2) 受託団体は、次に掲げる事実が発生し又は発生する恐れがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、受託団体はその損害額を弁済しなければならない。
 - ア 重複保険契約が締結されているか又は締結されようとしているとき
 - イ 保険契約内容及び保険金支払いに重大な変更又は影響を及ぼす事態が生じたとき
 - 3) 受託団体は、保険事故が発生したときは、次の事項について機構に協力するものとする。
 - ア 機構が保険事故について説明若しくは証明を求めたとき
 - イ 機構が保険事故発生の実態又は損害額を確認するために借受者の帳簿その他の書類について調査するとき
 - ウ 機構が被る損害の防止若しくは軽減のために必要な措置をとるとき
 - 4) 受託団体は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち、機構が損害を被ったとして借受者に請求した額を、機構に弁済するよう借受者を指導するものとする。
 - 5) 受託団体は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により適正化法の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を機構に返還するよう借受者を指導するものとする。
- 8 保険の免責事項
- 包括契約に基づく保険金の受取人である機構が保険会社から保険金を受領することができない場合は、次のとおりとする。
- 1) 保険料を支払っていない場合
 - 2) 債務不履行の事由が、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動、地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風、核燃料物質等による放射性・爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
 - 3) 受託団体及び借受者又はその者の法定代理人（借受者が法人である場合は、その法人の理事又は取締役等）の故意又は重大な過失によって生じた損害

第4 保険事故と確定する手続

- 1 受託団体は、借受者が貸付料の納入を怠ったときは、次の措置をとるものとする。
 - 1) 貸付料の納入期限までに貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して督促を行う。
 - 2) 1)の督促にもかかわらず、納入期限から2月を経過しても貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して配達証明付き内容証明郵便により督促状を送付するとともに、その写しを添付のうえ、貸付料納入遅延報告書（別紙様式第2号-1）により機構に報告する。
 - 3) 2)の督促にもかかわらず、納入期限から3月を経過しても貸付料が納入されないときは直ちに、貸付料納入遅延報告書（別紙様式第2号-2）により機構に報告する。
- 2 受託団体は、借受者が次の事態に至ったときは、借受者との貸付契約書の写しを添付のうえ、畜産環境整備機構保証保険に係る報告書（別紙様式第2号-3）により機構に報告する。

この場合、1)については直ちに、2)については機構が保険の手続きを進めることについて保険会社から了承を得た後に機構に報告するものとする。

 - 1) 破産・民事再生・会社更生・強制換価・会社整理・特別清算の手続開始の申立が行われたとき、取引金融機関・手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は仮差押命令・保全差押通知が発せられたとき
 - 2) 廃業（離農）、債務超過又は債務不履行となったとき
- 3 機構は、受託団体から1)の3)又は2)の報告を受けたときは、実施要領により貸付契約を解約のうえ、精算額により買取請求を行うとともに、保険会社に対して事態発生報告を行うものとし、借受者が納入期限までに当該精算額の支払債務を履行しなかったときは、これを保険事故とする。

第5 保険金の支払請求

機構は、第4の3の保険事故をもって、保険会社に対して事故発生報告及び保険金の支払請求を行うものとする。

第6 債権の譲渡と求償権の取得

- 1 機構は、保険会社から保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、借受者に対する機構の債権（以下「債権」という。）を保険会社に譲渡するものとする。
- 2 保険会社は、機構に対して保険金を支払い、かつ、前項の債権の譲渡を受けた後、借受者に対する求償権を取得するものとする。

第7 貸付施設等の引渡し

機構は、保険金の受領をもって、借受者が通常・直接リース要領又は補助・直接リース要領の規定に基づき精算額で買い取ったものとみなし、借受者に当該貸付施設等の所有権が引き渡されたものとする。

第8 受託団体等への通知

- 1 機構は、保険金を受領したときは直ちに、受託団体に対して、保険金を受領したこと及び保険会社に債権を譲渡したことを通知するものとする。
- 2 機構は、第6により債権の譲渡を行ったときは直ちに、その内容を借受者に通知するものとする。
- 3 実施要領により貸付契約の解約・精算額買取請求をする場合の受託団体から借受者に対する通知及び2)の借受者に対する通知は、第4の1)の2)の通知と同様、配達証明付き内容証明郵便によるものとする。

第9 その他

この要領の実施に関し必要な事項については、機構の理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年8月30日から施行する。
- 2 平成17年4月1日以降に加入した保証保険の取扱いについては、この要領により取扱ったものとみなす。
- 3 この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（平成11年7月21日制定。以下「旧要領」という。）は廃止するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月30日から実施する。
- 2 改正前の畜産環境整備機構リース事業保証保険制度要領（直接リース）の規定により締結した包括契約及び保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の行為は、この要領に基づくものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

別紙様式第1号（借受者→受託団体→機構）

年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒
借受者 住 所
氏 名

印

畜産環境整備機構保証保険の加入申込みについて（委任状）

私は、下記の貸付施設等に係る畜産環境整備機構保証保険の加入に当たり、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第3の2の2の規定に基づき、貴機構に当該保険の加入申込みを委任します。

記

貸付施設等名称	貸付記号	貸付金額 (税抜き)	貸付開始日	貸付契約書番号 (貸付契約締結日)	備 考

番 年 月 日 号

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

受託団体 千 住 所
電 話
団体名
代表者氏名 印

畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書 (2月遅延)

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納付期限の翌日から起算して2月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の2)の規定に基づき報告します。

記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
 - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
 - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限
平成 年 月 日
- 6 遅延の理由

添付書類

4の借受者あての配達証明付き内容証明郵便の写し

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒
受託団体 住 所
電 話
団体名
代表者氏名

印

畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書 (3月遅延)

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納入期限の翌日から起算して3月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の3)の規定に基づき報告します。

記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
 - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
 - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限
平成 年 月 日
- 6 納入遅延に対する対応
 - 1) 後日納入予定、保険事故対応予定、その他 ()
 - 2) 1) の具体的内容

番 年 月 日 号

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

受託団体 干
住 所
電 話
団体名
代表者氏名 印

畜産環境整備機構保証保険に係る報告書

畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付けを受けました下記4の者について、下記7の事態が発生しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の2規定に基づき報告します。

記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額（税抜き）
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
 - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
 - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 次回の貸付料納入期限
平成 年 月 日
- 6 発生日
平成 年 月 日
- 7 事態の内容
 - 1) 破産、廃業、債務不履行、その他（ ）
 - 2) 1) に至った具体的原因

畜産環境整備機構保証保険要領（間接リース）

平成17年8月30日17環機第735号 制定

平成21年3月30日21環機第241号 改正

平成22年7月8日22環機第615号 改正

第1 目的

この要領は、一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）の畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機448号）（以下「実施要領」という。）に定める畜産環境整備リース事業（通常・間接リース）、食肉販売等合理化施設整備リース事業（以下「通常・間接リース」という。）並びにたい肥調整・保管施設リース事業（補助・間接リース）、畜産経営生産性向上支援リース事業（補助・間接リース）及びその他機構が定める補助付き間接リース事業（以下「補助・間接リース」という。）において、借受者が加入しなければならない畜産環境整備機構保証保険（以下「保険」という。）について、その内容及び手続等を定める。

第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定める場合を除き、実施要領の定めるところによる。

第3 保険の内容

1 保険の趣旨

この保険は、機構が実施するリース事業における借受者の最終転貸借受団体（借受者に対し貸付施設等を転貸した者をいう。以下同じ。）に対する実施要領の規定に基づく精算額及び当該精算額に係る違約金の支払債務の履行を保証するため、借受者が当該最終転貸借受団体を被保険者（保険金受取人）として加入する保険とする。

2 包括契約の締結及び保険の加入申込み

- 1) 機構は、保険の実施に当たり、保険会社と畜産環境整備機構保証保険包括契約（以下「包括契約」という。）を締結するものとする。
- 2) 機構は、借受者から保険加入申込みの委任を受けて、保険会社に保険の加入申込みを行うものとする。

なお、借受者が作成する委任状（別紙様式第1号）は、貸付契約（再貸付契約、再々貸付契約及び再々々貸付契約を含む。以下同じ。）締結時に最終転貸借受団体、転貸借受団体及び借受団体（以下「転貸借受団体等」という。）を経由して機構に提出するものとする。

- 3) 借受者は、5の1)に規定する保険適用期間中は、2)の委任を解除することができないものとする。

3 保証額

保険の保証額は、借受者の債務不履行等により保険事故につながる事態となった時点（貸付契約の解約時）において計算される当該借受者の1に掲げる債務の額とする。

ただし、補助・間接リースの適用を受ける貸付け（以下「補助リース」という。）にあっては、4の3)の(1)のイの(ア)及び(2)のイの(ア)の貸付期間経過相当額を控除した補助金並びに補助金に係る消費税相当額を含むものとする。

4 保険料の納入方法、料率及び納入額

- 1) 保険料の料率は、別に定めるものとし、機構と保険会社が協議して変更することができるものとする。
- 2) 保険料は、借受者が負担するものとし、定められた納入期限までに転貸借受団体等を経由して機構に納入するものとする。

なお、借受者以外の者が保険料を負担することは妨げない。

3) 保険料の納入額の計算方法及び納入期限は、通常リース（通常・間接リースの適用を受ける貸付けをいう。以下同じ。）及び補助リースごとに次のとおりとする。

(1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 通常リース

(ア) 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の(a)及び(b)の算式により算定された額の合計額

(a) $[(\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 4 / 12$

(b) $(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}$

(注) 1 消費税相当額の消費税には地方消費税を含む。以下同じ。

2 算定した額に10円未満の端数が生じた場合には、10円未満を四捨五入して得た額。以下同じ。

b 納入期限 第1回の貸付料の納入期限の日

(イ) 第2回から最終回の前々回までの納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 (ア)のaの(b)の算式により算定された額

b 納入期限 第2回から最終回の前々回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日

(ウ) 最終回の前回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の算式により算定された額

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 8 / 12$

b 納入期限 最終回の前回の貸付料の納入期限の日

(エ) 最終回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の算式により算定された額

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

b 納入期限 最終回の貸付料の納入期限の日

イ 補助リース

(ア) 納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの(ア)の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金(補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。)の額(貸付期間経過相当額を控除した額)及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) + (\text{補助金}(\text{貸付期間経過相当額を控除した額}) + \text{補助金に係る消費税相当額})] \times \text{当該年度の保険料率}$

(イ) 納入期限

通常リースと同様とする。

(2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 通常リース

(ア) 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

a 納入額 次の(a)及び(b)の算式により算定された額の合計額

(a) $[(\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

(b) $[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$

- b 納入期限 第1回の貸付料の納入期限の日
- (イ) 第2回から最終回の前回までの納入額の算定方法及び納入期限
 - a 納入額 (ア)のaの(b)の算式により算定された額
 - b 納入期限 第2回から最終回の前回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日
- (ウ) 最終回の納入額の算定方法及び納入期限
 - a 納入額 次の算式により算定された額

$$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 3 / 12$$
 - b 納入期限 最終回の貸付料の納入期限の日

イ 補助リース

(ア) 納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの(ア)の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金(補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。)の額(貸付期間経過相当額を控除した額)及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

[(取得価額 - 納入済基本貸付料 + 貸付決定時の料率により算定される附加貸付料 + 消費税相当額) + (補助金(貸付期間経過相当額を控除した額) + 補助金に係る消費税相当額)] × 当該年度の保険料率

(イ) 納入期限

通常リースと同様とする。

5 保険の責任

- 1) 貸付施設等に係る保険は、当該貸付施設等の貸付開始の日から譲渡代金の納入期限までの間、適用されるものとする。
- 2) 保険の対象となる期間(以下「保険対象期間」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合
 - ア 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - イ 第1回貸付料納入期限の翌月の初日から第2回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - ウ イに定める期間以降、最終回の前回貸付料納入期限までは毎年度、貸付料納入期限の翌月の初日から翌年度の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - エ 最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日から最終回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - オ 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間
 - (2) 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合
 - ア 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - イ 第1回貸付料納入期限の翌月の初日から第2回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - ウ イに定める期間以降、最終回の納入期限までは、前回貸付料納入期限の翌月の初日から次回の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間
 - エ 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間
- 3) 保険の責任は、2)の保険対象期間に係る4の3)の保険料を支払うことにより次のときから始まるものとする。
 - (1) 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合
 - ア 2)の(1)のアの場合は、貸付開始日
 - イ 2)の(1)のイの場合は、第1回貸付料納入期限の翌月の初日
 - ウ 2)の(1)のウの場合は、毎年度、前回貸付料納入期限の翌月の初日
 - エ 2)の(1)のエの場合は、最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日

オ 2)の(1)のオの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日
(2)年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア 2)の(2)のアの場合は、貸付開始日

イ 2)の(2)のイの場合は、第1回貸付料納入期限の翌月の初日

ウ 2)の(2)のウの場合は、前回貸付料納入期限の翌月の初日

エ 2)の(2)のエの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日

4) 保険の責任は、次のいずれかのときに終わるものとする。

ア 借受者が貸付料を納入期限までに納入したとき

イ 借受者が実施要領の規定に基づく買取請求に対し精算額及び当該精算額に係る違約金を納入したとき

ウ 機構が保険会社から1に掲げる債務に係る保険金を受領したとき

6 借受者の責任

1) 借受者は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち機構が損害を被ったとして請求した額を機構へ弁済しなければならない。

2) 借受者は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を機構に返還しなければならない。

7 転貸借受団体等の責任

1) 借受団体及び転貸借受団体は、借受者が第4の2の状態に至ったときは遅滞なく、その旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、その損害額を弁済しなければならない。

2) 転貸借受団体等は、次に掲げる事実が発生し又は発生する恐れがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、転貸借受団体等はその損害額を弁済しなければならない。

ア 重複保険契約が締結されているか又は締結されようとしているとき

イ 保険契約内容及び保険金支払いに重大な変更又は影響を及ぼす事態が生じたとき

3) 転貸借受団体等は、保険事故が発生したときは、次の事項について機構に協力するものとする。

ア 機構が保険事故について説明若しくは証明を求めたとき

イ 機構が保険事故発生の実事又は損害額を確認するために転貸借受団体等及び借受者の帳簿その他の書類について調査するとき

ウ 機構が被る損害の防止若しくは軽減のために必要な措置をとるとき

4) 転貸借受団体等は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち、機構が損害を被ったとして請求した額を、借受者と連帯して機構に弁済しなければならない。

5) 転貸借受団体等は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により適正化法の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を借受者と連帯して機構に返還しなければならない。

8 保険の免責事項

包括契約に基づく保険金の受取人である最終転貸借受団体が保険会社から保険金を受領することができない場合は、次のとおりとする。

1) 保険料を支払っていない場合

2) 債務不履行の事由が、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動、地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風、核燃料物質等に

よる放射性・爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故

3) 最終転貸借受団体及び借受者又はその者の法定代理人(借受者が法人である場合は、その法人の理事又は取締役等)の故意又は重大な過失によって生じた損害

9 保険金支払請求権及び保険金受領権

1) 包括契約に基づく保険金の受取人である最終転貸借受団体は、保険金の支払請求権及び受領権を借受団体に委任(最終転貸借受団体と借受団体との間に転貸借受団体が存在する場合は、最終転貸借受団体は当該転貸借受団体に委任し、当該転貸借受団体は借受団体に委任)するものとする。

2) 借受団体は、1)により委任を受けた権利を機構に委任するものとする。

3) 機構は、2)により委任を受けた権利に基づき、保険会社から直接、保険金の支払を受けることができるものとする。

4) 最終転貸借受団体が作成する委任状(別紙様式第2号-1)は貸付契約締結時に借受団体を経て(最終転貸借受団体と借受団体との間に転貸借受団体がある場合は、最終転貸借受団体は当該転貸借受団体を経て、当該転貸借受団体は借受団体を経て)、借受団体が作成する委任状(別紙様式第2号-2)は貸付契約締結時に直接、機構に提出するものとする。

5) 転貸借受団体等は、5の1)に規定する保険適用期間中は、1)及び2)の委任を解除できないものとする。

第4 保険事故と確定する手続

1 最終転貸借受団体は、借受者が貸付料の納入を怠ったときは、次の措置をとるものとする。

1) 貸付料の納入期限までに貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して督促を行う。

2) 1)の督促にもかかわらず、納入期限から2月を経過しても貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して配達証明付き内容証明郵便により督促状を送付するとともに、その写しを添付のうえ、貸付料納入遅延報告書(別紙様式第3号-1)により転貸借受団体及び借受団体を経由して機構に報告する。

3) 2)の督促にもかかわらず、納入期限から3月を経過しても貸付料が納入されないときは直ちに、借受者との貸付契約書の写しを添付のうえ、貸付料納入遅延報告書(別紙様式第3号-2)により転貸借受団体及び借受団体を経由して機構に報告する。

2 最終転貸借受団体は、借受者が次の事態に至ったときは、借受者との貸付契約書の写しを添付のうえ、畜産環境整備機構保証保険に係る報告書(別紙様式第3号-3)により転貸借受団体及び借受団体を経由して機構に報告する。

この場合、1)については直ちに、2)については機構が保険の手続きを進めることについて保険会社から了承を得た後に機構に報告するものとする。

1) 破産・民事再生・会社更生・強制換価・会社整理・特別清算の手続開始の申立が行われたとき、取引金融機関・手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は仮差押命令・保全差押通知が発せられたとき

2) 廃業(離農)、債務超過又は債務不履行となったとき

3 機構は、最終転貸借受団体から1の3)又は2の報告を受けたときは、実施要領により貸付契約を解約のうえ、精算額により買取請求を行うとともに、保険会社に対して事態発生報告を行うものとし、借受者が納入期限までに当該精算額の支払債務を履行しなかったときは、これを保険事故とする。

第5 保険金の支払請求

機構は、第4の3の保険事故をもって、保険会社に対して事故発生報告及び保険金の支払請求を行うものとする。

第6 債権の譲渡と求償権の取得

- 1 最終転貸借受団体は、機構が保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、借受者に対する最終転貸借受団体の債権（以下「債権」という。）を借受団体に譲渡（最終転貸借受団体と借受団体との間に転貸借受団体が存在する場合は、最終転貸借受団体が転貸借受団体に譲渡し、当該転貸借受団体が借受団体に譲渡）し、借受団体は当該債権を機構に譲渡するものとする。
- 2 機構は、保険会社から保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、かつ、最終転貸借受団体の権利を害さない範囲内で、当該債権を保険会社に譲渡するものとする。
- 3 保険会社は、機構に対して保険金を支払い、かつ、前項の債権の譲渡を受けた後、借受者に対する求償権を取得するものとする。

第7 貸付施設等の引渡し

機構は、保険金の受領をもって、借受者が実施要領の規定に基づき精算額で買い取ったものとみなし、転貸借受団体等を経て借受者に当該貸付施設等の所有権が引き渡されたものとする。

第8 転貸借受団体等への通知

- 1 機構は、保険金を受領したときは直ちに、借受団体にその旨を通知し、借受団体は転貸借受団体及び最終転貸借受団体にその旨を通知するものとする。
- 2 転貸借受団体等及び機構は、第6により債権の譲渡を行ったときはそれぞれ直ちに、その内容を借受者に通知するものとする。
- 3 実施要領により貸付契約の解約・精算額買取請求をする場合の最終転貸借受団体から借受者に対する通知及び2の借受者に対する通知は、第4の1の2)の通知と同様、配達証明付き内容証明郵便によるものとする。

第9 その他

この要領の実施に関し必要な事項については、機構の理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年8月30日から施行する。
- 2 平成17年4月1日以降に加入した保証保険の取扱いについては、この要領により取り扱ったものとみなす。
- 3 この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（平成11年7月21日制定。以下「旧要領」という。）は廃止するものとする。
- 4 平成17年3月31日以前に加入した保証保険の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月30日から施行する。
- 2 改正前の畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（間接リース）の規定により締結した包括契約及び保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の行為は、この要領に基づくものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（借受者→転貸借受団体・借受団体経由→機構）

年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒
借受者 住 所
氏 名

印

畜産環境整備機構保証保険の加入申込みについて（委任状）

私は、下記の貸付施設等に係る畜産環境整備機構保証保険の加入に当たり、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第3の2の2）の規定に基づき、貴機構に当該保険の加入申込みを委任します。

記

貸付施設等名称	貸付記号	貸付金額 (税抜き)	貸付開始日	貸付契約書番号 (貸付契約締結日)	最終転貸借受団体

番 号
年 月 日

借受団体の長 殿

〒
最終転貸借受団体 住 所
電 話
団体名
代表者氏名

印

**畜産環境整備機構保証保険に係る保険金請求権、
保険金受領権等の委任並びに債権譲渡について**

当（団体名）は、下記の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記の貸付施設等について、債務の履行不能、履行遅延等の事態が生じた場合は、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第3の9の4の規定に基づき、貴（団体名）に当該保険契約における保険金請求権及び受領権並びに復代理人の選任に係る権利を委任します。

なお、下記契約に係る保険事故が生じた場合は、畜産環境整備機構が保険金を受領した後、下記の借受者に係る債権を要領第6の1の規定に基づき、受領保険金を限度として貴（団体名）に譲渡します。

記

貸付施設等名称	貸付記号	貸付金額 (税抜き)	貸付開始日	貸付契約書番号 (貸付契約締結日)	借 受 者 (転貸借受団体)

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒
借受団体 住 所
電 話
団体名
代表者氏名

印

畜産環境整備機構保証保険に係る保険金請求権、
保険金受領権等の委任並びに債権譲渡について

当（団体名）は、下記の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記の貸付施設等について、債務の履行不能、履行遅延等の事態が生じた場合は、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第3の9の4）及び貸付施設等貸付契約書第10条の3の規定に基づき、貴機構に当該保険契約における保険金請求権及び受領権を委任します。

なお、下記契約に係る保険事故が生じた場合は、貴機構が保険金を受領した後、下記の借受者に係る債権を要領第6の1の規定に基づき、受領保険金を限度として貴機構に譲渡します。

記

貸付施設等名称	貸付記号	貸付金額 (税抜き)	貸付開始日	貸付契約書番号 (貸付契約締結日)	借 受 者

番 号
年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒
最終転貸借受団体 住 所
電 話
団体名
代表者氏名

印

畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書（2月遅延）

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納入期限の翌日から起算して2月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の2)の規定に基づき報告します。

記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額（税抜き）
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
 - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
 - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限
平成 年 月 日
- 6 遅延の理由

添付書類

- 4の借受者あての配達証明付き内容証明郵便の写し

番 号
年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒
最終転貸借受団体 住 所
電 話
団体名
代表者氏名 印

畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書 (3月遅延)

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納付期限の翌日から起算して3月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の3)の規定に基づき報告します。

記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
 - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
 - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限
平成 年 月 日
- 6 納入遅延に対する対応
 - 1) 後日納入予定、保険事故対応予定、その他 ()
 - 2) 1) の具体的内容

添付書類

4の借受者との貸付契約書の写し

番 号
年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒
最終転貸借受団体 住 所
電 話
団体名
代表者氏名 印

畜産環境整備機構保証保険に係る報告書

畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等を貸付けました下記4の者について、下記7の事態が発生しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の2規定に基づき報告します。

記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額（税抜き）
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
 - 1) 貸付契約締結日 平成 年 月 日
 - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日
平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 次回の貸付料納入期限
平成 年 月 日
- 6 発生日
平成 年 月 日
- 7 事態の内容
 - 1) 破産、廃業、債務不履行、その他（ ）
 - 2) 1) に至った具体的原因

添付書類

4の借受者との貸付契約書の写し

一般財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き

平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 779 号 制 定

平成 22 年 7 月 8 日 22 環機第 615 号 一部改正

平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 138 号 一部改正

1 貸付施設等の決定

機構は、貸付申請書に記載されている貸付対象施設等の販売業者等から提出された当機構あての見積書の内容を検討し、適当と認めた場合は、当該貸付施設等の購入を決定することとする。

2 貸付決定の通知及び売買契約の締結

(1) 機構は、貸付申請者に対して 1 の貸付決定を通知する。

(2) 機構は、販売業者等と 1 により決定した貸付施設等の売買契約を別紙書式により締結し、締結された売買契約書はそれぞれ 1 部ずつ保有するものとする。

3 貸付施設等の納入及び検収

(1) 販売業者等は、売買契約書に記載した貸付施設等の納入期限を遵守するものとし、やむを得ない事情により遅延する場合には、機構にあらかじめ連絡し、承認を得るものとする。

ただし、畜産経営力向上緊急支援リース事業においては、原則として、平成 26 年 3 月 31 日を超える納期の延長は認めないものとする。

(2) 販売業者等は、納入した貸付施設等について、検収者の指名した検収実施者が行う検収を受けるものとする。

4 売買代金の支払い

(1) 販売業者等は、貸付施設等を売買契約書に基づき納入し、検収実施者の検収が終了したときは、機構に対し、当該貸付施設等の代金の支払いを請求できるものとする。

(2) 販売業者等は、(1)の請求に当たっては、貸付施設等設置確認書を添付した請求書を受託団体又は借受団体（以下「受託団体等」という。）に提出するものとする。

(3) 機構は、受託団体等から提出された貸付施設等検収報告書、検収写真、請求書及び貸付施設等設置確認書に不備がないことを確認したときは、これら書類を受理した日から 40 日以内に当該代金を指定口座に振り込むものとする。

販売業者との売買事務手続き等について（詳細版）

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が実施する畜産高度化支援リース事業（以下「リース事業」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金を原資として運営しており、会計検査院による検査の対象となります。

このため、販売業者は、リース事業に係る売買手続き等につきまして、以下により適切に行ってください。

第1 貸付申請書の添付書類

1 見積書

(1) リース事業のうち、補助金が交付される堆肥保管施設整備リース事業などの補助付きリース事業については、借受者が三者以上の見積書を徴することになっておりますので、販売業者にあってはご了承くださいとともに、正確な記載をお願いします。

(2) 販売業者は、貸付施設・機械・装置（以下「貸付施設等」という。）を使用しようとする借受者からの請求（借受者等が所属する農業協同組合等の受託団体・借受団体・転貸借受団体が代理で請求することもあります。）に応じ、見積書を提出してください。

(注) 借受者とは、実際に貸付施設等を使用する者をいい、受託団体・借受団体・転貸借受団体とは、配合飼料価格安定基金協会、農業協同組合連合会、農業協同組合、食肉事業協同組合連合会等の団体をいいます。

(3) 見積書における相手先は、当該貸付施設等を購入する機構になりますが、見積書の提出先は、借受者になりますので注意してください。

(4) 見積書は、次の留意事項に沿って作成してください。

① 本体価格（税抜価格）は千円単位とし、本体価額に係る消費税額を記載します。また、値引きがある場合は、本体価格からの値引き後の価額に、消費税額を記載します。

② 見積書の相手先は、(3)のとおり「一般財団法人畜産環境整備機構」になりますが、貸付申請者及び設置場所についても記載してください。

③ 見積書の有効期限は、受託団体・借受団体等の事務手続き期間等を考慮し、3ヶ月以上の期間を設定してください。なお、有効期間の設定が困難な場合は、記載しなくても結構です。

④ 工事内容などの積算の内訳が伴うものは、単に「一式」とせず、明細として、数量（員数）、単価、金額などを、数量（員数）×単価＝金額（円未満は切り捨て）による方法で記載してください。（なお、一式の金額が10万円以下で明細の記載が難しい場合に限り、止むを得ないものとします。）

⑤ 諸経費に含まれる工事の名称は、「図面作成費」、「現場管理費」、「交通費」、「通信費」等になります。なお、「建築確認申請料」、「役職員給与」、「保険料」等は、リース事業の見積の対象としておりませんので、計上しないでください。

⑥ トラック、ダンプカー、冷蔵冷凍車、ミルクタンクローリー等の自動車税、自動車検査登録等に係る経費は、リース事業の見積の対象としておりませんので、計上しないでください。

(5) 貸付料等の据付けを第三者に行わせようとする場合は、行わせようとする相手方や工事内容等について見積書に記載してください。

(6) 機構に見積書を提出した後の設置場所・施工施設の設計変更、機種・仕様の変更、

見積金額の変更等はできません。

2 カタログ及び設計図書

- (1) カタログに複数の機械装置が表示されている場合は、申請の対象となる貸付施設等の名称、型式及び仕様の欄を赤色等で囲うなどして明示してください。
- (2) 堆肥置き場等の構築物等の工事を伴う場合は、次項に留意して作成した設計図、実施設計書などを添付します。
 - ① 見積書に記載された工事内容の明細が明らかになるよう、できるだけ詳細に作成します。
 - ② 構築物については、平面図、立面図、側面図、断面図、屋根伏図、梁組図及び鉄筋組図（網の付設図も含む。）及び基礎図を示し、その材質、仕様、寸法、数量等を明確に記載した実施設計書を添付してください。
 - ③ 堆肥置き場等の構築物については、図面に総面積及び柱芯々内面積の㎡数を記載します。

第2 売買契約書の締結等

1 売買契約書の送付

機構が貸付施設等の貸付けを決定したときは、機構から販売業者等に対して、機構印を押印した売買契約書2通、貸付施設等設置確認書、貸付記号シール（（独）農畜産業振興機構名入り）及び「販売業者との売買事務について（この留意事項）」を送付します。

なお、貸付記号シールは、再発行できませんので、貸付施設等に貼付するまでの間、紛失等の無いよう十分注意の上保管してください。

2 売買契約の締結

- (1) 売買契約書別表の仕様書に記載された内容と、見積書の内容が合致していることを確認の上、売買契約書の1ページ1行目の売主名の記載欄に、販売業者等の法人名（個人営業の場合は個人の名）を、裏面下方の売主名の記載欄に販売業者等の法人名及び代表者職名・氏名（個人営業の場合は個人名）を記載し、代表者印を押印してください。
- (2) 本社以外の支社、支店、営業所等の名称で売買契約を締結する法人にあっては、本社から売買契約締結に関する権限が認められている者の印を使用することになります。

3 売買契約書の保管

前項により記載、押印等を行った売買契約書2通のうち、1通は販売業者が保管し、残り1通を売買契約書を受領後20日以内に、機構あてに返送してください。

第3 貸付施設等の設置

- 1 貸付施設等を設置するために必要な建築確認、農地転用許可その他の法的手続については、販売業者等の責任において、借受者と相談の上、適切に処理するようにしてください。
- 2 貸付施設等は、売買契約書の仕様書に記載された納入期限までに設置してください。納入期限は機構が決定しますので、貸付施設等の納期又は工期等の関係で納期までに設置が間に合わないことが見込まれる場合は、速やかに受託団体・借受団体等を通じて、機構に「貸付施設等納入延期願い」（別紙様式1）を提出してください。
- 3 道路運送車両法（昭和26年法律185号）の規定に基づき自動車登録を要する車両類にあっては、自動車検査登録日を検収日（受渡日）としますので、ご留意ください。

- 4 貸付施設等の所有権は機構にあります。貸付契約により公租公課については借受者が負担することになっております。地方税には、納税管理人制度があり、当該都道府県に住所等を有しない納税義務者は納税管理人を指定して納税を行わせることができることとなっておりますので、貸付施設等が車両である場合には、できるだけこの制度を活用するよう借受者に協力して手続を取って頂くようお願いいたします。具体的には、販売業者の方で所轄の自動車税事務所から納税管理人の申告用紙の交付を受けたうえで、納税義務者の欄以外はすべて記入し、借受者から納税管理人の欄に記名押印を受けて機構に提出して頂くようお願いいたします。なお、申告書の様式は都道府県により異なりますので、それぞれの様式によって下さい。記入方法等の詳細は、各都道府県の地方税条例を参照されるとともに、所轄の自動車税事務所に確認してください。

第4 検収等

- 1 販売業者は、売買契約に基づき設置した貸付施設等について、仕様書に記載された内容であることの確認を行うため検収を受けるとともに、検収実施者が行う検収に立会が求められます。
- 2 販売業者は、貸付施設等の設置完了後、速やかに、当該貸付施設等を設置した場所において検収が実施されますので、受託団体・借受団体（又は再受託団体等）又は借受者と連絡を取り、検収の日時について確認してください。
- 3 検収には、受託団体・借受団体等の役職員である検収実施者のほか、借受者も立会ますのでご了承ください。

なお、貸付施設等検収報告書の貸付施設等検収調書の表において、検収の立会人である販売業者の確認のための記名押印を求められますのでご了承ください。
- 4 販売業者が貸付施設等の検収立会に要する経費（見積書に計上されている納入のための運搬費を除く。）は、販売業者の負担になります。
- 5 検収実施者は、検収当日にカラー写真6枚程度（デジタルカメラによるプリントでも可）を撮影しますので、販売業者は、貸付施設等への貸付記号シール等の貼付確認等に協力してください。

第5 貸付記号及び（独）農畜産業振興機構名入りシールの貼付

- 1 販売業者が貸付施設等に貼付する貸付記号シール及び（独）農畜産業振興機構シールは、裏面の台紙を剥がして確認できる位置に貼付してください。
- 2 貸付記号シールを貼付する貸付施設等が長期間の貼付に不向きな（剥がれやすい）素材等であっても、貼りやすい（剥がれにくい）場所を探すか、若しくはアクリル板等を利用する等の方法で必ず貼付してください。
- 3 屋外の貸付施設等に貸付記号シールを貼付する場合は、雨風に対する防御を考えて貼付してください。
- 4 生乳リースにあっては、平成25年から貸付記号シールを送付しています。なお、雨風に対する防御ができにくい所は、機構から通知する貸付記号をラッカー等の塗料を用いて、直接貸付施設等に記入しても構いませんが、送付した貸付記号シールは必ず貼付してください。
- 5 特殊な貸付施設等への貼付について
 - (1) 換気装置などのように、複数の畜舎等に数十基の換気扇を同時に設置するものについては、畜舎等ごとに取り付ける換気扇等を1つの貸付施設等として括り、畜舎等ごとに貸付記号を付します。貸付記号シールは、制御盤、コントロールボックス等若しくは畜舎内の貼付可能な場所に貼り付けしてください。
 - (2) 水中ポンプ、浄化槽のばっき装置などのように、汚水中に設置されるものについて

は、制御盤、コントロールボックス等に貼り付けしてください。

- (3) 発情発見機などのように貸付施設等が複数ある場合であっても、貸付記号シールは1枚の送付となりますので、無線受信ボックスの扉内側に貼るなど、判りやすい場所に工夫するなどして貼り付けてください。

第6 貸付施設等設置確認書（別紙様式2）

- 1 販売業者は、第4による検収が終了し、当該貸付施設等の設置が完了したことを証するための貸付施設等設置確認書（この項において「確認書」という。）について、次の事項に留意して作成するよう借受者に依頼してください。

(1) 確認書の日付

確認書の日付（様式右上方の提出日）は、検収が行われた年月日としてください。検収者が作成する貸付施設等検収報告書に記載された検収日と同日になります。なお、この日をもって当該貸付施設等の所有権が販売業者から機構に移転するとともに、当該貸付施設等の借受者へのリースが開始されます。

また、道路運送車両法（昭和26年法律185号）の規定に基づき自動車登録を要する車両類にあつては、自動車検査登録日をもって検収を実施した日とみなすため、車両等登録日が確認書の日付となります。

(2) 記名、押印

確認書の内容を確認した上で、所在地、借受者の名称、代表者名を記載して押印してください。

- 2 販売業者は、借受者から受領した確認書を、当該貸付施設等代金の請求書と共に、受託団体・借受団体等を経由し機構に提出してください。

第7 代金支払い

- 1 販売業者は、当該代金の請求書を検収終了後20日以内に、貸付施設等設置確認書と共に受託団体・借受団体等を経由し、機構に提出することになります。

- 2 機構に提出する請求書は、販売業者が通常使用しているもので結構です。

- 3 請求書は、次の内容について記載してください。

① 請求書の日付は、検収実施日以降の日としてください。

② 請求先は、一般財団法人畜産環境整備機構理事長あてにしてください。

③ 請求額は、消費税額を明確にした金額としてください。

④ 振込先金融機関名、口座名義名、預金種類、口座番号等を明確に記載し、間違えやすい名称には振り仮名をしてください。

- 4 機構は、受託団体・借受団体等から貸付施設等検収報告書及び貸付施設等設置確認書を貼付した請求書を受領し、書類に不備がない場合は、受領した日から40日以内に、当該代金を請求書に記載された指定口座に振り込みます。ただし、指定口座に振り込むまでの間に、売買代金を振り込むことが適当ではないと認められる事項が発見されたときは、振込みを延期することがあります。

第8 その他

貸付施設等の売買において、品質の保証及び納入期限の遅延等の契約違反並びに所有権が機構に移るまでの貸付施設等の危険負担等について、販売業者は売買契約書を順守し、責任を持って業務を進めてください。

(別紙様式1)

番 号
平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

住所(所在地)
電 話
販 売 業 者 名
代表者役職氏名

印

貸付施設等納入延期願い

平成 年 月 日付けで一般財団法人畜産環境整備機構貸付施設等売買契約を締結した貸付施設等の納入期限を下記のとおり延期したいので、ご承認願います。

なお、借受者の了解は受けておりますことを申し添えます。

記

- 1 納入先(借受者) :
- 2 受託団体・借受団体 :
- 3 貸付施設等の名称 :
- 4 貸付記号(番号) :
- 5 延 期 理 由 :
- 6 当初納入期限 :
- 7 延期納入期限 :

(別紙様式2)

貸付施設等設置確認書

平成 年 月 日

販売業者等の代表者 殿

借 受 者
所 在 地
名 称
代表者氏名

印

一般財団法人畜産環境整備機構から借り受ける貸付施設等については、下記のとおり適正に設置が完了したことを確認しました。

記

設置場所			
貸付記号			
貸付施設等の名称			
銘 柄			
型 式			
機械製造番号等			
車両等登録日（車両等の場合）	年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録番号（車両等の場合）			
貸付施設等設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
摘 要			

売主 (以下「甲」という。)と
買主 一般財団法人畜産環境整備機構(以下「乙」という。)は、乙が実施するリース事業に係る貸付施設等の買入れ(請負工事により取得する場合を含む。以下同じ。)について、乙が定める当該事業の実施要項に基づくほか、次のとおり契約を締結する。

(買入れる貸付施設等とその価額)

第1条 乙が甲から買入れる貸付施設等とその価額(第3条に定める設置場所において貸付施設等の据付(工事を含む。以下同じ。)が完了するまでの経費を含む。)は、別添の仕様書による。

(第三者による履行)

第2条 甲は、貸付施設等の据付を第三者に行わせようとする場合は、あらかじめ乙に通知しなければならない。本件契約の申込みに応じ、その旨を見積書等に記載する等により乙に提出している場合は、この通知がなされたものとみなす。

2 前項の場合、甲は、当該第三者の行為についてすべての責任を負わなければならない。

(貸付施設等の設置場所と納入期限)

第3条 貸付施設等の設置場所と納入期限は、別添仕様書のとおりとし、納入期限までに貸付施設等の据付を完了しなければならない。

2 甲は、据付に支障を及ぼす天災、天候の不良、許認可の遅延その他乙の責に帰することができない事由によって納入期限までに据付が完了しないと見込まれるときは、遅滞なくその理由を付して乙に納入期限の延長を申請しなければならない。

(他人の土地の使用)

第4条 甲は、据付のため借受者又は第三者の所有又は管理する土地又は建物に立ち入り、又は使用する必要がある場合には、当該借受者又は第三者の承諾を得なければならない。

(第三者の損害等)

第5条 貸付施設等の据付のために第三者に損害が生じたときは、その損害の発生が乙又は借受者の責に帰すべき事由による場合を除き、甲が賠償の責任を負う。

2 そのほか貸付施設等の据付に関し第三者との間に紛議が生じたときは、甲の責任で解決に当たるものとする。

(検収)

第6条 貸付施設等の検収は、実施要領及び畜産環境整備機構貸付施設等検収要領に基づき行う。

2 甲は、貸付施設等の設置場所への据付が完了した後、検収者の指定する検収実施者が実施する検収に立ち会うものとし、検収に合格しなかった場合は、速やかに代替品を納入し、又は補修工事、追加工事等を行って、再検収を受けなければならない。

3 検収に合格したときは、甲は、検収者及び借受者の立会のもとに乙が定めたシールを貼付する等により貸付記号を見やすい場所に表示するものとする。

(所有権の移転時期)

第7条 貸付施設等の所有権は、前条の検収が不備なく終了した時点で甲から乙に移転するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の時から前条の規定により乙に所有権が移転するまでの間の当該貸付施設等に係る危険は、甲が負担するものとする。

(売買代金の支払)

第9条 甲は、第6条の検収が終了した場合には、売買代金請求書に貸付施設等の借受者への引渡しを証明する書類の原本及び貸付施設等検収報告書の写しを添付して乙に売買代金を請求するものとし、乙は、これらの書類に不備がなければ、売買代金請求書を受領した日から40日以内に甲の指定する金融機関の口座にその売買代金を振り込むものとする。

(品質の保証等)

第10条 甲は、貸付施設等が別添の仕様書のと
おりの性能を有すること及び隠れた瑕疵が
ないことを乙に保証するものとする。

2 甲は、貸付期間内に隠れた瑕疵が発見さ
れたときは、機構が当該瑕疵担保責任に基
づく損害賠償請求権を借受者に譲渡するこ
とにあらかじめ同意するものとする。

(秘密保持の義務)

第11条 甲及び乙は、本件契約の締結及び履
行に関し知り得た相互及び借受者に関
する秘密及び個人情報を漏らしてはな
らない。

2 甲は、第2条の規定により第三者に貸付施
設等の据付けを行わせるときは、当該第三
者にも前項の義務を遵守させるよう秘密保
持契約を締結するなどの必要な措置を講じ
なければならない。

(契約違反の処理)

第12条 貸付施設等の納入が第3条に定める納
入期限よりも遅延した場合には、甲は、その
遅延した部分の価額(その遅延により貸付施
設等の全部が使用できない場合は全価額)
について年率14.6%の割合で延滞金を支
払わなければならない。ただし、甲の申し出
によりやむを得ない事由と認められる場合

は、延滞金の全部又は一部を免除するこ
とができる。

(不可抗力による実施不能の場合)

第13条 天災地変その他の不可抗力により本件
契約の履行の全部又は一部が履行不能とな
ったときは、甲又は乙は本件契約を解除す
ることができ、相互に責任を負わない。

2 甲又は乙が本契約の条項に違反したとき
は、相手方は、本契約を解除し、又はこれに
よって生じた損害の賠償を請求することがで
きる。

(解釈等についての協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は解釈上
の紛議については、双方は信義誠実の原
則に基づき協議の上これを解決するもの
とする。

(合意管轄)

第15条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必
要が生じたときは、東京地方裁判所のみを
第一審の専属管轄裁判所とすることに合意
する。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

平成 年 月 日

売主(甲) 住所
氏名

印

買主(乙) 住所 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
氏名 一般財団法人畜産環境整備機構
理事長 堤 英 隆

印

(直接リース)

一般財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書
(事業名:)

一般財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

とは、貸付施設等の貸付けに関し、甲の上記事業に係る実施要領(以下「実施要領」という。)に基づくほか、次の条項により契約を締結する。

(貸付施設等)

第1条 貸付施設等の設置場所及び型式並びに実施要領第3の4の(1)に定める取得価額は、別表に定めるとおりとする。

(貸付料)

第2条 貸付料は、実施要領第3の4に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料、消費税等相当額及び附加貸付料の合計額であって、別表に定めるとおりとする。

(貸付料の納入)

第3条 乙は、実施要領第3の5に基づき、貸付料を甲が別に通知する期日までに受託団体(第18条の「受託団体」をいう。以下「丙」という。)を経て(丙がない場合は直接)甲の指定する金融機関に払込むことによって納入するものとする。

(貸付期間等)

第4条 貸付期間は別表に定めるとおりとし、貸付期間の開始日は実施要領第11の2の検収を不備なく終了した日とする。
2 この貸付契約は、第12条の譲渡代金の納入をもって当該貸付施設等について終了する。

(貸付施設等の引渡し等)

第5条 貸付施設等は、検収完了によりその引渡しがあったものとする。
2 甲は、検収を終了したときは、遅滞なく、貸付開始日並びに貸付料及び譲渡代金の納入期限を乙に通知する。

(貸付施設等の瑕疵)

第6条 検収終了後貸付施設等に隠れた瑕疵が発見された場合、甲はその責任を負わないものとする。
2 前項の事由により、第3条の義務を履行している乙が損害を受けたとき、甲は当該貸付施設等の売り主に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。
3 前2項の場合、この貸付契約は変更されないものとする。

(公租公課等)

第7条 乙は、実施要領第5に基づき、貸付施設等に係る固定資産税その他の公租公課を納付するものとする。
2 補助付きリース事業にあつては、乙は、甲の指示に基づき実施要領第12の2の規定による補助金に係る消費税等相当額の返還手続を行うものとする。

(損害保険)

第8条 甲は、別表の貸付施設等を損害保険に付し、これに要する保険料相当額を乙から丙を

経て徴収するものとする。ただし、別表の備考欄に「要保険手続」と指定する貸付施設等については、乙は、実施要領第6の1に基づき、甲を受取人とし、貸付施設等の取得に要した額(初年度に限る。次年度以降は当該貸付施設等の評価額)を保険金額とする損害保険に付し、保険契約期間は貸付施設等の貸付期間と同一若しくは貸付期間中これを更新し存続するものとする契約を締結するものとする。

- 2 乙は、貸付施設等を前項ただし書きの損害保険に付したときは、当該保険証券の写しを丙を経て甲に提出するものとする。
3 貸付施設等に損害保険事故が発生した場合、甲は受け取った保険金額の範囲において、次のいずれかに当該保険金を使用するものとする。
(1) 第15条の(1)の乙の負担する経費への支払い
(2) 第15条の(2)の精算に要する経費への支払い

(保証保険)

第9条 甲は、乙から保証保険加入の申込みの委任を受けて保険会社に保証保険の加入申込みを行うものとする。
2 この保証保険の保険料は乙が負担するものとし、乙は、定められた納入期日までに丙を経て甲に納入するものとする。
3 甲は、保険金の支払い請求権及び受領権に基づき、保険会社から直接保険金の支払いを受けるものとする。
4 甲は、保険会社から保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、甲の乙に対する債権(実施要領第13の5の規定に基づく精算額(以下「精算額」という。))及び当該精算額に係る実施要領第14の2に基づく違約金をいう。)に係る権利を保険会社に譲渡するものとする。

(貸付施設等の管理と使用)

第10条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって貸付施設等を管理し使用するものとする。
2 乙は、貸付施設等について正常な機能の維持管理のための補修、修理を行うものとする。

(設置場所の変更)

第11条 乙は、貸付施設等の設置場所を変更しようとするときは、事前に丙を経て甲の承諾を得るものとする。

(貸付施設等の譲渡等)

第12条 甲は、乙が第3条の義務を履行し、譲渡代金を期日までに納入したときは、当該貸付施設等を乙に譲渡するものとする。
2 甲は、第9条第3項に基づく保険金の受領をもって、乙が実施要領第4の1に基づき当該貸付

施設等を精算額で買い取ったものとみなし、その所有権を乙に引き渡すものとする。

(貸付施設等の目的外使用等の禁止)

第13条 乙は、貸付施設等について下記事項を行ってはならない。

- (1) 目的以外の用に使用すること
- (2) 第三者へ転貸し、又は譲渡すること
- (3) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること

2 乙は、貸付施設等を改造してはならない。ただし、特別の事情があり、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(貸付施設等の中途解約の禁止)

第14条 乙は、この貸付契約を途中で解約することはできないものとする。ただし、やむを得ない理由があると甲が認めた場合、乙は解約に伴い甲が提示する条件を了承のうえ解約することができる。

(貸付施設等の滅失、毀損)

第15条 甲及び乙は、貸付期間中乙の責に帰すべき事由により貸付施設等の滅失、毀損が生じた場合は、次により誠意をもって処理するものとする。

(1) 当該貸付施設等が毀損したときは、乙の負担で完全な状態に修復するものとする。

(2) 当該貸付施設等が滅失し、又はその使用が著しく困難となったときは、乙は、実施要領第8の3に基づく精算額で償い、又は当該貸付施設等を買取るものとし、精算完了と同時に当該貸付施設等に関する貸付契約は終了するものとする。

(契約違反)

第16条 乙がこの貸付契約に定める条項の一つに違反したときは、甲は次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

- (1) 違約金の支払請求
- (2) 契約の解約及び精算額による貸付施設等

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

第 号
平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
一般財団法人 畜産環境整備機構
理事長 堤 英 隆

乙

印

買取請求
(3) 損害賠償の請求

(検査及び報告)

第17条 甲は、何時でも貸付施設等の管理状況を検査することができる。この場合、乙及び丙はその検査に協力しなければならない。

2 乙は、当該貸付施設等の滅失、毀損等の事故があったときは、遅滞なくその内容及びとった措置について丙を経て甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の求めに応じて、貸付施設等の管理、使用状況を丙を経て報告しなければならない。

(丙への業務委託)

第18条 甲は、丙に、乙が甲に納入、提出等する事項に係る事務及び甲が乙に通知等する事項に係る事務を委託するものとする。

2 乙は、第3条、第8条、第9条、第11条及び第17条に定める事項については、丙を経て行うものとする。

(丙 :)
(再委託団体:)

(その他)

第19条 この貸付契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生乳リースに関する適用除外)

第20条 第9条の規定は、生乳リースには適用しない。

(合意管轄)

第21条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

(間接リース)

一般財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書

(事業名：)

一般財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

とは、貸付施設等を乙が借受者に貸付けることに関し、甲の上記事業に係る実施要領(以下「実施要領」という。)に基づくほか、次の条項により契約を締結する。

(貸付施設等)

第1条 貸付施設等の設置場所及び型式並びに実施要領第3の4の(1)に定める取得価額並びに同第1の2に定める借受者は、別表に定めるとおりとする。

(貸付料)

第2条 貸付料は、実施要領第3の4に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料、消費税等相当額及び附加貸付料の合計額であって、別表に定めるとおりとする。

(貸付料の納入)

第3条 乙は、実施要領第3の5に基づき、貸付料を甲が別に通知する期日までに甲の指定する金融機関に払込むことにより納入するものとする。

(貸付期間等)

第4条 貸付期間は、別表に定めるとおりとし、貸付期間の開始日は実施要領第11の2の検収を不備なく終了した日とする。

2 この貸付契約は、第13条の譲渡代金の納入をもって当該貸付施設等について終了する。

(貸付施設等の引渡し等)

第5条 貸付施設等は、検収完了によりその引渡しがあったものとする。

2 甲は、検収を終了したときは、遅滞なく、貸付開始日並びに貸付料及び譲渡代金の納入期限を乙に通知する。

(貸付施設等の再貸付け)

第6条 乙が転貸借受団体(乙が借り受けた貸付施設等を他の転貸を目的とする団体又は借受者に転貸するため再貸付契約を締結した者をいう。以下同じ。)に貸付けをする場合、この貸付契約の内容をその内容とする契約を転貸借受団体との間で締結するものとする。その場合、再貸付料は第2条に定める貸付料の額を超えないものとする。

(貸付施設等の瑕疵)

第7条 検収終了後貸付施設等に隠れた瑕疵が発見された場合、甲はその責任を負わないものとする。

2 前項の事由により、第3条の義務を履行している乙又は借受者が損害を受けたとき、甲は当該貸付施設等の売り主に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

3 前2項の場合、この貸付契約は変更されないものとする。

(公租公課等)

第8条 乙は、実施要領第5に基づき、貸付施設等に係る固定資産税その他の公租公課を借受者に納付させるものとする。

2 補助付きリース事業にあつては、乙は、借受者に甲の指示に基づき実施要領第12の2の規定による補助金に係る消費税等相当

額の返還手続を行わせるものとする。

(損害保険)

第9条 甲は、別表の貸付施設等を損害保険に付し、これに要する保険料相当額を乙から徴収するものとする。ただし、別表の備考欄に「要保険手続」と指定する貸付施設等については、乙は、実施要領第6の1に基づき、借受者に対し、甲を受取人とし、貸付施設等の取得に要した額(初年度に限る。次年度以降は当該貸付施設等の評価額)を保険金額とする損害保険に付し、保険契約期間は貸付施設等の貸付期間と同一若しくは貸付期間中これを更新し存続することとする契約を締結させるものとする。

2 乙は、借受者が貸付施設等を前項ただし書きの損害保険に付したときは、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

3 貸付施設等に損害保険事故が発生した場合、甲は受け取った保険金額の範囲において、次のいずれかに当該保険金を使用するものとする。

(1)第16条の(1)の借受者の負担する経費への支払い

(2)第16条の(2)の精算に要する経費への支払い

(保証保険)

第10条 甲は、借受者から保証保険加入の申込みの委任を受けて保険会社に保証保険の加入申込みを行うものとする。

2 この保証保険の保険料は借受者が負担するものとし、乙は、当該保険料をとりまとめ、定められた納入期日までに甲に納入するものとする。

3 乙は、保証保険に係る包括的な契約に基づく保険金の受取人である転貸借受団体から委任を受けた保証保険金の支払い請求権及び受領権を甲に委任するものとする。

4 甲は、前項の規定により委任を受けた保険金の支払い請求権及び受領権に基づき保険会社から直接保険金の支払いを受けることができるものとする。

5 乙又は転貸借受団体は、甲が保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、借受者に対する債権(実施要領第13の5の規定に基づく精算額(以下「精算額」という。))及び当該精算額に係る実施要領第14の2に基づく違約金をいう。)に係る権利を甲に譲渡するものとする。

6 甲は、保険会社から保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、かつ、転貸借受団体の権利を害さない範囲内で5の借受者に対する債権に係る権利を保険会社に譲渡するものとする。

(貸付施設等の管理と使用)

第11条 乙は、借受者が善良な管理者の注意

義務をもって貸付施設等を管理し使用するよう指導するものとする。

- 2 乙は、借受者が貸付施設等について正常な機能の維持管理のための補修、修理を行うよう指導するものとする。

(設置場所の変更)

第12条 乙は、借受者が貸付施設等の設置場所を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を得るものとする。

(貸付施設等の譲渡等)

第13条 甲は、乙が第3条の義務を履行し、譲渡代金を期日までに納入したときは、乙を経て借受者に当該貸付施設等を譲渡するものとする。

- 2 甲は、第10条第3項の委任に基づく保険金の受領をもって、借受者が実施要領第4の1に基づき当該貸付施設等を精算額で買い取ったものとみなし、その所有権を乙を経て借受者に引き渡すものとする。

(貸付施設等の目的外使用等の禁止)

第14条 乙及び借受者は、貸付施設等について下記事項を行ってはならない。

- (1) 目的以外の用に使用すること
 - (2) 第三者へ転貸し、又は譲渡すること
 - (3) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること
- 2 乙は、借受者が貸付施設等を改造しないよう指導するものとする。ただし、特別の事情があり、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(貸付施設等の中途解約の禁止)

第15条 乙は、この貸付契約を途中で解約することはできないものとする。ただし、やむを得ない理由があると甲が認めた場合、乙は解約に伴い甲が提示する条件を了承のうえ解約することができる。

(貸付施設等の滅失、毀損)

第16条 甲及び乙は、貸付期間中借受者の責に帰すべき事由により貸付施設等の滅失、毀損が生じた場合は、次により誠意をもって処理するものとする。

- (1) 当該貸付施設等が毀損したときは、借受者の負担で完全な状態に修復するものとする。
- (2) 当該貸付施設等が滅失し、又はその使用が著しく困難となったときは、借受者は実施要領第8の3に基づく精算額で償い又は当該貸付施設等を買取るものとし、精算完

了と同時に当該貸付施設等に関する貸付契約は終了するものとする。

(契約違反)

第17条 乙及び借受者がこの貸付契約に定める条項の一つに違反したときは、甲は次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

- (1) 違約金の支払請求
- (2) 契約の解除及び精算額による貸付施設等の買取請求
- (3) 損害賠償の請求

(検査及び報告)

第18条 甲は、何時でも貸付施設等の管理状況を検査することができる。この場合、乙はその検査に協力しなければならない。

- 2 乙は、当該貸付施設等の滅失、毀損等の事故があったときは遅滞なくその内容及びとった措置について甲に報告しなければならない。
- 3 乙は甲の求めに応じて貸付施設等の管理、使用状況を報告しなければならない。

(その他)

第19条 この貸付契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生乳リースに関する適用除外)

第20条 第10条の規定は、生乳リースには適用しない。

(合意管轄)

第21条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

第 号
平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
一般財団法人 畜産環境整備機構
理事長 堤 英 隆

乙

印

(注)再貸付契約書は、上記貸付契約書に準ずる。ただし、第21条の合意管轄については、規定しないか、あるいは借受団体(再々貸付契約にあっては再借受団体)の本店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として指定するものとする。

II 補助付きリース事業に係る 消費税の取扱い

補助付きリース事業に係る補助金の取扱い

1. 所得税・法人税法上の取扱い

(1) 機構のリース形態

リース期間終了後に借受者に譲渡することにより、リース物件が借受者の所有となるリース契約は譲渡条件付きリースといい、機構リース事業のリース形態はこれに該当します。

所有権移転リース取引により借り受けたリース物件は、所得税・法人税法上は「売買」したものであるとして扱うことになっており、借受者は、貸付開始した日の属する年（法人は年度）にリース物件を購入したこととして、自らの固定資産（償却資産）として計上します。

費用として減価償却費を計上し、それ以降にリース料として機構に支払う金額は割賦販売の代金の支払とみなされるので、その残高（リース料の未払金）は「負債」となります。

(2) 補助付きリース物件の補助金

- ① 借受者は、補助金を直接受け取っていないので理解できない部分がありますが、機構の補助付きリース物件は、借受者の「自己負担分（これからリース料等として支払っていただく部分）」と「補助金分」の合計額を購入代金として、借受者に代わって機構がリース物件の販売業者等に支払っています。

このため、補助付きリース物件を導入するに当たっては、税法上は、借受者がこの補助金を受けたものとして取り扱うこととなります。

- ② 補助付きリース物件の補助金は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「振興機構」という。）の畜産業振興資金から交付されるため、所得税・法人税法上は収入金額不算入（圧縮記帳）が適用されます。

これにより、補助付きリース物件の資産計上（簿価）に当たっては、補助金を除いた額（自己負担分）で計上することができます。

圧縮記帳を行う際の経理処理の例としては、借方に補助金額の「圧縮損」を計上することが一般的です。

〔仕訳例（本則課税適用者）〕（貸付開始が平成26年4月1日以降の場合）

購入価額（税抜き）10,000,000円、1/2補助（取得額（自己負担）：5,000,000円）の場合

（補助金受取時）借受者は、実際には補助金を現金として受け取りませんが、リース物件の中に補助金が含まれているため、補助金収入を計上する必要があります。

（借方）		（貸方）	
未収入金	5,400,000円	補助金収入	5,000,000円（補助金）
		未払金	400,000円（消費税保留分）
（リース物件取得時）			
リース物件	10,000,000円	未収入金	5,400,000円
仮払消費税	800,000円	未払金	5,400,000円（リース料の未払金）
（圧縮記帳時）			
圧縮損	5,000,000円	リース物件	5,000,000円
（補助金に係る消費税相当額の返還時）			
未払金	400,000円（消費税保留分）	現金	400,000円

2. 消費税法上の取扱い

借受者が消費税課税事業者で、かつ、簡易課税を選択していない場合（以下「本則課税」という。）の課税期間の消費税納付額の計算は、次式により行います。

$$\text{消費税納付額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れに係る消費税額}$$

リース物件借り受けの年（度）の所轄税務署に納付すべき消費税額の計算は、税制上、リース物件の補助金分を含む購入価額が「課税仕入れ」となり、課税仕入れに係る消費税額（機構が負担した補助金に係る消費税等相当額（以下「補助金消費税相当額」という。）を含む。）が仕入税額控除の対象となります。

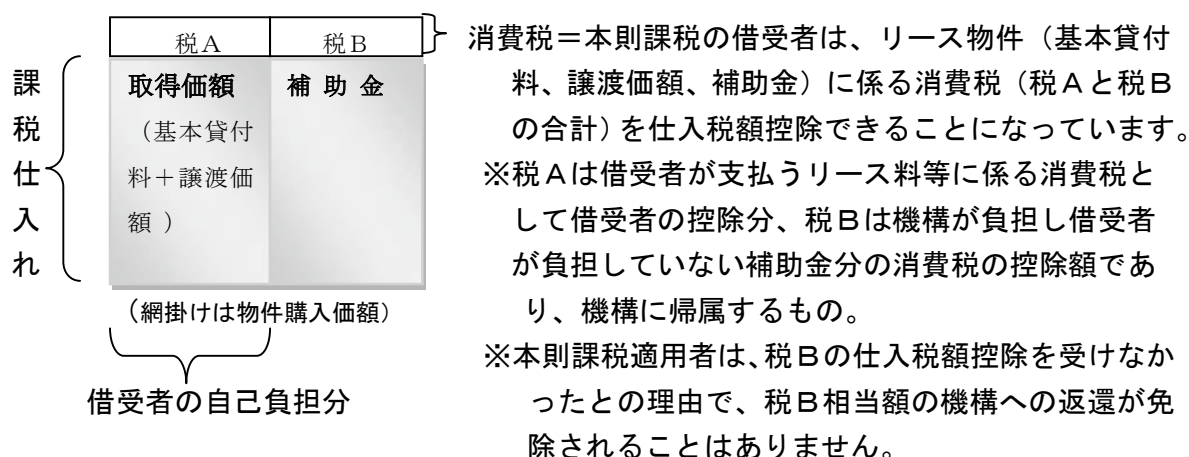
このため、本則課税が適用される借受者は、仕入税額控除を受けるうちの補助金消費税相当額を機構に返還する必要があるが生じます。

なお、リース物件自体の仕入税額控除の権利を有しない簡易課税制度を選択した課税事業者又は免税事業者は、その返還が免除されます。

このように、返還していただく補助金消費税相当額は、本則課税の借受者が仕入税額控除（又は還付）を受ける額であり、返還する借受者の負担となるものではありません。

本則課税の方の消費税の取扱いと返還が必要な理由等は、以下のとおりです。

【補助付きリース物件の課税仕入れと消費税のイメージ】



【補助金消費税相当額を返還しなければならない理由】

(1) 通常の補助事業にあつては、補助対象者が本則課税適用の場合、仕入税額控除を受ける消費税相当額は補助対象とはならないため、補助金の額は消費税相当額を補助金から減額して交付されています。

しかし、機構のリース事業の場合は、機構が販売業者等に補助金を含むリース物件の購入代金を、補助金消費税相当額を減額して支払うことができません。

また、本則課税の借受者は、税制上、補助金を含めた額に係る消費税を仕入税額控除できること等から、機構に返還しないと会計検査院の指導を受けることとなります。

(2) 本則課税の借受者は、リース物件に係る消費税（税Aと税Bの合計）の仕入税額控除を受けることができますが、このうち補助金分に係る消費税（税B）は、機構が負担したものであるため仕入税額控除の額は機構に帰属します。

(3) このため、リース事業の適正な実施の確保の観点から、機構は、本則課税の借受者から補助付きリース事業に係る補助金消費税相当額を、第1回貸付料等の納付の際に機構に返還していただくことにしています。

したがって、本則課税の借受者は、消費税確定申告に当たってはこの返還に対応するため、税制に基づき、補助付きリース物件に係る自己負担部分だけでなく、必ず補助金部分を含めた「全体の価額」を課税仕入れとして計算してください。

(4) 本則課税の借受者が消費税の申告に当たり、自己負担部分についてのみ課税仕入れとして計算し、補助金を除いて処理した場合（リース料のみを計上した場合を含む。）であっても、補助金消費税相当額を機構に返還する義務は生じます。なお、この場合、返還額は自己負担になってしまいますのでご注意ください。

【補助金消費税相当額の返還手順】

平成25年4月1日以降、補助付きリース事業の貸付契約を締結したリース物件について、本則課税の借受者の補助金消費税相当額の機構への返還、又は簡易課税制度選択者及び免税事業者の返還免除手続きは、実施要領に基づき、次のような手順により行います。

(1) 機構は、リース物件の貸付を受けた借受者（個人、法人）全員に対し、貸付決定の際に補助金消費税相当額を明示した「貸付契約書」に追加して「消費税等課税に関する申立書」（以下「申立書」という。）を送付します。

(2) 課税事業者で簡易課税制度を選択している者、又は免税事業者は、リース物件そのものの仕入税額控除を受ける権利を有しないため、返還が免除されます。

当該借受者は、検収の日までに申立書に証明資料（写しで可）を添え、検収実施者を經由して機構に提出します。

申立書に添える証明資料は、免税事業者は貸付を受けた年の前々年の「（個人の場合は）所得税青色申告書」、「（法人の場合は）法人税確定申告書」で、この証明資料は、補助事業実施要綱に基づき振興機構に提出する免税事業者の証明書類としても使用します。

簡易課税制度選択者（個人、法人）は、税務署に提出した消費税簡易課税制度選択届出。

本則課税の借受者は、この申立書の提出は必要ありません。

(3) 本則課税の借受者は、当該リース物件の第1回貸付料等の納付の際に、補助金消費税相当額を併せて納付していただきます。

(4) 借受者が課税事業者（本則課税適用者又は簡易課税制度選択者）の場合、補助事業実施要綱に基づき、貸付開始の年（度）の消費税確定申告書の写しを振興機構に提出することとなっていますので、確定申告後速やかに機構に提出していただきます。

① 本則課税適用者＝税務署の收受印等のある消費税確定申告書（一般用）

② 簡易課税制度選択者＝税務署の收受印等のある消費税確定申告書（簡易課税用）

○補助付きリース物件の補助金に係る消費税相当額の返還について

※本稿で説明する消費税率（8%）は、平成26年4月1日以降に検収を完了し、貸付開始される物件から適用されます。

通常リース

※課税仕入れできる消費税額と機構に支払う消費税額が同額のため、返還なし。

基本貸付料、譲渡価額の合計額 a
 消費税納付額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れに係る消費税額

$$\left[\begin{array}{l} \text{機構に支払う} \\ \text{消費税額 (A)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{仕入税控除となる} \\ \text{消費税額 (B)} \end{array} \right]$$

$A (a \times 8\%)$
a (基本貸付料、譲渡価額の合計額)

 $=$

$B (a \times 8\%)$
a (基本貸付料、譲渡価額の合計額)

$$(A) = (B)$$

補助付きリース

※補助金に係る消費税相当額が、借受者側で仕入税額控除を受けるため、機構に返還。

基本貸付料、譲渡価額の合計額 a
 補助金額 a'
 消費税納付額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れに係る消費税額

$$\left[\begin{array}{l} \text{機構に支払う} \\ \text{消費税額 (A)} \end{array} \right] < \left[\begin{array}{l} \text{仕入税額控除となる} \\ \text{消費税額 (B)} \end{array} \right]$$

$A ; a \times 8\%$	
a (基本貸付料、譲渡価額の合計額)	a' (補助金)

 $<$

$B ; (a+a') \times 8\%$	
a (基本貸付料、譲渡価額の合計額)	a' (補助金)

$$(B) - (A) = a' \times 8\%$$

$$\text{補助金に係る消費税相当額} = a' (\text{補助金}) \times 8\%$$

[事例：1/2 補助付きリース)

リース物件の購入価額（税抜） 10,000 千円
 リース期間 7 年（年 1 回払い。但し、初回及び最終回の支払額は基本貸付料の 1/3 及び 2/3）
 補助金（1/2 補助） 5,000 千円
 基本貸付料、譲渡価額の合計額 5,000 千円
 リース料の支払額 各回の支払額は下表のとおり

機構へのリース料の支払額 (千円)

区 分	1 回目	2 "	3 "	4 "	5 "	6 "	7 "	8 "	譲渡代金	計
基本貸付料	214	643	643	643	643	643	643	428	500	5,000
消費税	17	51	51	51	51	51	51	34	40	400
計	241	694	694	694	694	694	694	462	540	5,400

※ 譲渡代金は、譲渡価額と譲渡価額に係る消費税を加えた額を指します。

∴ 機構に支払う消費税額 = 400 千円・・・(A)

(1) リース物件を借り受けた年（度）の課税仕入れに係る消費税額

(5,000 千円(基本貸付料、譲渡価額の合計額) + 5,000 千円(補助金)) × 8% (消費税率)
 = 800 千円・・・(B)

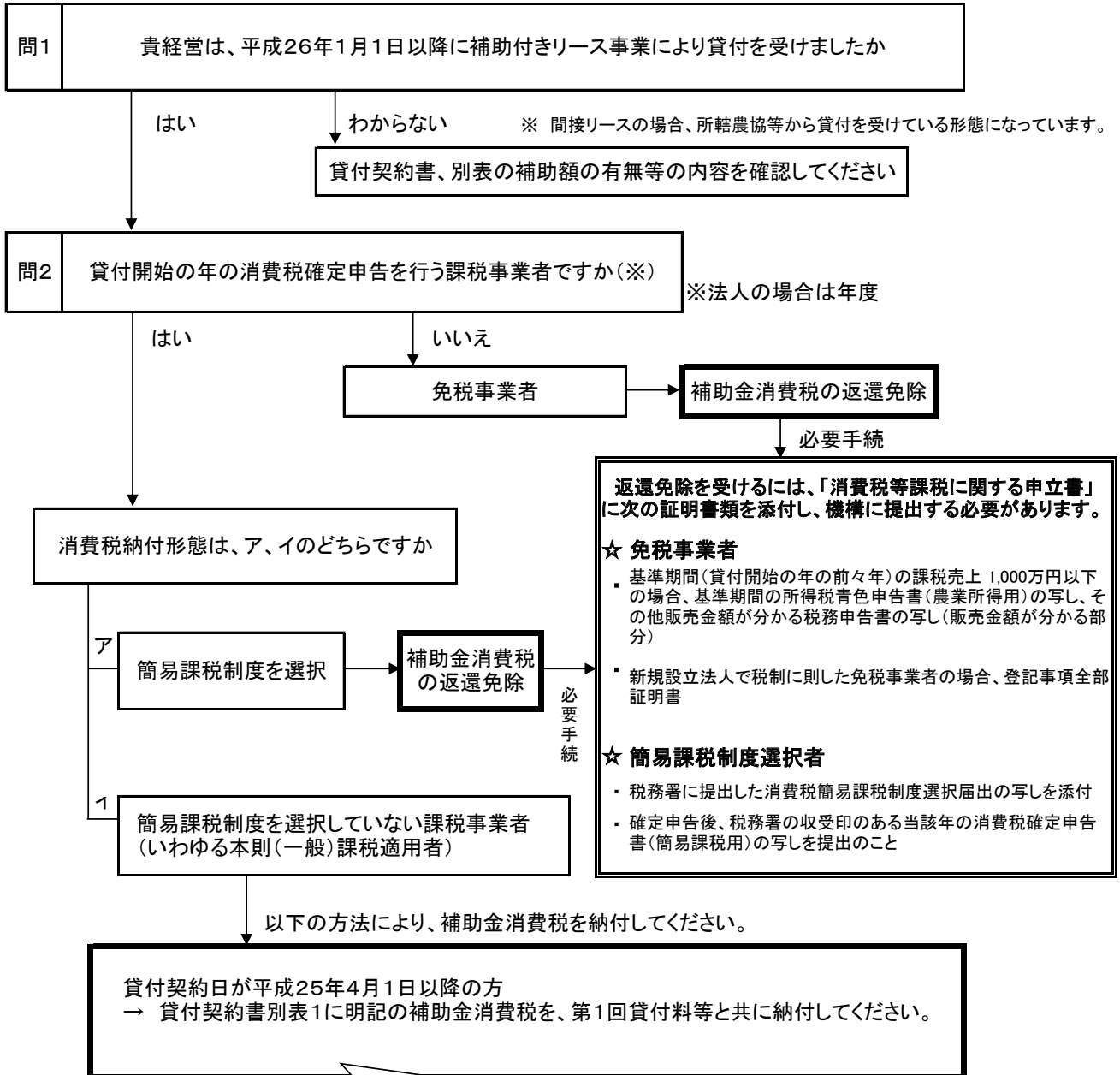
(2) 補助金に係る消費税相当額（機構に返還すべき額）

(B) - (A) = 800 千円 - 400 千円 = 400 千円

(参考)

補助金に係る消費税等相当額の返還要否判断票（平成26年度版）

- ・貴経営が、補助金に係る消費税等相当額(以下「補助金消費税」という。)を返還する必要があるか否かは、次の問いにより判断してください。
- ・本票は、貸付契約日が平成25年4月1日以降の場合を主体に説明しています。
- ・補助金消費税の納付が必要な場合、第1回貸付料納入時に、貸付料等に加え返還していただきます。



- ・ 機構に納付する額は、当該補助付きリース物件の仕入税額控除を受ける消費税等相当額であり、返還者の負担となるものではありません。
- ・ 消費税確定申告書作成の際には、必ず補助金を含めたリース物件の購入価額に係る消費税等相当額の仕入税額控除を受けてください。
- ・ 消費税確定申告後、税務署の收受印等のある消費税確定申告書(一般用、簡易課税用)の写しを提出していただきます。

III 參考資料

畜産高度化支援リース事業実施要綱

[平成22年4月23日付け22農畜機第389号]

- 一部改正 平成22年4月23日付け22農畜機第448号
- 一部改正 平成22年4月30日付け22農畜機第549号
- 一部改正 平成22年5月21日付け22農畜機第873号
- 一部改正 平成22年6月15日付け22農畜機第1275号
- 一部改正 平成22年6月29日付け22農畜機第1507号
- 一部改正 平成22年8月6日付け22農畜機第2088号
- 一部改正 平成22年9月16日付け22農畜機第2660号
- 一部改正 平成22年9月30日付け22農畜機第2766号
- 一部改正 平成24年3月21日付け23農畜機第4460号
- 一部改正 平成25年3月22日付け24農畜機第5194号
- 一部改正 平成26年3月24日付け25農畜機第5348号

近年における畜産経営をめぐる情勢は、景気の低迷や配合飼料価格の高止まり等から依然として厳しい状況下にあり、畜産経営の生産性向上や、食肉、生乳の流通体制の整備の推進による畜産物の生産及び流通の効率化、合理化及び畜産業の一層の高度化を図ることが重要となっている。

さらに、畜産環境対策においては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、今後とも維持、継続の必要があるほか、生産された堆肥については、耕畜連携の下、その利用促進が求められている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、これらの課題に対応する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって事業の効率的な体制を整備し、畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な施設等の導入を支援することにより、我が国畜産の安定的発展に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付15農畜機第48号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般財団法人畜産環境整備機構（以下「環境

機構」という。)とする。

第2 事業の内容等

この事業は、環境機構が、畜産経営の環境対策、食肉及び生乳の流通の合理化、堆肥の利活用の推進並びに畜産経営の生産性向上のために必要な施設機械（以下「施設等」という。）をリース方式により貸し付けるのに必要とする資金に充てるため、畜産高度化支援リース基金（以下「高度化リース基金」という。）を造成する事業とし、事業の内容は1の（1）から（5）のとおりとする。

1 リース事業の内容

（1）畜産環境整備リース事業

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して、畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。

（2）食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して、必要な施設等を貸し付ける。

（3）生乳流通効率化支援リース事業

生乳等の流通の効率化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して、必要な施設等を貸し付ける。

（4）堆肥保管施設整備リース事業

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して、耕種農家が利用するための堆肥を一時的に保管するのに必要な堆肥保管庫等を貸し付けるとともに、リース料のうち、当該施設等の購入費分の2分の1以内に相当する金額を助成する。

（5）畜産経営生産性向上支援リース事業

畜産経営の生産性向上を図るため、畜産農家等に対して、必要な施設等を貸し付けるとともに、リース料のうち、当該施設等の購入費分の3分の1以内に相当する金額を助成する。

2 貸付けの対象となる施設の範囲及び借受者の範囲等

（1）畜産環境整備リース事業

ア 貸付けの対象となる施設等（以下「貸付施設等」という。）の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

（ア）家畜ふん尿の乾燥処理施設等

（イ）家畜ふん尿の発酵処理施設等

- (ウ) 家畜ふん尿の浄化・液肥化処理施設等
- (エ) 家畜ふん尿の運搬施設等
- (オ) 飼料の生産、給与、貯蔵等施設等
- (カ) 家畜の飼養管理等施設等
- (キ) その他畜産経営の健全な発展を図るために特に必要なものとして、環境機構が別に定める施設等（以下「特認施設等」という。）

イ 借受者の範囲等

(ア) 貸付けの対象となる者（以下「借受者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

a 団体等

- (a) 農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。
- (b) コントラクター（飼料生産受託組織）、TMRセンター（完全混合飼料の飼料生産組織）を営む者及びその他の飼料生産組織（以下「コントラクター等」という。）並びに堆肥センター

b 末端借受者

畜産経営を営む農業者又はこれを含む2戸以上の農業者が構成する集団及びこれらに類するものとして、環境機構が別に定めるもの。

(イ) (ア) の a の (b) のコントラクター等にあつては、次の要件を満たすものとする。

a 次の (a) から (i) までのいずれかの組織形態のコントラクター等であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。

- (a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (b) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (c) 土地改良区
- (d) 農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (e) 農事組合法人以外の農業生産法人
- (f) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。）
- (g) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの

- (h) 農業（畜産業を含む。以下、この項に同じ。）を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 575 条第 1 項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次の i から iii までのすべての要件に適合するもの
 - i 農業を主たる事業として営んでいること
 - ii 株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること
 - iii 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること
- (i) 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次の i から iii までのすべての要件に適合するもの
 - i 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
 - ii 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること
 - (i) 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
 - (ii) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること
 - (iii) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
 - (iv) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
 - (v) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
 - iii (d)、(e) 又は (h) に掲げる法人となることが見込まれる組織であること
- b 経営の高度化を図る組織として、次の (a) から (c) までのいずれかを満たす組織であること
 - (a) 平成 28 年度までに経営の法人化を図ることが平成 26 年度末までに開催される総会の議決等により确实と見込まれるもの
 - (b) 平成 28 年度までに飼料生産受託面積（国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）別表の 1 の（1）から（6）までに定める作

業を受託する面積（自ら飼料を販売している組織にあつては飼料生産作業面積）をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。）を平成 24 年度又は平成 22 年度から平成 24 年度の 3 か年の平均と比較して、北海道はおおむね 40ha、都府県はおおむね 20ha（中山間地域にあつては、北海道はおおむね 20ha、都府県はおおむね 10ha）以上拡大することが平成 26 年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の i から viii までのいずれかに該当する地域をいう。

- i 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づく特定農山村地域
- ii 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- iii 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- iv 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- v 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- vi 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 項第 1 号に規定する沖縄
- vii 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島
- viii 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島

(c) その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が (b) に掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、環境機構が適当と認めたもの

(ウ) (ア) の a の (b) の堆肥センターにあつては、次の a から k までのいずれかの組織形態であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が 3 戸以上で構成されるものとする。

- a 農業協同組合連合会
- b 農業協同組合

- c 公社（地方公共団体が出資している法人をいう）
- d 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- e 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
- f その他農業者の組織する団体（代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、団体を構成する農業者に畜産経営を営む者が含まれるものとする。）
- g P F I 事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づいて選定された民間事業者）
- h 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体
- i 第 3 セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した法人）
- j 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に基づいて設立された法人）
- k その他都道府県知事が畜産経営に係る環境対策に資するものと判断し、環境機構が適当と認めたもの

(エ) 貸付施設等が家畜ふん尿の処理等を行う施設等である場合は、末端借受者の営む畜産経営において、家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用の観点から、早急に環境整備が必要であると認められるものとする。

(オ) 貸付施設等が飼料の生産、給与、貯蔵等施設等又は特認施設等である場合の末端借受者は、次に掲げるとおりとする。

- a 当該借受者の営む畜産経営について、飼料の生産又は利用の合理化その他飼養環境の改善の緊急性が高いと認められるもの
- b 酪農又は肉用牛経営を営む者である場合は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 4 第 1 項に基づく市町村計画を作成している市町村内において乳用牛又は肉用牛を飼養しているもの及び都道府県からの申出に基づき環境機構が認めたもの

ウ 再貸付け

団体等は、末端借受者に対し、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。

(2) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

ア 貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

- (ア) 食肉（食肉を利用した惣菜を含む。）の加工及び販売を行うのに必要な機械等
- (イ) 畜産副産物の処理を行うのに必要な機械等
- (ウ) 食肉の処理（と畜解体から部分肉処理加工等をいう。以下同じ。）を行うのに必要な、次に掲げるいずれかの要件を満たす機械等
 - a 新たに貸付施設等を整備するもの
 - b 牛海綿状脳症（BSE）その他の疾病対策等衛生水準の高度化を図るためのもの
 - c 一層の合理化・需要拡大に資する新規モデル性のあるもの
 - d CO₂削減等環境対策に資するもの

イ 借受者の範囲

- (ア) アの（ア）及び（イ）の貸付施設等
 - a 借受者は、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）。
 - (b) 食肉販売事業協をもって組織する事業協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）。
 - (c) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの。
 - (d) 一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」という。）。
 - (e) 公益社団法人日本食肉市場卸売協会（以下「市場協会」という。）。
 - b 再借受者
 - (a) aの（a）にあつては、次に掲げる要件をすべて満たす食肉販売業者（以下「組合員」とする。）とする。
 - i 食肉販売事業協の組合員であること。
 - ii 資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないものであること。
 - iii 機械・装置の貸付けの必要性が高く、かつ、機械・装置を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

(b) aの(b)にあつては、次に掲げる者とする。

- i 食肉販売事業協
- ii 組合員

(c) aの(d)及び(e)にあつては、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- i 副産物協会についてはその会員であること。
- ii 市場協会についてはその会員であること。
- iii 資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないものであること。
- iv 機械・装置の貸付けの必要性が高く、かつ、機械・装置を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

c 再々借受者

bの(b)のiにあつては組合員とする。

(イ) アの(ウ)の貸付施設等

a 借受者は、次に掲げるとおりとする。

(a) 都道府県の全部若しくは一部の区域をその地区とする農業協同組合連合会又は事業を実施する都道府県に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会。

(b) 独立行政法人及び地方公共団体を除く法人であつて、次に掲げる要件を満たすもの。

- i 当該食肉処理場が食肉の処理を一貫して行うもので、かつ、国又は機構の補助事業によりその施設の整備が行われていること。
- ii 当該食肉処理場がi以外の食肉処理場である場合にあつては、管理主体である法人が次に掲げる要件をすべて満たすもの(以下「管理法人」という。)

(i) 資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないものであること。

(ii) 食肉の衛生管理の向上に必要な施設等の整備を行うものであること。

(c) 公益財団法人日本食肉生産技術開発センター

b 再借受者

aの(a)及び(c)にあつては、管理法人とする。

(3) 生乳流通効率化支援リース事業

ア 貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

ただし、いずれの貸付施設等は、集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。

- (ア) ミルクタンクローリー（殺菌した生乳の輸送に対応可能なもの等を含む。）
- (イ) 貯乳冷却施設
- (ウ) オートサンプラ
- (エ) 滅菌貯乳施設（短期的な生乳の需給調整のために使用されるものに限る。）
- (オ) 情報通信機器（生乳の集送乳に使用するものに限る。）
- (カ) 保冷車（牛乳の輸送に使用されるものに限る。）
- (キ) 冷蔵機能付き輸送車（牛乳の輸送に使用されるものに限る。）
- (ク) 宅配専用車
- (ケ) 経営管理機器
- (コ) 販売機器（自動販売機及びショーケースに限る。）

イ 借受者の範囲等

借受者は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会等
- (イ) 乳業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合
- (ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの
- (エ) 一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの
- (オ) 牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第8号に規定する商工組合
- (カ) その他牛乳の流通に関する団体であって、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要であると認めるもの

ウ 再貸付け

- (ア) イの（ア）から（エ）の直接又は間接の構成員が、当該施設の運営

を直接行う場合は、これらの構成員

(イ) イの(オ) から(カ) を構成する牛乳販売店

(4) 堆肥保管施設整備リース事業

ア 貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

ただし、(イ) から(エ) までに掲げる貸付施設等については、(ア) に掲げる貸付施設等と一体的に利用するものとして借り受ける場合に限り、貸付けの対象にするものとする。

(ア) 堆肥の保管のための施設等

(イ) 堆肥の調整のための施設等

(ウ) 堆肥の散布のための施設等

(エ) 堆肥の運搬のための施設等

イ 借受者の範囲等

(ア) 借受者は、次に掲げるとおりとする。

a 団体等

(a) 農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。

(b) (1) のイの(ウ) に規定する堆肥センター

b 末端借受者

畜産経営を営む農業者又はこれを含む2戸以上の農業者が構成する集団及びこれらに類するものとして、環境機構が別に定めるもの。

(イ) 末端借受者は、環境機構が別に定めるところにより、貸付施設等の利用について、堆肥の利用先との間に、堆肥の調整・保管の年間延べ日数、堆肥の仕向量、貸付施設等の保管設置場所等に関する規約を締結するものとする。

(ウ) 末端借受者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。

(エ) 末端借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

a 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知) で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する数量契約 (以下

「数量契約」という。)の締結について、平成25年度において数量契約を締結し、引き続き平成26年度において数量契約を締結していること。

- b 新たに平成26年度から数量契約を締結していること。
- c 平成25年度及び平成26年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。
- d 平成25年度において数量契約を締結し、平成26年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

ウ 再貸付け

団体等は、末端借受者に対し、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。

(5) 畜産経営生産性向上支援リース事業

ア 貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付対象施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

また、原則として、1末端借受者(ウの(ア)のbの末端借受者をいう。)当たり1種類の貸付施設等を限度額の範囲内で貸付けるものとする。

なお、1末端借受者当たり複数の種類の貸付対象施設等を貸付けようとする場合及び(ア)に掲げる乗用作業機械を貸付けようとする場合にあっては、末端借受者が属する都道府県知事が必要と認める場合に限り、これを行うことができるものとする。

- (ア) 生産効率向上に資するもの(通風装置、飼料攪拌機、細霧装置、乳質改善機械装置、発情分娩管理装置、乗用作業機械)
- (イ) 労働力削減に資するもの(自動哺育機、自動給餌機、自動搾乳装置、集卵装置、汚卵洗浄機)
- (ウ) 飼料費削減等に資するもの(飼料収穫機、飼料梱包機、飼料反転・集草機、飼料積込機、飼料貯蔵施設、エコフィード給餌装置、飼料米利用に必要な機械)
- (エ) 口蹄疫の発生に伴う畜産経営への影響軽減に資するもの(簡易畜舎(ただし、建築確認を要しないものであって、口蹄疫に伴い搬出制限が行われた区域内の大家畜・養豚経営が借り受ける場合並びに宮崎県、鹿児島県及び熊本県内の大家畜・養豚経営であって、繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用又は肥育利用に借り受ける場合に限る。)、カーフハッチ(ただし、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎

県、鹿児島県及び沖縄県内の酪農経営が借受者になるものに限る。))

イ 限度額

限度額は、1 末端借受者当たり30,000千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）とする。

ただし、アの（ア）のうち、乗用作業機械については、1 末端借受者当たり10,000千円（消費税等を含む。）とする。

ウ 借受者の範囲等

（ア）借受者は、次に掲げるとおりとする。

a 団体等

農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。

b 末端借受者

（a）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者

（b）「畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について」（平成18年7月26日付18生畜第1014号農林水産省生産局畜産部長通知）に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定（特認）基準において都道府県知事が特に認めた者

（c）（a）又は（b）を含む2戸以上の農業者が構成する集団及びこれに類するものとして、環境機構が別に定めるもの。

（イ）末端借受者は、農業環境規範に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。

（ウ）末端借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

a 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、数量契約に関し、平成21年度及び平成22年度に数量契約を締結していること。

b 新たに平成22年度から数量契約を締結していること。

c 平成21年度及び平成22年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。

d 平成21年度において数量契約を締結し、平成22年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

エ 再貸付け

団体等は、末端借受者に対し、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。

3 貸付期間

貸付施設等の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）を基準として環境機構が別に定めるものとする。

4 貸付期間終了後の貸付施設等の譲渡

環境機構は、貸付期間が終了したとき、貸付施設等を借受者に対し、環境機構が別に定める額（以下「譲渡額」という。）に、当該譲渡額に5パーセントを乗じて得た消費税等に相当する額を加えた額で譲渡するものとする。

5 貸付料の基準

貸付料の年額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額を基本として、環境機構が別に定めるものとする。

(1) 基本貸付料

貸付施設等の購入価額（当該貸付施設等の取得に係る支払対価の額から消費税額を控除して得た額。以下同じ。）から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額。

ただし、第2の2の(4)のアの(ア)の貸付施設等については、貸付施設等の購入価額から補助額を控除して得た額から、環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とし、同(イ)から(エ)の貸付施設等については、貸付施設等の購入価額に2分の1を乗じて得た額から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を、当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とする。また、第2の1の(5)の事業においては、貸付施設等の購入価額に3分の2を乗じて得た額から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を、当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とする。

(2) 附加貸付料

環境機構が別に定める額とする。

ただし、環境機構は、附加貸付料を定めるに当たっては、事業の実施状況を踏まえ、極力、低廉な額に設定するよう努めるものとする。

(3) 消費税等相当額

基本貸付料の額に5パーセントを乗じて得た額

第3 基金の造成及び管理運用

- 1 環境機構は、高度化リース基金を機構からの補助金及び家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱（平成20年3月31日付19農畜機第4919号）第2のリース基金、畜産経営生産性向上支援リース事業実施要綱（平成20年3月12日付19農畜機第4597号）第2のリース基金、畜産環境整備リース事業実施要綱（平成17年8月5日付17農畜機第1889号）第2のリース基金、食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要綱（平成15年10月1日付15農畜機第48号）第2の

リース基金、生乳流通効率化支援リース事業実施要綱（平成15年10月1日付15農畜機第48号）第2のリース基金及び畜産環境緊急特別対策事業実施要綱（平成17年8月5日付17農畜機第1889号）第2のIの6の（1）の（イ）により強制発酵処理機械・装置等の家畜ふん尿処理機械・装置等に関する貸付（以下「旧貸付」という。）に係る基本貸付料、附加貸付料、譲渡額及び運用益をもって設けることとする。

- 2 環境機構は、リース事業の実施により、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額を得たとき及び高度化リース基金の運用による果実（以下「運用益」という。）を得たときは、当該額を高度化リース基金に繰り入れるものとする。
- 3 環境機構は、高度化リース基金を他の勘定と区分して経理するものとする。また、その際、高度化リース基金において、第2の1の（1）から（3）、（4）、（5）及び旧貸付に係る経理について、それぞれ区分して管理するものとする。
- 4 環境機構は、第2の1の（1）から（3）及び（5）のリース事業並びに旧貸付については、機構からの補助金、基本貸付料、譲渡額及び運用益（5の（2）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）について、理事長の指示があった場合は、当該指示のあったリース事業の会計へ当該指示のあった額を繰り入れるものとする。
- 5 環境機構は、次に掲げる場合を除き、高度化リース基金を取り崩してはならないものとする。
 - （1）リース事業の実施に必要な貸付施設等を取得する経費に充てる場合
リース事業毎に、次に掲げるものを原資として支出するものとする。
 - ア 第2の1の（1）から（3）のリース事業
機構からの補助金、基本貸付料、譲渡額及び運用益（（2）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）
 - イ 第2の1の（4）のリース事業
 - （ア）機構からの補助金
 - （イ）第2の1の（4）のリース事業に係る基本貸付料、譲渡額及び運用益（（2）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）のうち、理事長の指示のあった額
 - （ウ）4の理事長の指示に基づき、第2の（4）のリース事業の会計に繰入れた金額のうち、理事長の指示のあった額
 - （2）リース事業の管理、運営及び調査・情報収集などリース事業の実施に必要な経費に充てる場合
なお、当該経費は、附加貸付料として得た額（当該額で不足が見込まれる場合には、さらに運用益の額を加えた額をいう。）を限度として理事長

の承認を受けて支出できるものとする。

(3) 次に掲げる金額を機構に返還する場合

ア 事業実施期間終了後、高度化リース基金に残額が生じた場合において、理事長が返還指示する金額

イ 事業実施期間中であっても、高度化リース基金に残額が生じることが見込まれる場合において、理事長が返還を指示する金額

ウ 第2の1の(4)、(5)のリース事業及び旧貸付において、基本貸付料、譲渡額及び運用益((2)により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額)を得た場合の当該金額

ただし、理事長が(1)に基づき指示した金額を除くものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

環境機構は、この事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業実施計画の作成

畜環機構は、事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第1号の畜産高度化支援リース事業実施計画承認申請書を理事長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、次に掲げる変更をする場合も同様とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 基金負担の増加を伴う事業費の増

3 事業の委託

環境機構は、事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、第2の1の(1)から(4)の事業にあつては、その貸付決定の期間を平成26年度までとし、第2の1の(5)の事業にあつては、その貸付決定の期間を平成22年度までとする。

第5 事業の推進指導等

- 1 環境機構は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との

連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、環境機構が第2の規定に基づき高度化リース基金の造成を行うのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請等

環境機構は、基金造成のために補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の畜産高度化支援リース事業補助金交付申請書及び概算払請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

環境機構は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の畜産高度化支援リース事業補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

第8 基金の管理状況報告等

1 補助金の実績報告

環境機構は、機構からの補助金を高度化リース基金に入金管理した日から起算して1カ月を経過した日までに、別紙様式第4号の畜産高度化支援リース事業基金造成実績報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

2 事業の実績報告

環境機構は、事業を実施した年度の翌年度の4月20日までに別紙様式第5号の畜産高度化支援リース事業実績報告書を作成の上、理事長に報告するものとする。

3 基金の管理状況報告

環境機構は、毎年度、当該年度の基金管理状況を取りまとめ、翌年度の4月30日（基金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して1カ月以

内)までに、別紙様式第6号の畜産高度化支援リース事業基金管理状況報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 環境機構は、機構に対して第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、第3の6の規定に基づき高度化リース基金を取り崩して充てることができる経費(以下「事業経費」という。)に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 環境機構は、第8の2に係る事業実績を報告するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを当該事業実績報告額から減額して報告するものとする。

ただし、報告時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 環境機構は、2のただし書により第8の2に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第7号の畜産高度化支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を、高度化リース基金に返戻しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第8の2に係る事業実績報告書を提出した日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

4 環境機構は、高度化リース基金を閉鎖した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第8号の畜産高度化支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書(基金閉鎖後)を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場

合又はない場合であっても、その状況等について、基金を閉鎖した日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 運営状況の報告

借受者は、第2の1の(4)の事業のうち、「畜産振興事業の実施について」の4の(1)で採択された施設にあっては、設置した年度の翌年度から3年間は、毎年度、別紙様式9号の畜産高度化支援リース事業運営状況報告書を作成し、環境機構に報告するものとする。

環境機構は、提出された運営状況報告書を取りまとめの上、6月30日までに理事長に提出するものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

1 環境機構は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、環境機構に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は理事長が別に定める日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この要綱の制定に伴い、畜産経営生産性向上支援リース事業実施要綱（平成20年3月12日付19農畜機第4597号。以下「生産性リース要綱」という。）、畜産環境整備リース事業実施要綱（平成17年8月5日付17農畜機第1889号。以下「環境整備リース要綱」という。）、食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要綱（平成15年10月1日付15農畜機第48号。以下「食肉リース要綱」という。）及び生乳流通効率化支援リース事業実施要綱（平成15年10月1日付15農畜機第48号。以下「生乳リース要綱」という。）は

廃止する。

- 3 改正前の家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱（平成20年3月31日付19農畜機第4919号）第2の1の事業の規定及び利活用要綱、生産性リース要綱、環境整備リース要綱、食肉リース要綱及び生乳リース要綱の規定に基づく貸付に係る業務については、本事業による業務とみなす。
- 4 この要綱第2の2の（5）のアの（エ）の規定のうち宮崎県に係るものについては平成22年12月31日をもって失効し、宮崎県に係るもの以外のものについては平成22年10月31日をもって失効するものとする。

附 則（平成22年4月23日付け22農畜機第448号）

- 1 この要綱の改正は、平成22年4月23日から施行する。
- 2 この要綱第2の2の（5）のアの（エ）の事業に係る規定については、この要綱による改正前の要綱の附則（平成22年4月23日付け22農畜機第389号）1の理事長が別に定める日を平成22年4月23日とする。
- 3 この要綱第2の2の（1）、（4）及び（5）（ただし、アの（エ）を除く）の事業に係る規定については、附則（平成22年4月23日付け22農畜機第389号）1の理事長が別に定める日を平成22年5月25日とする。
- 4 この要綱第2の2の（2）の事業に係る規定については、附則（平成22年4月23日付け22農畜機第389号）1の理事長が別に定める日を平成22年6月29日とする。
- 5 この要綱第2の2の（3）の事業に係る規定については、附則（平成22年4月23日付け22農畜機第389号）1の理事長が別に定める日を平成22年9月16日とする。

附 則（平成22年4月30日付け22農畜機第549号）

この要綱の改正は、平成22年4月30日から施行する。

附 則（平成22年5月21日付け22農畜機第873号）

この要綱の改正は、平成22年5月21日から施行する。

附 則（平成22年5月25日付け22農畜機第936号）

この要綱の改正は、平成22年5月25日から施行する。

附 則（平成22年6月15日付け22農畜機第1275号）

この要綱の改正は、平成22年6月15日から施行する。

附 則（平成22年6月29日付け22農畜機第1507号）

この要綱の改正は、平成22年6月29日から施行する。

附 則（平成22年8月6日付け22農畜機第2088号）

この要綱の改正は、平成22年8月6日から施行する。

附 則（平成22年9月16日付け22農畜機第2660号）

この要綱の改正は、平成22年9月16日から施行する。

附 則（平成22年9月30日付け22農畜機第2766号）

この要綱の改正は、平成22年9月30日から施行する。

附 則（平成24年3月21日付け23農畜機第4460号）

この要綱の改正は、平成24年3月21日から施行する。

附 則（平成25年3月22日付け24農畜機第5194号）

1 この要綱の改正は、平成24年3月22日から施行する。

2 この要綱による改正後の第9の規定については、第2の1の（1）から（4）に規定する平成25年度の事業の実施から適用する。

附 則（平成26年3月24日付け25農畜機第5348号）

1 この要綱の改正は、平成26年3月24日から施行する。

2 この要綱による改正後の第2及び第4の規定については、第2の1の（1）から（4）に規定する平成26年度の事業の実施から適用する。

別表

補助対象経費	補助率
畜環機構が高度化リース基金を造成するのに要する経費	定 額

以下、別紙様式第1号～第9号略

○畜産業振興事業の実施について（抜粋）

〔平成15年10月1日付け〕

〔15農畜機第48号〕

改正 平成16年4月1日付け15農畜機第3102号
平成16年12月21日付け16農畜機第3764号
平成17年4月1日付け16農畜機第5526号
平成18年4月1日付け18農畜機第1113号
平成18年8月1日付け18農畜機第1834号
平成19年4月1日付け19農畜機第172号
平成20年4月1日付け20農畜機第187号
平成20年7月1日付け20農畜機第1537号
平成21年1月27日付け20農畜機第4156号
平成21年4月1日付け21農畜機第298号
平成21年6月3日付け21農畜機第1198号
平成22年5月17日付け22農畜機第583号
平成23年5月25日付け23農畜機第737号
平成24年4月1日付け24農畜機第181号
平成24年4月27日付け24農畜機第513号
平成24年5月28日付け24農畜機第944号
平成25年3月19日付け24農畜機第5045号
平成25年8月22日付け25農畜機第2188号

1 事業実施主体

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から畜産業振興事業に係る補助金の交付を直接受ける者（以下「事業実施主体」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第2条に規定する団体等のうち、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が事業ごとに定める実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する者とする。

2 事業の実施期間

事業の実施期間は、単年度に完了することを原則とする。ただし、理事長が別に定める事業にあつては、理事長が当該事業ごとに定める期間を事業実施期間とする。

3 事業実施計画に係る手続

- (1) 事業実施計画に係る手続については、事業ごとの要綱によるものとし、都道府県知事及び農林水産省地方農政局長（北海道にあつては農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）又は農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）の関与については、畜産業振興事業の適正な実施について（平成15年10月1日付け15生畜第2905号生産局長通知。以下「適正実施通知」という。）によるものとする。
- (2) 事業の実施期間が、2のただし書きにより2年度以上にわたる事業にあつては、当該年度の事業実施計画と併せ全体事業実施計画を作成するものとする。

4 施設整備事業の採択基準

施設整備事業（別表第1に掲げる事業）の採択は、事業ごとの要綱によるもののほか、整備する施設ごとに費用対効果分析によって行うこととする。ただし、畜産高度化支援リース事業のうち堆肥調整・保管施設リース事業において総事業費が5,000万円を下回るもの及び器具・機材の整備等費用対効果分析により難しいものについては、コスト分析等によって行うこととする。

(1) 費用対効果分析による採択

ア 費用対効果分析による採択基準については、事業実施主体又は当該事業実施主体から補助又は貸付を受けて事業を実施する者（以下「事業実施主体等」という。）が、以下の算式により算出した投資効率が1を上回っていることとする。

ただし、理事長が特に必要と認めた場合については、この限りではない。

投資効率 = $\{(\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額}\} \div \text{総事業費}$

- ① 年総効果額は、評価対象事業（別表第2に掲げる事業）の年総効果額算出方法により算出された各効果額の総額とする。
- ② 各効果額並びに還元率、廃用損失額及び総事業費については、別紙1により算出し、別記様式第1号に記載して事業実施計画書に添付するものとする。

イ 事業採択後における事業費の増減に伴う事業実施計画の変更承認申請についても、変更後の計画に従い費用対効果分析を行い、投資効率が1を上回る場合に理事長は承認を行うものとする。

なお、事業実施計画の変更承認申請の必要のない事業実施計画の変更についても、投資効率が1を上回るよう措置するものとする。

(2) コスト分析等による採択

- ア コスト分析を行う事業に係る施設、器具、機材等については、別表第3の施設整備事業コスト分析基準の額又は水準を上回っていないこととする。なお、各事業の共通経費については、5の(1)のとおりとする。
- イ 事業の特殊性等によりアの基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画（畜産環境整備リース事業にあつては貸付申請書）に記載するものとする。

5 施設整備事業以外の事業の採択等の基準

(1) コスト分析等の実施

- ア 施設整備事業以外の事業（別表第4に掲げる事業）の採択は、コスト分析等により行うものとし、別表第5の施設整備事業以外の事業のコスト分析基準の額又は水準を上回っていないこととする。
- イ 事業の特殊性等によりアの基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画に記載するものとする。

(2) 目標設定の実施

次の事業内容のものについては、それぞれに達成すべき成果目標に係る具体的数値目標が設定されていることとする。

- ア 研修等の知識・技術の習得のための事業内容にあつては、参加者の習得度（試験等による習得度の把握）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。
- イ 普及・啓発のための事業内容にあつては、普及・啓発の事項についての事業参加者の認知度等（アンケートによる認知度の把握等）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。

6 事後評価の実施

(1) 事後評価の実施年（時期）

事後評価は4の(1)により採択された事業について、事業が完了した年度（複数年度に亘って実施される事業については、最終年度）の翌年度から起算して、3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）を経過したものを対象として実施する。

ただし、事業実施主体等からの申請により、畜産物の需給の大幅な変動等により事後評価を適切に行うことが困難なもの等、理事長が認めた場合にあつては、おおむね5年を経過した年度に実施することができるものと

する。

(2) 実績値による費用対効果分析

事業実施主体等は、4の(1)に準じて、別記様式第1号に(1)の評価を実施する年度の前年度の実績値により費用対効果分析を実施することとする。

(3) 事業実施計画の変更のあった場合の事後評価

事業採択後、事業実施計画が変更された場合には、変更後の計画と比較して評価を行うこととする。

(4) 投資効率乖離等の要因分析

事業採択時の投資効率と実績値による投資効率が20%以上乖離している事業又は実績値による投資効率が1以下の事業については、別記様式第1号の1の(3)に基づき、その要因について分析を行うこととする。

(5) 事後評価に係る報告

事業実施主体等は、事後評価の結果については別記様式第5号により当該事後評価を実施する年の6月30日までにそれぞれの事業の要綱に定める事業実施計画の承認申請の手順に準じて理事長に報告する。

(6) 事業の改善

ア 事業実施主体等は、事後評価の結果、投資効率が1以下の場合、当該都道府県の指導のもと、18の(1)の規定に準じて改善策を作成し、理事長に報告するものとする。

イ 機構は、事業実施主体等に対し、改善策を達成するための指導を行う。

7 事業実施主体による事業の評価

事業実施主体（養豚経営安定対策事業の事業実施主体及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の事業実施主体となった肥育事業者（以下「生産者型事業実施主体」という。）を除く。以下この項において同じ。）は、別表第4の事業を実施しようとする場合は、次により事業効果の評価を行うものとする。

(1) 評価計画の作成

事業実施主体は、別記様式第6号の事業効果に関する評価計画書を作成し、事業実施計画承認申請書又は補助金交付申請書に添付の上、理事長に提出するものとする。

なお、5の(2)の目標設定の対象とする事業内容を含む事業については、達成すべき成果目標に係る具体的目標数値を記入することとする。

(2) 評価実績の提出

事業実施主体は、実績報告書を提出するに当たっては、(1)に評価結果を記載した事業効果に関する評価実績書を添付の上、理事長に提出するも

のとする。

なお、目標設定の対象とする事業内容については、設定した数値目標に対する達成の程度について、事業実施主体が自ら評価を行うこととする。

8 環境と調和のとれた農業生産活動規範

別表第6の事業を実施する事業実施主体等は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

9 飼料自給率の向上

別表第7の事業を実施する事業実施主体等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知。）に基づき、飼料自給率の向上が図られるよう努めるものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

10 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

別表第8の事業を実施する事業実施主体等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、対象事業に参加しようとする畜産経営を営んでいる者又は畜産経営を営んでいる者を含む集団（組合等）に属する畜産経営を営んでいる者であって、配合飼料を利用し平成24年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成25年度において契約をしていることを確認するものとし、その取組内容は事業ごとの要綱又は事業実施主体が作成する要領に定めるものとする。

11 事業の適正な執行の確保

（1）第三者の意見の聴取

理事長は、畜産業振興事業の適正な執行を確保するため、事業の実施手続及び状況等について、理事長が別に定めるところにより、第三者（畜産業振興事業の関係者以外の者をいう。）の意見を聴取し、その意見を畜産業振興事業の運営に反映させるものとする。

（2）不正行為に対する是正措置等

- ア 理事長は、畜産業振興事業の事業実施主体等又は委託先その他の関連事業者（以下「事業実施者」という。）が畜産業振興事業の実施にあたって不正な行為をした場合には、当該事業実施者に対して当該不正行為に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるよう求めることができるものとする。この場合において、理事長が必要と認めるときは、事業実施主体を通じて行うことができるものとする。
- イ 事業実施者は、是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。この場合において、是正措置等が事業実施主体を通じて求められたときは、当該事業実施主体を通じてその報告を行うものとする。
- ウ 理事長は、報告のあった是正措置等の内容が畜産業振興事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業実施者に対し助言・指導を行うものとする。
- エ 理事長は、当該事業実施者に助言・指導をしてもなお、是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するための必要な勧告を行うものとする。
- オ 理事長は、当該事業実施者にアの是正措置等を求めた日から、十分な内容の是正措置等が講じられたと認めるまでの間において、当該事業実施者を畜産業振興事業の対象としないことができるものとする。

12 一般的事業実施基準及び留意事項

- (1) 補助事業費は、別添1の規定並びに当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致したものでなければならないものとする。
- (2) 事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施行を積極的に推進することとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施工を補助の対象とすることができ、又は当該直営施行に係る資材のみを補助の対象とすることができるものとする。
- (3) 自力若しくは他の補助によって実施中の事業又は既に完了した事業を畜産業振興事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。
- (4) 補助の対象とする共同利用機械施設は、新品、新築又は新設による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認める場合は、古品・古材若しくは間伐材の利用に係る事業又は増築、改築、併設若しくは合体の事業を補助の対象として積極的に推進するものとする。
- (5) 補助の対象とする共同利用機械施設は、原則として耐用年数がおおむね

5年以上のものとする。

- (6) 飼料基盤の整備に係る用地の買収又は賃借に関する費用及び補償費は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるものとし、共同利用施設に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費は、補助の対象としないものとする。
- (7) 牧草及び飼料作物の種子は、原則として都道府県の定める品種で、かつ、品種証明を受けたものに限り補助の対象とする。
- (8) 個人施設若しくは目的外使用のおそれの多いもの又は事業効果の少ないものは、補助の対象としないものとする。
- (9) 補助事業は、厳正適格な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。
- (10) 別添1の2の工事雑費の用途については、別添1の3により用途を明確にしておくものとする。
- (11) 事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管するものとする。
- (12) 施設整備の補助に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて、契約の手續等の一層の公正性、透明性等が図られるよう下記事項に留意するものとする。

- ア 契約者の選定については、その公正性が確保されるよう、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定める等の措置を図ること。
- イ 契約に際しては、経済的及び効率的な事務執行を図る観点から、緊急を要する特段の理由がある場合を除き、原則として競争による契約方法を履行すること。

なお、緊急を要する特段の理由がある場合を適用し、競争による契約方法以外の方法を履行する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第4号により理事長に届け出るものとする。

また、50万円未満の比較的安価な機械器具の導入に当たっては「特段の理由がある場合」を適用し、必要に応じ、随意契約等の方法により履行することができるものとする。

- ウ 競争契約による入札結果については、全入札者及び入札金額を、随意契約にあつては、契約の相手方及び契約金額を、閲覧の方法により公表すること。

エ 事業実施主体等が締結する工事契約においては、一括下請負の禁止についての契約条項を条文に明記すること。

- (13) 事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可を得るものとする。

13 補助対象

- (1) 農業用機械施設の補助対象については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官連名通知。以下「基準通知」という。）及び補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官連名通知）が通知されているところであり、畜産業振興事業における補助対象となる農業用機械施設の扱いについては、これらの通知によるほか、下記事項に留意するものとする。

ア 補助対象となる共同利用機械及び共同利用施設の事業参加者は、3戸以上とする。ただし、理事長が地域の実情、事業の効果その他の事情を総合的に勘案して適当と認める場合には、この限りでないものとする。

イ サイロ以外の共同利用飼料作物生産利用調製用施設及び家畜ふん尿処理利用施設は、その利用の実態から個別経営になじむ施設ではないので、引き続き補助対象とするものとする。

- (2) 補助対象から除外された機械施設については、融資事業の活用等を図るものとする。

14 着工又は着手について

- (1) 施設整備事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある、当該事業について事業の内容が的確である場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着工届を別記様式第2号-1により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順

に準じて理事長に提出するものとする。

- (2) 施設整備事業以外の事業の着手についても、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、必要に応じて都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第2号-2により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。

- (3) (1) 又は (2) のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (4) (1) 又は (2) のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、補助金の交付が確実である旨の理事長からの文書による通知を受けて届出を行うものとする。

- (5) 都道府県知事は、(1) 又は (2) のただし書による交付決定前着工又は着手のうち、都道府県の指導を要するものについて、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工又は着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

- (6) 事業実施主体等の長は、交付決定前着工又は着手を実施した場合は、補助金交付申請書に着工又は着手年月日等を記載するものとする。

15 機械施設等の管理運営

- (1) 理事長は、事業実施主体等が、この事業によって整備された共同利用機械施設等を事業実施計画等に従って適正に管理運営し、これにより個々の事業の目的が達成されるよう指導するとともに、その状況の把握に努めるものとする。

- (2) 畜産業振興事業により導入された機械施設の管理運営は、基準通知に定めのある場合を除き、農業協同組合（以下「農協」という。）及び農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）が事業実施主体等である場合にあっては営農集団に、委託できるものとする。

- (3) 増築、模様替え等に伴う手続

畜産業振興事業によって取得し、又は効用の増加した施設等の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築及び模様替え等を当該施設の耐用年数期間内に行う場合は、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第3号により都道府県知事に協議の上、理事長にこれを届け出て、その指示を受けるも

のとする。

- (4) 畜産業振興事業の実施により取得した財産の処分については、別添2の規定に基づき、適正に行うこととする。
- (5) 畜産業振興事業の実施により取得した財産及びその財産の処分の取扱いについては、「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）及び事業ごとの要綱によるものとする。

16 事業の実績報告

事業実施主体等は、毎年度、事業終了後速やかに事業の実績を提出するものとする。その手続については、事業ごとの要綱によるものとする。

17 補助金等支出明細書の作成

事業実施主体（生産者型事業実施主体を除く。）は、別記様式第7号の畜産業振興事業に係る補助金の補助金等支出明細書を作成し、事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに理事長に報告するものとする。

18 事業改善計画の作成

- (1) 事業実施主体等は、16の報告に際し、各事業の実施状況について検討を行い、計画の達成が見込まれない場合は、事業の改善計画を要綱の事業実施計画等に係る規定に準じて作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 理事長は、(1)の改善計画を作成した事業実施主体等に対し、改善計画を達成するための指導を行うものとする。

19 基金等の管理

事業実施主体等は、畜産業振興事業の実施のために機構からの補助金の交付により造成された基金等に関しては、各事業実施要綱のほか、次の通知の定めるところにより、適正に管理を行うものとする。

- (1) 「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」（平成19年3月28日付け18農畜機第4545号）
- (2) 「畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について」（平成18年4月1日付け18農畜機第23号）

附 則

この通知による規定の適用は、平成15年10月1日以降に契約する工事について適用する。

ただし、平成15年9月30日以前に契約した工事で、平成15年10月1日以降に設計変更を行うものについては、指定助成対象事業の実施について（平成11年7月8日付け11畜B第1003号農林水産省畜産局長通知）の例による。

附 則（平成16年4月1日付け15農畜機第3102号）

この規程の改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年12月21日付け16農畜機第3764号）

この規程の改正は、平成16年12月21日から施行する。

附 則（平成17年4月1日付け16農畜機第5526号）

- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第1の7の事後評価の適用事業は、改正前の第1の5により平成12年度以降に採択された事業（総事業費が5,000万円を下回るもの及び器具・機材の整備等費用対効果分析により難しいものを除く。）に適用する。

附 則（平成18年4月1日付け18農畜機第1113号）

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年8月1日付け18農畜機第1834号）

この規程の改正は、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日付け19農畜機第172号）

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日付け20農畜機第187号）

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日付け20農畜機第1537号）

この規程の改正は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日付け20農畜機第4156号）

この規程の改正は、平成21年1月27日から施行する。

附 則（平成21年4月1日付け21農畜機第298号）

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月3日付け21農畜機第1198号）

この規程の改正は、平成21年6月3日から施行する。

附 則（平成22年5月17日付け22農畜機第583号）

- 1 この規程の改正は、平成22年5月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 17に規定する補助金等支出明細書については、平成22年度の事業分から作成するものとする。

附 則（平成23年5月25日付け23農畜機第737号）

この規程の改正は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日付け24農畜機第181号）

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日付け24農畜機第513号）

この規程の改正は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月28日付け24農畜機第944号）

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附 則（平成25年3月19日付け24農畜機第5045号）

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

附 則（平成25年8月22日付け25農畜機第2188号）

この規程の改正は、平成25年8月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表第1 施設整備事業（抜粋）

施設整備事業	
10	畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥保管施設整備リース事業 (総事業費が5,000万円以上のものに限る。)

別表第2 年総効果額算出方法（抜粋）

評価対象事業	年総効果額の算出の方法
10 畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥保管施設整備リース事業 (総事業費が5,000万円以上のものに限る。)	年総効果額＝堆きゅう肥生産量増加効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋廃棄物処理費削減効果額

別表第3 施設整備事業のコスト分析基準（抜粋）

事業名	項目	基準額
1 畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥保管施設整備リース事業 (総事業費が5,000万円を下回るものに限る。)(税込み)	堆肥調整・保管施設	200m ² 未満24(26)千円/m ² 200m ² 以上22(24)千円/m ²

注) 1及び3の事業の基準額の()内は、特別地域に適用される額である。なお、特別区域とは、①豪雪地帯対策特別措置法第2条により指定された地域、②離島振興法第2条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。)のいずれかに該当する地域をいう。

別表第6 環境と調和のとれた農業生産活動規範の対象事業 (抜粋)

対 象 事 業
畜産高度化支援リース事業
畜産経営力向上緊急支援リース事業

別表第8 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の対象事業 (抜粋)

対 象 事 業
畜産高度化支援リース事業
畜産経営力向上緊急支援リース事業

別紙1 施設整備事業 費用対効果分析方法 (抜粋)

1 効果額の算出

(3) 堆きゅう肥生産量増加効果額

堆きゅう肥生産量増加効果額 (円)

= (事業実施後堆きゅう肥製造量 (トン) - 事業実施前堆きゅう肥製造量 (トン)) × 地域内販売単価 (円/トン) - (事業実施後維持管理費 (円) - 事業実施前維持管理費 (円))

製造量、単価等の全項目：事業実施計画の数値

(5) 地域生活環境改善効果額

オ 評価対象事業の10の事業

地域生活環境改善効果額 (円)

= ①衛生水準向上効果額 (円) + ②水質改善効果額 (円)

① 衛生水準向上効果額 (円)：アに同じ。

② 水質改善効果額 (円)

= 家畜頭数 (頭) × 1頭当たり年間窒素排せつ量 (kg/頭) × 流出比率 (%) × 窒素浄化处理単価 (円/kg)

家畜頭数 (頭)：事業実施計画の数値

1頭当たり年間窒素排せつ量 (kg/頭)

畜種		窒素量 (kg窒素/頭/年)
乳用牛	経産牛	119.96
	育成牛	47.34
肉用牛	繁殖牛	84.15
	育成牛	28.88
	肥育牛	64.81
豚	繁殖豚雌	15.12
	繁殖豚雄	16.57
	子豚	3.64
	肉豚	11.45
採卵鶏	成鶏	1.33
	ひな	0.53
ブロイラー		0.82

流出比率：50%

窒素浄化处理単価：4,700円/kg

(8) 廃棄物処理費節減効果額

廃棄物処理費節減効果額 (円)

= 廃棄物処理量 (トン) × 処理単価 (円/トン)

廃棄物処理量、処理単価：事業実施計画の数値

(注) 1. 生ゴミ、食品残さ等を一体的に処理する場合算出すること。

2. 処理単価は、実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

2 廃用損失額 (既存施設残存価値) の算出

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、事業実施計画の添付資料の既存施設関係資料により、施設ごとに次の算式により求めるものとする。

廃用損失額 = 既存施設の取得価格 × ①残存率

① 残存率：(耐用年数 - 使用年数) ÷ 耐用年数

3 還元率の算出

還元率は、「土地改良事業の経済効果算定手法」に従い、(1)で算出された年総効果額から妥当投資額を算出するために次式により算出する。

$$\text{還元率} = \{0.04 \times (1 + 0.04)^{\text{総合耐用年数}}\} \div \{(1 + 0.04)^{\text{総合耐用年数}} - 1\}$$

総合耐用年数は、事業実施計画の添付資料の事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数 = ①事業費の合計 ÷ ②年事業費の合計

① 事業費の合計：各工種 (施設、機械) の事業費を合計する。

② 年事業費の合計：年事業費を合計する。

工 種 名 (施設、機械)	事 業 費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ② = ① / ③
○○牛舎	①	③	②
××牛舎	：	：	：
△△牛舎	：	：	：
○○庫	：	：	：
××処理施設	：	：	：
△△棟	①'	③'	②'
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

4 総事業費の算出

1において算出された効果額が、評価対象事業のみにより効果を算出できる場合は、事業の実施計画に示されている総事業費を計上し、評価対象事業以外の事業、施設等の効果が含まれる場合は、事業実施計画における総事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費（既存施設等にあつては2で算出される残存価値に相当する額）を加えるものとする。

別記様式第1号 費用対効果分析算定表／事後評価分析表（費用対効果分析算定表及び要因分析表）（抜粋）

費用と効果の比較（事業計画/実績）

事業計画時には、事業実施計画資料を用いて費用対効果分析を実施し、事業計画の欄に数値を記入する。事後評価時には、これに加え、実績値を用いて費用対効果分析を実施し、実績の欄に数値を記入するとともに、事業計画時の投資効率と実績値による投資効率が20%以上乖離している事業又は実績値による投資効率が1以下の事業については、要因分析を実施する。

1 事業効果総括表及び効果額の集計表

4に規定する評価対象事業の効果と費用の比較の方法に規定する該当項目により、次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 【事業効果総括表】

区 分	算 式	数 値			備 考
		事業 計画	実績	単 位	
総事業費	①			千円	
年総効果額	②			千円	年総効果額算出表より
うち内部経済効果	③			千円	
廃用損失額	④			千円	廃用損失額算出表より
総合耐用年数	⑤			年	総合耐用年数算出表より
還元率	$\textcircled{6} = 0.04 \frac{(1+0.04)^{\textcircled{5}}}{\{(1+0.04)^{\textcircled{5}} - 1\}}$				利子率は4.0%
妥当投資額	$\textcircled{7} = \frac{\textcircled{2}}{\textcircled{6}} - \textcircled{4}$			千円	
うち内部経済効果	$\textcircled{8} = \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{6}} - \textcircled{4}$			千円	
投資効率	$\textcircled{9} = \frac{\textcircled{7}}{\textcircled{1}}$				
うち内部経済効果	$\textcircled{10} = \frac{\textcircled{8}}{\textcircled{1}}$				

(2) 【年総効果額集計表】

効果種別	効果額		
	事業計画	実績	単 位

内 部 効 果	1	畜産経営体所得向上効果			千円
		1.1生産増加効果			千円
		1.2品質向上効果			千円
		1.3生産費節減効果			千円
	2	畜産関連経営体所得向上効果			千円
		2.1生産増加効果			千円
		2.2品質向上効果			千円
		2.3生産費節減効果			千円
	3	堆きゅう肥生産量増加効果			千円
	4	労働時間削減効果			千円
《内部経済効果 小計》					千円
外 部 効 果	5	地域生活環境改善効果			千円
		5.1衛生水準向上効果			千円
		5.2水質改善（保全）効果			千円
	6	生産環境改善効果			千円
	7	廃棄物処理費節減効果			千円
	8	地域雇用創出効果			千円
《外部経済効果 小計》					千円
年 総 効 果 額					千円

(3) 【要因分析表】

効 果	乖 離 等 の 要 因

注：効果の欄は、(1)の区分、(2)の効果種別のうち事業計画と実績が20%以上乖離している項目ごとに記載すること

(3) 堆きゅう肥生産量増加効果額の算出は、下表に基づくものであること

【堆きゅう肥生産量増加効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
事業実施後堆きゅう肥製造量	①			t	

事業実施前堆きゅう肥製造量	②			t	
堆肥製造増加量	③=①-②			t	
地域内販売単価	④			円/t	
事業実施後維持管理費	⑤			円	
事業実施前維持管理費	⑥			円	
堆きゅう肥生産量増加効果額	⑦=③×④- (⑤-⑥)			千円	

(5) 地域生活環境改善効果額のうち衛生水準向上効果額及び水質改善(保全)効果額の算出は、下表に基づくものであること

ア【衛生水準向上効果額算出表】

項目	算式	数値		単位	備考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
家畜排せつ物(廃棄物)当たり防臭剤等の薬剤散布単価	①	918	918	円	定数
家畜排せつ物(廃棄物)量	②			t	
衛生水準向上効果額	③=①×②			千円	

3 事業効果総括表算出基礎表

(1) 廃用損失額(既存施設残存価値)は、事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合はマイナスの効果として計上する。

なお、耐用年数に達していない既存の施設を本事業で整備する施設と一体的に使用する場合であって、本事業で整備する施設のみにより効果を算出できないときは、既存の施設の調達費用に当たる残存価値を費用として計上するものとする。

【廃用損失額(既存施設残存価値)算出表(事業計画)】

施設名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可能年数 ④ =②-③	残存率 ⑤ =④/②	残存価値 (千円) ⑥ =①×⑤	耐用年数の根拠

合 計							各⑥欄の 合計
-----	--	--	--	--	--	--	------------

注：耐用年数の根拠は、基本的に農林畜水産業関係補助金等交付規則に基づく。

【廃用損失額（既存施設残存価値）算出表（実績）】

施設名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可 能年数 ④= ②-③	残存率 ⑤ =④/②	残存価値 (千円) ⑥= ①×⑤	耐用年数 の根拠
合 計							各⑥欄の 合計	

注：耐用年数の根拠は、基本的に農林畜水産業関係補助金等交付規則に基づく。

(2) 総合耐用年数は、本事業で整備する施設、機械について、下表により算出するものとする。

【総合耐用年数算出表（事業対象工種別事業費・耐用年数表）（事業計画）】

工種別(施設名)	事業費 ①	耐用年数 ③	単年度事業費 (減価額)②=①/③	耐用年数の根拠
合 計	④=①の合計	⑥ 総合耐用年 数 (④/⑤)	⑤=②の合計	

注：耐用年数の根拠は、基本的に農林畜水産業関係補助金等交付規則に基づく。

【総合耐用年数算出表（事業対象工種別事業費・耐用年数表）（実績）】

工種別(施設名)	事業費 ①	耐用年数 ③	単年度事業費 (減価額) ②=①/③	耐用年数の 根拠

合 計	④=①の合計	⑥総合耐用年数 (④/⑤)	⑤=②の合計	

注：耐用年数の根拠は、基本的に農林畜水産業関係補助金等交付規則に基づく。

別添 2 畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い

1 財産処分に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、事業実施主体等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、理事長に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 理事長は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

2 長期利用財産に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者が、地域活性化等（近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。以下同じ。）を図るため、長期利用財産（補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。以下同じ。）を財産処分しようとするときは、1の規定にかかわらず、次によることができる（別表2参照）。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する場合

事業実施主体等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第2号）を理事長に提出することができる。この場合においては、理事長による報告書の受理をもって、理事長の承認があったものとみなす。

ア 自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合

イ 本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合

ウ 国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合

- ② ①以外の場合にあつては、事業実施主体等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第3号）により、理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

- (2) 理事長は、(1)の②の承認をするときは、当該財産処分が地域活性化等を図るために行われるものであるかどうか、当該補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認し、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。
- (3) 補助対象財産の所有者が、(1)の①又は②による財産処分の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産

処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、事業実施主体等は、新たな承認を得なければならない。

3 災害被害財産等に係る承認申請等

- (1) 事業実施主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、災害報告書（別紙様式第4号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、理事長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- (2) 理事長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1及び2のいずれかに従った手続きを指示することができる。

4 その他

地域再生法（平成17年法律第24号）第21条の規定により理事長の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。

別表1（別添2の1関係）

処分区分		承認条件	機構納付額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間（農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。）内に一時使用する場合又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。
	補助事業を中止する場合	機構へ納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
	上記以外の場合	機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
譲渡	有償	機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	集落を基礎とした営農組織が、当該組織の法人化に伴い法人化後の組織へ譲渡する場合は、機構への納付を要しない。ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること
	無償	機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること		
	下取交換以外の場合	交換差益額を機構へ納付	交換差益額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償 (遊休期間内の一時貸付け)	収益について機構へ納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生ずる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
	無償 (遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		
	長期間（1年以上）の貸付け	機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
担保	補助残融資のため	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		

（備考1）上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

（備考2）補助率については、確定補助率の数値を用いること

（備考3）理事長は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

別表2 (別添2の2関係)

処分区分			承認条件	機構納付額	適用条項	
目的外使用	補助事業を中止しない場合	自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合		—		2の(1)の①による報告
		本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合		—		2の(1)の①による報告
	補助事業を中止する場合	他の施設に機能を移転したうえで、地域活性化又は公益の増進に資する目的で自ら使用する場合又は取り壊す場合	収益がない場合	—		2の(1)の②による報告
			収益が見込まれる場合	機構へ納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による報告
	上記以外の場合			機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による報告
譲渡	有償	補助条件を承継する場合		機構へ納付	以下のア又はイのいずれか低い金額を機構へ納付する。 ア) 譲渡契約額に補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 〔譲渡契約額 - {残存簿価又は時価評価額 × 事業実施主体の負担割合 (1 - 補助率)}〕	2の(1)の②による申請
	無償	譲渡先が国又は地方公共団体の場合		—		2の(1)の①による報告
		譲渡先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合	—		2の(1)の②による申請
	上記以外の場合			機構へ納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による申請

処分区分			承認条件	機構納付額	適用条項	
貸付 け	有償	一定期間を定め、貸付期間の満了後は、補助事業等を行う場合		機構へ納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の（1）の②による申請
	無償	貸付先が国又は地方公共団体の場合		—		2の（1）の①による報告
		貸付先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合	—		2の（1）の②による申請
	補助条件を承継しない場合		機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の（1）の②による申請	
上記以外の場合			機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の（1）の②による申請	

（備考1）上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

（備考2）補助率については、確定補助率の数値を用いること

別紙様式第1号

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代表者名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法等
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法（処分区分）
（（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること。）
 - (3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

- 2 処分の対象財産
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量
 - (3) 事業費、補助金額、補助率
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真（添付）

- 3 処分予定年月日

4 その他参考資料

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること

(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること

①補償契約書等の写し

②取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること

ア 農業生産法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

①農業生産法人化計画類似の法人化計画

②新設法人への財産処分（承継）計画書

③発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの）

長期利用財産処分報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代表者名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い2の（1）の①の規定により、報告します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること

（2）今後の利用方法（処分区分）

（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること

（3）処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

（1）事業実施主体

（2）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

（3）事業費、補助金額、補助率

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

（5）現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況
別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

(注) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合には、その機能について、上記2の(1)から(5)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること

別添（別紙様式第 2 号関係）

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近 3 年間の利用状況

補助対象財産 の名称	当初の 利用計画	最近 3 年間の利用状況		
		平成 年度	平成 年度	平成 年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

長期利用財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代表者名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い2の（1）の②の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること

（2）今後の利用方法（処分区分）

（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること

（3）処分の対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

（1）事業実施主体

（2）財産の名称、補助事業名、所在、形式、数量

（3）事業費、補助金額、補助率

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

（5）現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況
別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔（注）財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付するこ
と〕

別添（別紙様式第3号関係）

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象 財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況					
		平成	年度	平成	年度	平成	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

災害報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代表者名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「施設等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の名称
- (4) 施設等の所在地
- (5) 施設等の構造及び規格、規模等
- (6) 総事業費（うち補助金等）

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
年 月 日（〇〇地震による被災）
（〇〇气象台調べ 〇〇時〇〇分）
- (2) 被災の程度
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）

被害見積価格

施設等の復旧が不可能との判断した理由等

(事業実施主体の申請理由等)

(補助事業者の判断等)

(3) 被災施設の収支等

施設等の取り壊し等の概算経費

処分に係る収益等の見込額 (損失補償金を含む。)

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 ○○○○